

(第一類 第二号)

第八十七回国会 法務委員会議録 第七号

(一六四)

昭和五十四年三月二十日(火曜日)

午前十時十三分開議

出席委員

委員長 佐藤 文生君

理事 青木 正久君

理事 西宮 弘君

理事 沖本 泰幸君

稻葉 修君

福永 健司君

飯田 忠雄君

正森 成二君

小林 正巳君

阿部 昭吉君

田中伊三次君

武藤 山治君

長谷川幸久君

横山 利秋君

中村 正雄君

山崎武三郎君

横山 利秋君

田中伊三次君

喜實君

出席政府委員

法務政務次官 最上 進君

法務大臣官房長 前田 宏君

法務大臣官房司

法務省民事局長

議員 沖本 泰幸君

委員の異動

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

沖本泰幸君外二名提出、犯罪被害補償法案、沖

三月二十日

辞任 飯田 忠雄君 宮井 泰良君

補欠選任 宮井 泰良君

辞任 飯田 忠雄君

補欠選任 宮井 泰良君

本泰幸君外二名提出、刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案及び横山利秋君外六名提出、国籍法の一部を改正する法律案の三法律案を提出者から、それぞれ趣旨の説明を聴取いたしました。沖本泰幸君。

提出者から、それぞれ趣旨の説明を聴取いたしました。沖本泰幸君。

ち、同制度では犯罪被害者の窮状を速やかに救済することは実際的に不可能なあります。

仮りに訴訟を起こしたとしても、加害者側に賠償責任能力に欠ける場合が多く、よくてわずかな見舞い金を受ける程度、悪くするとそれすらなく、被害者の大半は泣き寝入りしているのが実情であります。中には、加害者が不明あるいはつかまらない場合も多く、現行民法の損害賠償制度は、犯罪被害の救済に対し、ほとんど効果を上げていな

いといつても過言ではありません。このように犯罪被害者に対する社会的救済措置が極端におくれている反面、犯罪者の人権保障は刑事制裁の緩和、社会復帰対策の促進、収容施設の合理化及び近代化など積極的に推進されています。犯罪者の人権保障の充実は憲法の規定に基づくもので当然のことですが、同時に犯罪被害者的人権保障もあわせて充実されるべきであります。犯罪被害者の救済を忘るならば、著しく社会的公正に欠けるとともに、刑事政策上からも片手落ちの觀を免れないのです。

以上の観点から、犯罪によって身体または生命にかかる被害を受けた場合に、国が速やかに被害者を救済する犯罪被害補償制度を樹立するため本法案を提案した次第であります。

以下、この法案の内容の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、この法律の目的は、犯罪によって人の身体または生命が害された場合における被害を国が補償し、被害者またはその遺族の生活の安定を図ることとしております。

第二に、補償の対象となる犯罪被害は、日本国内における他の人の犯罪行為に起因して、負傷し、病または死亡としております。なお、外国人については、日本国内に住所を有している場合に限り、

補償の対象としております。

第三に、補償形式は一時金形式をとっております。が、その種類として、加療期間が二週間を超える傷病の療養については療養補償金を、療養による休業については休業補償金を、後遺障害についてはその程度に応じた額の障害補償金を、死亡については遺族の態様により二千万円または五千五百万円の遺族補償金を掲げております。なお、健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法等により公的給付が支給されることとなる場合においては、その額を控除して支給することとしております。

第四に、扶養義務者等が加害者である場合においては、補償を行わないこととするとともに、被害者側にも犯罪行為の誘発等の責めがある場合、報復措置がなされた場合等においては、補償の全部または一部を行わないことができるとして、公平な補償が行われるようにしております。

第五に、補償機関としては、各地方裁判所の所在地ごとに、補償実施機関たる犯罪被害補償地方委員会を、法務大臣の所轄のもとに審査機関たる犯罪被害補償中央審査会を設置することとしておりまます。すなわち、犯罪被害補償地方委員会は、三人以上九人以下の委員で組織する合議制行政機関であり、その権限及び所掌事務は、補償申請の裁定、補償給付の支給、加害者の賠償能力及び生活状況の調査等としております。また、犯罪被害補償中央審査会は五人の委員で組織し、委員は弁護士資格を有する者のうちから国会の承認を得て法務大臣が任命することとし、その権限及び所掌事務は、犯罪被害補償地方委員会が行つた処分に対する審査請求の審査等としております。

第六に、補償の申請は、その申請をすることができるときから二年以内に、犯罪被害補償地方委員会に所定の申請書等を提出しなければならないこととする等補償手続等について規定を設けております。第七に、この法律の公布日前二十年間に行われた犯罪によって被害を受けた場合も、公布日以後

の補償事由について補償することとしております。

以上が本法律案の提案の理由及びその概要ですが、その趣旨により、無罪の裁判を受けた者に対する刑事訴訟法の規定による裁判費用の補償についても、犯罪類型該當の違法行為を行なうお願い申し上げます。

次に、刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申しあげます。

現在の刑事補償法では、心神喪失等の責任無能の理由によって犯罪が不成立とされ、無罪の判決を受けた者に対しても補償金が支払われることとなっています。

刑事補償の本来の目的は、いわゆる犯罪行為を犯していない者に対する補償を行おうとするもので、現に犯罪類型該當の違法行為を行い、かつ、責任無能力の理由で無罪となつた者までをも補償する趣旨のものとは考えられないものであります。

昭和四十三年に、殺人が、心神喪失中の殺人行為であるとの理由で無罪判決を受けた後に、その殺人が国に刑事補償金を請求してきた事例において、東京地裁は、決定文の中で、刑事補償金の支払いが、法律上、やむを得ないものと認めつけ、「現行刑事補償法の立法的な解決を期待する」と述べております。また当時の法務省刑事局長も「健全常識から見て非常に非常識」と述べているのであります。

速やかな立法的解決こそ望まれるところであります。

しかも、さきにわが党が提案しました犯罪被害補償法案では、心神喪失等責任無能力の理由によつて加害者が無罪となつた場合においても、被害者等を救済することとしております。

当該犯罪行為によって、被害者等と加害者の双方が国家から補償を受けるということはきわめて不自然なところであり、常識的にも納得できないところであり、無罪の裁判を受けた責任無能力者に係る刑事補償については、裁判所の健全な裁量

によつてその一部または全部をしないこととする必要があると考えるのであります。

また、同様の趣旨により、無罪の裁判を受けた者に対する刑事訴訟法の規定による裁判費用の補償についても、犯罪類型該當の違法行為を行なうお願い申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申しあげます。

現在の刑事補償法では、心神喪失等の責任無能の理由によって犯罪が不成立とされ、無罪の判決を受けた者に対しても補償金が支払われることとなっています。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長 続いて、土井たか子君。

国籍法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

### ○土井議員

ただいま議題となりました国籍法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を御説明いたします。

戦後、日本国憲法の施行に伴い、憲法十四条の法のもの平等及び二十四条の家族生活における個人の尊嚴・両性の平等の趣旨に基づき、旧來の家父長的家制度は根本的に改められることとなり、民法の親族編、相続編は全面改正されたのであります。

国籍法についても旧国籍法を廃止して、一九五〇年に現行国籍法が制定され、その際身分關係の得喪がその国籍に影響を及ぼす点は改められております。しかし、子の国籍取得における父母同権については改められないまま今日に至り、また日本人を配偶者に持つ外国人の帰化要件における男女差別も、まだ改正されるに至っていません。

諸外国の例を見ますと、従来は父系血統主義を採用していた国も最近次々と法改正を行い、フランス、西ドイツ、イスラエルなどで子の国籍取得における平等が実現しているのであります。また国連

は「国籍の取得、変更等における権利についての男女差別撤廃」が用意されています。これらの例より見て父母両血統主義はいまや國際的趨勢となつております。

次に本法律案の要旨を申し上げます。

第一は、出生による日本国籍取得の要件に関する改正であります。

国籍法第二条によれば、出生のときに父が日本国民であれば日本国籍を取得できますが、母のみが日本国民の場合は、日本国籍を取得できません。日本人母・外国人父を持つ子と、日本人父・外国人母を持つ子とは、同等の権利を持つはずであります。

したがつて、現行国籍法の父系血統主義は父母両血統主義に改め、出生の時に父または母が日本国民であるとき、子は日本国籍を取得することとなります。

第二は、日本国民の配偶者である外国人の日本への帰化の要件に関する改正であります。

外国人が日本に帰化する場合には、居住五年、素行善良、生計能力などの要件が必要であります。そして、日本国民の夫である外国人男性が帰化する場合には、これらの要件のうち居住歴が三年に軽減されるだけであります。一方、日本国民の妻である外国人女性の場合には、居住歴も生計能力も不需要で、日本に入国せぬままに帰化することも可能であります。

ひとしく日本国民の配偶者である外国人が、このように性別により明白な差別を受ける規定は、早急に改正する必要があります。

したがつて、現行法を改正し、現に日本に住所を有する十八歳以上の日本国民の夫、または十六歳以上の日本国民の妻である外国人について、引き続き一年以上日本に住所または居所を有する者は、平等に日本への帰化ができることとしたしております。

以上が本法律案の趣旨であります。

何とぞ御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○佐藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

法案、内閣提出、参議院送付、民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び内閣提出、民事訴訟費用等に関する法律案の三法律案を議題といたします。

これより、三法律案について趣旨の説明を聽取するのであります。民事執行法案は、第八十四回国会に提出され、本院において原案のとおり議決の上参議院に送付いたしたものを、参議院におきまして継続審査に付し、今国会、修正議決の上、去る三月二日、本院に送付されたものであります。したがいまして、本案の趣旨につきましてはすでに十分御承知のことと存しますので、理事の協議に基づき、趣旨の説明を省略することとし、参議院における修正部分につきまして、参議院法務委員会における修正案の提出者参議院議員寺田熊雄君から、法案の修正の趣旨について説明を聴取いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、寺田熊雄君。

民事執行法案

〔本号末尾に掲載〕

○寺田参議院議員 民事執行法案に対する参議院における修正に係る部分について御説明申し上げます。

第七十七条は、最高値買い受け申し出人または買主。

い受け人のための保全処分、また、第八十三条は、買い受け人のための引き渡し命令について、それぞれ規定いたしております。

これらの規定に対しましては、差押え前より合

法的に不動産を占有している労働組合や労働者の権利を不当に脅かすおそれがあるとする労働界から強い意見表明がありました。その意見の是非

はひとまずおくとして、第五十五条及び第七十七条は、差押え手続中、買い受け人が所有権を取得する以前の段階におきまして、占有者の権原の存否が未確定のまま、これらの占有者を排除し、不動産を執行官の占有に移す等の保全処分を認めるとするもので、不動産に対する物理的な価格減少行為を防止する法的手段は他に幾多あることを考慮いたしますと、正当な権原による占有者の立場の配慮に薄く、債権者の保護に厚いきらいがあるという批判を免れないと考えます。ま

た、第八十三条も、引き渡し命令という簡易な債務名義により、あとう限り有利な状態で不動産を買い受け人に引き渡そうとするものであります

が、これにより、差押え前より正当な権原により不動産を占有する者の排除まで認容せんとするこ

とは、これまで前同様の批判を免れず、かかる占

有者の排除については、買い受け人をして通常の訴訟手続によりその権利の実現を図らしむること

が、むしろ妥当と考えられるのであります。

本修正は、以上の点の是正を図らんとするものであります。その内容は、次のとおりであります。

第一は、差押え後の不動産価格を減少させる行為を未然に防止するための保全処分の相手方を債務者に限定したことであります。

第二は、最高値買い受け申し出人または買い受け人に對し不動産の引き渡しを困難にする行為等を防止するための保全処分の相手方を債務者に限定したことであります。

第三は、代金を納付した買い受け人のための不動産引き渡し命令の相手方を、債務者または事件の記録上差押えの効力発生前から権原により占有している者でないと認められる不動産の占有者に

限定したことであります。ただし、差押えの効力発生後に占有した者でも、占有権原を買い受け人に対抗することができると思われるものは、この限りでないものとしたことであります。

以上が、参議院における修正の趣旨及び内容であります。

○佐藤委員長 これにて、民事執行法案中参議院における修正部分の説明は終わりました。御苦勞さまでした。

次に、民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案について、政府から趣旨の説明を聽取いたしたいと思います。古井法務大臣。

現行の民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律におきましては、民事訴訟及び刑事訴訟における証人等に支給する旅費については、おおむね国家公務員等の旅費に関する法律の規定に準じて定められております。

今般、政府におきましては、国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、国家公務員等の内国旅行に際して支給する旅費について、急行料金及び座席指定料金の支給範囲を拡大することなどを内容とする国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を国会に提出いたしました。民事訴訟及び刑事訴訟における証人等に支給する旅費についても、右の法律案における取り扱いに準じて改正する必要があると考えられますので、急行料金の支給範囲の拡大等をしようとするとものであります。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願ひいたします。

○佐藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○古井国務大臣 まず、民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、現在御審議をいただいております民事執行法案が可決されました場合、その施行に当たり、民事訴訟法外六十の関連する諸法律について、字句の修正、条文の整理その他関連事項の改正を行なう必要がありますので、これら所要の改正を一括して行おうとするものであります。

改正を行なうとするものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願ひいたします。

次に、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、民事訴訟及び刑事訴訟における

○佐藤委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

民事執行法案及び民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の審査に当たり、本

日、参考人として、日本執行官連盟副会長八木代吉君及び東京執行官室労働組合書記長田中一志君の出席を求め、意見を聽取いたしたいと存じます

が、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって

○佐藤委員長 これより、民事執行法案、民事執  
行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律  
案及び民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟  
費用等に関する法律の一部を改正する法律案の三  
案について質疑を行います。

○佐藤委員長 この際、お詣りいたします。  
本日、最高裁判所西山民事局長から出席説明の  
要求がありますので、これを承認するに御異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、  
さよう決しました。

○佐藤委員長 質疑の申し出がありますので、順  
次これを許します。長谷雄幸久君。

○長谷雄委員 初めに、民事執行法案の修正案に  
ついてお尋ねをいたします。

この民事執行法案につきましては、すでに私は、  
五十三年六月六日この委員会で質疑をいたして  
おりますので、この法案につきましては、修正案に  
限つて質疑をいたします。

まず、民事執行法案につきましては幾つかの特  
色、傾向が挙げられております。そして今回の修  
正の対象になつていてる五十五条、七十七条、八十  
三条は、いずれもその特色から見ると強い執行法  
をを目指している規定だと言うことができると思  
います。すなわち、現行の民事訴訟法中の強制執行  
及び競売法の規定、そしてその運用の欠点の一つ  
は、執行妨害に対して非常に弱いといふことが挙  
げられております。そのため強制執行手続は国民  
に期待されるような機能を十分に果たしていな  
い、そういう批判がこれまでございました。そこ  
で、この民事執行法案は、そうした欠点を補うこ  
とが一つの目的であったと指摘されております。

そこで、質問の第一は、この法案中、今回修正  
の中で問題になつております保全処分を規定した

五十五条と七十七条について、まずお尋ねをした  
いと思います。

初めに、原案と修正案と比較して、法的効果に  
どう違うか。同時に、原案で予定しておった趣旨と  
おいてどういう相違が生ずると考えているか、お尋  
ねいたします。

○香川政府委員 原案と修正案の違いは、原案に  
おきましては、債務者はかに第三者が占有して  
おって、不動産の価格を著しく減少する行為をし  
た場合も所要の措置ができることになつております  
したが、修正案で第三者が削られましたので、第  
三者が占有して価値減少行為をやつた場合には防  
止策がないというところが大きな差異でございま  
す。

○長谷雄委員 次に、修正案によつて、法務省が  
当初原案で予定をしておつた趣旨が、どの程度実  
現できるのかということをごさせます。

○香川政府委員 現行法におきましては、債務者  
あるいは第三者が競売の目的である不動産を占有  
して、その価値を減少する行為をするような場合  
あるいはそのおそれがある場合におきましても、  
何らそれを防止する法的手段がなかつたわけであ  
ります。この点が從来から改正を必要とするとい  
うふうに言われております。したがいまして、  
原案におきましては、債務者及び第三者が占有中  
に価値減少行為をやる場合に、その防止策を講す  
ることができるようにいたしたわけであります。

修正案によりまして、先ほど申しました第三者  
の場合は除かれたわけございませんけれども、  
競売の実際を申しますと、大部分は債務者が占有  
してさような行為をする場合でございまして、第  
三者の場合には希有の例と申し上げていいかと思  
うのであります。したがいまして、私どもとして  
お尋ねをしますが現在、悪質ブローカーを縮め  
出すためにいろいろ工夫がなされていると思  
いますけれども、今後の対策についてお尋ねをした  
いと思います。

そこで、今回の修正案に関連をいたしますので  
お尋ねをしますが現在、悪質ブローカーを縮め  
るのではありませんと、大部分は債務者が占有  
してさような行為をする場合でございまして、第  
三者の場合には希有の例と申し上げていいかと思  
うのであります。したがいまして、私どもとして  
は、念には念を入れるといいますか、大事をとる  
意味から、第三者も対象にすべきものといふう  
に考えておつたのでござりますけれども、修正さ  
れましても大半は用を足すといふことで、さほど  
原案の趣旨が死んだと申しますか効果がなくな  
ったというふうには考えておりません。現在でも、  
これらが競売場にはびこつていたのでは適正  
な売却ができないといふことで、それらが競売場  
にもぐり込まないといふうには認識しておられ  
ることは申しません。

○長谷雄委員 次は、八十三条についての引き渡

し命令の規定でありますけれども、この点につ  
ては、原案と比較して今回の修正案で、法的な効  
果にどう違うか。同時に、原案で予  
定しておつた趣旨と、いうものほどの程度実現でき  
るのか、お答え願います。

○香川政府委員 原案におきましては、買い受け  
人が引き渡しを受け得る場合は、つまり買い受け  
人に対抗することができない第三者が占有してお  
る場合でございます。これはもちろん、その買い  
受け人に対抗できる権原有するかどうかという  
ことは、執行記録上明らかに場合に限るわけでござ  
いますけれども、修正案におきましては、対抗  
できるかどうかということは考えないと申しま  
すか、対抗はできないけれども、たとえば差押え  
前から使用貸借あるいは賃貸借等で当該不動産を  
占有している者につきましては、引き渡し命令が  
出せないことになつておるわけであります。

つまり簡単に申しますれば、引き渡し命令の出  
せる対象が減縮されたと申しますか、したがつて、  
引渡し命令の制度そのものの効果が若干弱まつ  
た感じがするわけでございます。その違ひが大き  
いところだらうと思います。

○長谷雄委員 裁判所にお尋ねをしますが、民事  
執行法案の二十一條によりますと、民事執行手続  
に関する必要事項は、最高裁判所規則で定めると  
の包括的な規定がございます。

そこで、今回の修正案に關連をいたしますので  
お尋ねをしますが現在、悪質ブローカーを縮め  
るのではありませんと、大部分は債務者が占有  
してさような行為をする場合でございまして、第  
三者の場合には希有の例と申し上げていいかと思  
うのであります。したがいまして、私どもとして  
は、法規の第六十五条で、売却の場所の秩序維持  
のために執行官に権限が与えられておりますの  
で、悪質なブローカーを排除するためには、必要  
に応じて執行裁判所に援助を求める等の、より実  
効性のある方策を立てていくことを考えておるわ  
けでございます。

○長谷雄委員 引き続きまして、最高裁の方にお

裁判所の方としましては、次のようないくべき対策をとつ  
ております。

従前、こうう者かはびこりやすかつたのは、  
売り方が競り売りという形をとつておりましたこ  
とに原因するものが多かつたわけです。それで、  
それを原則とするという対策をとつておられた  
のが、お答え願います。

裁判所の方としましては、次のようないくべき対策をとつ  
ております。

裁判所の方としましては、次のようないくべき対策をとつ  
ております。それから執行官だけが競売場で実施行  
為をしておりますと、なかなか目が行き届かない  
という面がございますので、執行官の監督官であ  
ります裁判官とか監督官としての首席書記官  
その他の裁判所書記官におきまして、競売場に便  
乗してその入札行為あるいは仮に競り売りを実施  
するとしても、その競り売り行為を監視する  
といふ体制をとつて、未然に防止しておるわけで  
ございます。それから執行官が競売場を主宰する  
わけでございますが、その場合には、競売場にお  
いて私語を禁止するということによって秩序が保  
たれるよう正直な態度をとるということをやつ  
ております。

それから、何と申しましても、そういうブロー  
カーバカリにばつこさせるというのではなくし  
て、一般の人が買いややすい雰囲気を持たせるとい  
うのが必要なことありますので、競売場の明朗  
化といふものを図りまして、素人にも参加しやす  
いものとするよう努力しておるわけでございます。

今後は、いま申し上げましたような方策のほか  
に、法規の第六十五条で、売却の場所の秩序維持  
のために執行官に権限が与えられておりますの  
で、悪質なブローカーを排除するためには、必要  
に応じて執行裁判所に援助を求める等の、より実  
効性のある方策を立てていくことを考えておるわ  
けでございます。

民事執行法の六十四条によりますと、不動産  
の売却方法につきまして「入札又は競り売りのほ  
か、最高裁判所規則で定める。」と書いてあります

が、どのような方法を考えておられるのか。またあわせて、郵便による入札の制度というものを考えておられるのか、お尋ねします。

○西山最高裁判所長官代理者

まず、不動産の売却方法でございますが、現在は、不動産の売却に

おきまして、買い受け希望者がおりませんと、最低競売価額を一部低減して、さらに売却することになつておりますが、新しい法案では、原則として、このような低減方法をとらないというたまえをとつております。これは差押え不動産の売却価額が不當に安くなることを防止しようとするものでありまして、その反面、不動産の売却方法自体が現行法と異なつて、大幅に最高裁規則にゆだねるということにされておるわけでございます。

法案の六十四条二項によりますと、入札または競り売り以外の方法を最高裁判所で定めることになつておりますが、広く一般に買い手を募つて、だれでも買い受けの申し出ができるようにする売却方法が原則として望ましいと、いうことは言ひましたが、現行法と異なつて、大抵に最高裁規則にゆだねるということにされておるわけでございます。

す。

そこで、競り売り以外の方法を最高裁規則におきましても、少なくとも必ず一回は入札または競り売りといふ方法をとることにしておるわけでございます。

そういたしまして、入札または競り売りを実施しても競法な買い受けの申し出がないときに、差押え債権者の意見を聞いた上で、その直前の入札または競り売りにおける最低売却価額を下回らない価額で、執行裁判所が執行官に対し、入札または競り売り以外の方法によって、不動産の売却の実施を命ずることができると、いうふうな方法を検討しておるわけでございます。

さらに執行裁判所は、この売却の実施について、売却の実施の方法、期限その他の条件を付することができるという構想を持っておりまして、たとえば、買い受け希望者を探すために、新聞公告をしたり不動産業者があつせんを依頼するといふことによりまして、迅速に適正な価額で差押え不

動産を売却するよう努めます。それが、現行法における入札制度を考へておられます。

次に、郵送による入札制度を考へておられます。

かといふ御質問でございますが、現行法の入札制度におきましては、入札期日に集まつて来た者が入札をした上で、その面前で開札をするというこ

としか予定しておりませんが、たとえば軽井沢に別荘があつて、それを売却するという場合に、そ

の管轄執行裁判所は長野地裁の佐久支部というと

ころになりますが、そこに買い手がわざわざ出か

けていくということも大変だというふうなことも考慮いたしました。たとえば東京にいる人が佐久

支部の入札に郵便で入札できるようになります。

ことになりますれば、買い受けの申し出についての便宜が図られるし、それだけ買い手が多く見つかるという可能性が考えられるわけでございま

す。

それから、実際の問題といたしまして、競売場

ではかなりたくさん的人が集まつてくるといふこ

とで、そういう雰囲気に押されて、そこではなか

なが買い受けの申し出をしていくというふうなこ

とから、一般の人が競売場に近づきにくいといふ

面があることを否定できないものでございます。

そういう場合には、わざわざ競売場に顔を出さな

くとも、郵送による送達でやれば、そういう買い

受けの申し出のチャンスを得られるということがござります。

そういうふうな点を考慮いたしまして、時間的にも場所的にも融通性を持たせて、広く買い受け希望者を募るために、郵送による入札といふものを考えたらどうかということで、現在考へておりますが、わざわざ競売場に顔を出さなくて、郵送による送達でやれば、そういう買い受けの申し出のチャンスを得られるということがござります。

そういうふうな点を考慮いたしまして、時間的にも場所的にも融通性を持たせて、広く買い受け希望者を募るために、郵送による入札といふものを考えたらどうかということで、現在考へておりますが、わざわざ競売場に顔を出さなくて、郵送による送達でやれば、そういう買い受けの申し出のチャンスを得られるということがござります。

ささらに、入札または競り売りのときに、現実に保証金額を出捐しないで済む方法を設けるならば、買い受け希望者は一層増加するといふふうに考えられますので、いわゆるボーナスと言われるものの、保険会社発行の保証券による保証提供を認めることも検討しております。この方法は、買い受け希望者と保険会社が保証委託契約を締結したしまして、その旨の保証券を裁判所に提出することによって、保証の提供があつたものとする制度でございます。そして、買い受け希望者が最高価買入となつたのに代金を納付しないというふうな工夫をこらして広く買い手を募る。そういうことによりまして、迅速に適正な価額で差押え不

動産を売却するようになります。

次に、法案の六十六条によります

と、不動産の買い受け申し出の保証の提供方法に

ついて最高裁判所規則で定める、こういう規定がございますが、どのような方法を考えているのかをお尋ねします。

○西山最高裁判所長官代理者

現行法におきまし

ては、競り売り入札におきます保証提供の方法を、現金または有価証券に限つておるわけでございま

すが、有価証券のうち、株券とか社債のよう

に価値を評価する必要のあるものは、保証としては

適当でない。銀行の自己あて小切手も、執行裁判

所が預金口座を持っていない現在では、その処理

に窮することがあるというので、実際には現金に

による保証提供だけが認められているような実情に

あります。

しかしながら、最近の競売物件は非常に高額な

ものが多いであります。そうしますと、高額の現金を競売場

に持参しなければならないということになります。

非常に危険であるし、また執行官が一々現金

の金額を勘定する手間も無視できないという状況に

になります。

そういうことからいたしまして、新法で保証提

供の方法を最高裁規則に委任しておりますので、

小切手による保証提供を可能とするよう検討し

ています。いわゆる送金小切手

は取り立て手数料を要しないので、保証の提供方

法として適当であると考えられます。銀行の自

己であて小切手も認めるかどうかなどを含めて、な

お十分に検討していくべきだといふふうに考えてお

ります。

ささらに、入札または競り売りのときは、「売却するときは競り売りでなければならぬ」と定めておりま

す。公表しなければならない」と定めておりま

す。告示板に掲載する等、適当な方法で公示する

ことができるといふふうにされております。

今度の執行法案の六十四条四項は、不動産の売却につきまして執行裁判所が入札または競り売りの方法により売却するときは「売却すべき不動産の表示、最低売却価額並びに売却の日時及び場所を公表しなければならない」と定めておりま

す。告示しなければならない」と定めておりま

す。告示方法等の細部につきましては、売却方法、

売却物件に応じて適正な換価が実施できるよう、

最高裁規則にゆだねられております。

不動産の売却に関する公告につきまして、法は明

文の規定を置きませんが、そのねらいは不動産に

対するのと同じことであるうといふふうに考えて

おります。

そのような法の要請にこたえるために、公告は

まさに広く一般人の目、耳に正確、迅速にその情

報が到達するように、有効な手段をなるべくたくさん使うということが望ましいのであることはもちろんでございますけれども、一方、有効な手段でありましても、新聞公告の例をとりますと、かなり公告費用が高いということもございまして、売却物件の価額に比して、かなり公告費用が多額のものになるという場合があつて、その負担をどうすべきかというふうな問題がございます。

考えられるのは、市町村が出しております広報紙を利用するということでございますが、これにいたしましても、売却条件を決定した後、売却期日までの間に十分な期日をとることができないために、そのような広報紙の原稿の縮み切り日に間に合うかどうかという事態も予想されるわけでございます。また、物件概要書のようなパンフレットを出して、それに競売物件を集めて載せておくという方法も考えられるわけでございますが、それも印刷に時間がかかるとか費用をどこから出しかといふうな問題もありまして、にわかにこれがといった名案が見出しがたい実情にございます。

しかし、できる限りこれらを克服できる方策を考えて、各市の実情あるいは各町の意見を勘案しながら、関係機関の協力を得て、有効な公告方法を実現できるよう努めさせていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

○長谷雄委員 大臣にお尋ねします。

民事執行法案につきましては、成立前にすでに重要な部分で修正をされるに至っております。本法成立後におきましても運用上十分な配慮が必要であり、場合によつては将来改正問題も起きてくるかと思いますが、いずれにしても、本法の趣旨が生かされるよう運用されなければならないと思ひます。

そこで、大臣のこの点についての所見をお伺いします。

○古井国務大臣 この民事執行法は十分綿密に審査も顧みたことでもありますし、しかし、まあ重要な、いわば画期的な立法でありますので、これから実行に移りますれば、大体はずいぶん研究

していただいた結果だとは思つておりますけれども、やつてみて、もし不備があるといふなら、これはまたその際に、よりよくするための改正も検討しなければならぬと思いますが、ますますこういふうに考えております。

○長谷雄委員 次に、民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について、お尋ねをします。

その第一条が民事訴訟法になつておりますが、この百二十二条で、改正案を拝見しますと、民事執行法案十五条との兼ね合いで新たに「其ノ他最高裁判所規則ヲ以テ定ムル方法ニ依ル」、こういうことが担保提供に関して書いてあります。この改正の趣旨、ねらいについてお尋ねします。

○香川政府委員

執行手続の場合におきまして、いろいろ担保を供することがあるわけでございます。

現行法と違いますのは、供託すべき供託所を明確にしたことと、いま御指摘のとおり、供託方法としまして最高裁判所規則の定むる方法によつてもよいということにいたしました関係上、民事訴訟法の訴訟の場合の担保提供についても整合性を図る意味で同趣旨の改正が必要であろうか、かよ

うなことで、百二十二条をいわば民事執行法の担保と同じような形に改正した、かような趣旨でございます。

○長谷雄委員 裁判所にお尋ねをしますが、いま私が読み上げた「裁判所規則ヲ以テ定ムル」ということでございますが、どういうものを予定しておられるのでしょうか。

○西山最高裁判所長官代理者

現在考えておりま

すのは、保険会社の発行する保証証券、これは先ほどもちょっと御説明申し上げましたと趣旨を同じくするものでございます。

考えております内容をさと御説明申し上げま

すと、担保提供者と保険会社が保証委託契約を締

結いたしまして、保険会社が保証証券を担保提供者に発行する。担保提供者はその保証証券を発令裁判所に提出をいたします。その提供の相手方の方では、その保証証券を裁判所の方から受け取ることになります。それで、担保に係る損害賠償請求権について債務主義を得ました場合には、保険会社は相手方に保証金額の範囲内でその金員を支払う、こういう内容の保証証券を考えるわけになります。

それから、それと同様の構成をとつたものでありますが、銀行の支払い保証というものを考えておるわけでございます。ただ、保証証券に当たるのは銀行の支払い保証證明書というものを考えております。

このようないい担保の提供方法につきまして、民事訴訟規則の中に規定するということを検討中でございます。

○長谷雄委員

第二条は民法になつておりますが、改正案によりまして削除されることになつておりますが、ここに二つお尋ねをします。

まず、民法三百六十八条规定ですが、改正

案によりまして削除されることになつておりますが、その趣旨とするところをお尋ねをします。特に民事執行法案の百九十三条との関連でどうなるのかということがあります。

○長谷雄委員

第三条が民法になつておりますが、改正案によりまして削除されることになつておりますが、ここに二つお尋ねをします。

まず、民法三百六十八条规定ですが、改正

案によりまして削除されることになつておりますが、その趣旨とするところをお尋ねをします。特に民事執行法案の百九十三条との関連でどうなるのかということがあります。

○長谷雄委員

第三条が民法になつておりますが、改正案によりまして削除されることになつておりますが、ここに二つお尋ねをします。

まず、民法三百六十八条规定ですが、改正

案によりまして削除されることになつておりますが、その趣旨とするところをお尋ねをします。特に民事執行法案の百九十三条との関連でどうなるのかということがあります。

○長谷雄委員

第三条が民法になつておりますが、改正案によりまして削除されることになつておりますが、ここに二つお尋ねをします。

まず、民法三百六十八条规定ですが、改正

案によりまして削除されることになつておりますが、その趣旨とするところをお尋ねをします。特に民事執行法案の百九十三条との関連でどうなるのかということがあります。

第二点は、三百八十四条の第三項が削除されることになつております。この削除の理由、あわせて民事執行法案百八十六条との関係について御説明を願いたいと思ひます。

○香川政府委員 まず、民法の三百六十八条规定の関係でございますが、この規定は、もともと実体法といたいのは執行手続を決めた規定であります。必ずしも民法中に規定する必要もないわけがございます。今回の民事執行法案におきまして、御指摘の百九十三条の規定によりまして債権者の担保権の実行手続が明定されましたので、三百六十八条の規定は不要になつた、こういうことで削除したわけでございまして、実質は何ら変わりはございません。

○長谷雄委員 裁判所にお尋ねますが、新設されることがあります。五十七条ノ二の条文によりますと、郵便による送達とそれから最高裁判規則を擧げておりますけれども、最高裁判規則では何を予想しているのか、お尋ねします。

○西山最高裁判所長官代理者

現在、運用として

行われておりますのと同じ趣旨のものを、この規定で設けようというふうに考えておるわけでござります。

すなわち、債権者の方から直接執行官に送達を申し立てる事ができるという規定と、それから公示送達の関係でございますが、債務者の住居所等が不明な場合には、債権者が執行裁判所に対し公示送達の申し立てをして、許可を得た上執行官に対しその送達の実施を申し立てるという方法が現行法のもとでも行はれておりますが、それと同じような規定を設けるということを考えておるわけでございます。

○長谷雄委員 次に、第十一条は立木に関する法

律でありますけれども、この法律の中で法定地上

権、法定賃借権等の新設規定がございますが、こ

の趣旨をお尋ねします。

○香川政府委員 今回の民事執行法案の八十一條

の規定によりまして、いわゆる法定地上権の成立

の規定が新設されたわけでございます。もちろん

民事執行法案の予定いたしておりますのは、いわ

ゆる不動産のうちの土地または建物でございます。もちろん

ので、法律上不動産とみなされる立木につきまし

ても、同じような法定地上権の制度を認める必要

性があろうということで改正されておるわけでございまして、つまり、抵当権の目的である立木が

競売によって売却されました場合には、その立木

のために土地に地上権が成立する、それから、土

地が売却された場合には、立木を存続させる

意味におきまして立木所有者のために法定地上権

に関する法律でございますが、これの第二十八条

の二のところによりますと、これの新設がござい

ますが、民事執行法案第五十六条の第三債務者の

供託に関する規定によつて、第三債務者に供託が

義務づけられ、さらに事情届け出が義務づけられ

ておりますが、本条の新設によりまして、第三債務者の利益が十分に保護されることになるのかどうか、お尋ねします。

○枇杷田政府委員 ただいま御指摘の点につきましては、御存じのとおり、現行法では債権執行の場合の第三債務者の供託は民事訴訟法の六百二十一条に規定がございますが、この現行法におきましては、第三債務者が供託をしなければならない場合というものは、配当要求債権者の要求があつた場合は、第三債務者が供託をしなければならない場合だけでございます。それからまた、現在の無名義主義のもとにおきましては、第三債務者が供託に要しました費用については、当該債権執行手続から配当により償還を受けるということが可能でございます。今度の民事執行法案によりますと、御指摘のように、第三債務者の供託をしなければならない範囲というものが非常に広がりまして、また有名義主義に変わりましたために、現行法のような形で救済を受けることはできなくなつたわけでございます。

この民事訴訟費用等の法律の二十八條の二の新設規定によりまして、そのような費用につきましては、第三債務者が所要の経費を支出した場合に、御指摘のよう、第三債務者の供託をしなければならない範囲といつて、現行法のような形で救済を受けることはできなくなつたわけでございます。

この民事訴訟費用等の法律の二十八條の二の新設規定によりまして、そのような費用につきましては、第三債務者が所要の経費を支出した場合に、一定の時期までにその費用の償還の請求をいたしまして、これは配当ということではございませんけれども、供託金の中から支給を受けることができるということがあります。そこで、お尋ねをします。

○枇杷田政府委員 最近の旅行の事情を見てまいりますと、これは配当ということではなくませんけれども、供託金の中から支給を受けることができるということがあります。そこで、お尋ねをします。

○長谷雄委員 この法律案では、民事訴訟及び刑事訴訟における証人等の旅費について、急行料金を支給する旅行の範囲を拡大することにいたしておりますが、その趣旨とするところは何か、お尋ねします。

○枇杷田政府委員 最近の旅行の事情を見てまいりますと、特急あるいは急行に乗車するということ非常に多くなりまして、国民の大半も昔のようにならぬに乘るという例が少なくなつてしまいまして、その結果、国鉄でも特急あるいは急行列車は多くなり、鉄道はだんだん少くなるというのが現状のようになります。

そういう状況でござりますので、国家公務員の内国旅行におきましても、その実情に合わせて特急料金あるいは急行料金の支給できる範囲を広げよう、例を申し上げますと、新幹線で現行法のまでは名古屋から遠くに行かなれば支給できないかったものを、熱海ぐらいまでは支給できるようにしようというふうなことで、改正を現在審議中でございます。

○長谷雄委員 同じく証人等の旅費につきましては、新たに座席指定料金を支給することができるようになりますが、その趣旨は何かお尋ねします。

それに合わせまして、証人の方も、同じような旅行の実情でございますので、同じように支給範囲を拡大しよう、こういう趣旨でございます。

○長谷雄委員 同じく証人等の旅費につきましては、新たに座席指定料金を支給することができるようになりますが、その趣旨は何かお尋ねします。

○枇杷田政府委員 これも急行料金と同様でございまして、座席を確保して旅行しようというふうなことが一般国民の間にも広がってきておるわけでございます。そういう面からいたしまして、証人の方につきましても、ある一定の距離以上の場合は座席指定料金を支給することにして、座席を確保した状態での旅行をしていただこうという趣旨でございます。

○長谷雄委員 裁判所にお尋ねをします。

○枇杷田政府委員 民事訴訟費用及び刑事訴訟費用につきましては、最高裁判所規則には、この最高裁判所規則に、路程費つまり旅費、日当、宿泊料の額について、その上限を定めておりますが、この際、最高裁判所規則の改正の意向について、お尋ねをしておきたいと思います。

○長谷雄委員 最高裁判所長官代理者 証人等の宿泊料、路程費それから日当につきましては、従前、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案が成立した場合には、この最高裁判所規則についても当然見直しを迫られると思うのですが、この際、最高裁判所規則の改正の意向について、お尋ねをしておきたいと思います。

○西山最高裁判所長官代理者 証人等の宿泊料、路程費それから日当につきましては、従前、国家公務員等の旅費法それから民訴費用法等の改正に準じて改定されてきておるということがございましたので、今回もそれに応じて改定をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○長谷雄委員 終わります。

○佐藤委員長 横山利秋君

○横山委員 先ほど参議院から修正理由の説明がございました。

本法案の修正の基本的な原因は、過ぐる国会で、当法務委員会におきまして賛成可決をされた直後に委員長から発言があり、私ども委員会における五十五条、七十七条规定の問題につきまして意見を付し、政府に要望したところから始まっておるのであります。参議院におきます修正につきまして、政府は異議ございませんか。

○香川政府委員 私どももいたしましては、原案をぜひとも成立させていただきたいと考えておることには変わりございませんけれども、修正によりまして、先ほども申し上げましたように、実質的には大半の場合防止策がとれるわけでございま

○横山委員 この修正がされる要因になりましたのは、言うまでもございませんか、労働組合が自ら管理ないしは権限確保のための行動をしておることに対して、今回の改正案がそれを阻害するものではないかというところから始まつておるのであります。そこから各院における関係諸団体の意見を聽取し、そして委員長発言となつたものであります。

その際に、私からも公式並びに非公式に申し上げたことがござりますが、この民事執行法の施行によって実際行われる事態、現場における執行官のあり方、また裁判所のあり方に對しまして、労働界からきわめて不信の念が発せられたのであります。法務省やあるいは最高裁から、私どもも前国会におきましても御説明がございましたのは、改正案が決してそれらを阻害するものではない、またそれは杞憂である、また十分認識させるからそのような不安はない、文書において、あるいは労働界からきわめて不信任の念が発せられたのであります。そこで、法務省はもちろんございますが、特に最高裁に強く申し上げておかなければならぬお客様情勢がござります。いまは円高不況、長期にわたる不況下にあって、不渡り、倒産、会社更生法、それらの事例といふものはきわめて日常茶飯事にたくさん起つておることは御存じのとおりであります。

これらの事態に対し、労働運動のあり方、また労働組合の感覚は、戦後のこの種の倒産企業に対する考え方ときわめて変化をしておることを記憶にとどめていただきたいのです。いまの労働組合がすべてそうだとは言いませんけれども、この不況下においては、とことんまでまいりますと、雇用が大事である、この企業を離れて自分の妻子を養つていく場所が見つかぬ、どんなことをしてもこの企業を守り、この企業を再建し、そして自分はここを自分の働く場所として考え

の企業を守る、自分の職場を守る、そういうような基本的な感覚が最近では非常に強くなつてゐるわけであります。経営者としては、そろばんに合わなければつぶしてしまう、またつぶさざるを得ぬ、こういうような合理主義でござりますけれども、労働者は生活がかかるつておる。したがつて、その基本的な目標のために会社、工場に立てこもつてがんばり、経営者に反省を求める、その実力行使の中に起る問題なのであります。

その実力行使がいろいろな形で行われるのであります、それを見て、それは五十五条の原案にありますように、価格を減少させる行為である、ピラが張られ、赤旗が翻り、あるいはガラスが破れたまま放置されておるということでは、土地、建物の価格を減少させる行為であるとして退去を命ずる、こういうような状況では、この民事執行法案にわれわれはとても賛成するわけにはいかない。法律にどんなことが書いてあっても、執行官の判断により、あるいは裁判所の判断により、この法律が悪用されるおそれが十分にある。法律に書いてあることと現場の運用とはまた違う点がある、こういうようなことが労働者の主張と現場における状況なのであります。

したがつて、私はます、この修正に賛成をするものではあります、その修正が法務省並びに最高裁の実際の法運用に当たつて、果たしてこれら労働者の要望が十分に生かされるような措置がどうしてとられるか、どういう方法でそれが行われるか、そのことについて意見を聞きたいのであります。

○西山最高裁判所長官代理者 ただいま大分手厳しい御批判をいただきましたが、そのような御懸念と申しますか、あるいは御疑問がどこから出てきたかということは、私つまびらかにいたしません。多分いまでも、そういう懸念されるようなります。

裁判官は、それぞれ独立して法令の解釈をして裁判をするということはもちろんでございまして、その限りにおきましては、自分で自分のやつしたことについては責任を持たなければならぬと同時に、その自分の解釈、適用というものが法律から当然出てくるような論理を越えるようなものであつてはならないという点の責任を持たなければならぬことはもちろんでございます。

政府原案におきましても、保全処分を命ずる要件としまして「不動産の価格を著しく減少する行為をする」とか、あるいは「そのおそれがある」というふうなことで非常に限定をされておりますが、そういう要件から見ました場合に、いま先生がおっしゃいましたような、労働組合が自主管理をしておるという例が、直ちにそれに当たるものではないというふうに考えられるところであろうことは存じます。

それからまた、修正の案を拝見いたしましたと、債務者に限定されるというふうなことがございまして、いま御懸念のよくな解釈、適用が生ずる懸念はますますないのではないかというふうに考えておるところをございます。

そうは申しましても、先ほど大分根深い不信の念のように拝聴いたしましたので、今後の問題として、私どもとしても、まず御懸念のよくな事態は起らならないであろうというところを少し申し述べてみたいと思います。

先回の議事、それから今回の議事もそうですが、この立法過程それからその審議過程におきます論議は、これは当然立法解釈の資料として裁判官も使うということはもちろんでございます。特に新しい法律でありますれば、それが解釈、運用の指針になるとということは、もう一番強い意味を持つておるようと思われます。私どもいたしましては、この法案が成立了しました暁は、民事執行法についての裁判官用の執務資料を作成して、その中に国会における質疑応答の内容も掲載する予

用に遺憾なきを期するという予定でおりますが、その中の問題の一つとして、いま問題になつておられます各条文についての解釈についても、意見交換をする機会を持ちたいというふうに考えております。それから恐らく、新法が施行されるまでには法務省当局の立案担当者によります公式の解釈といふものが、いろいろな文献に載ることであろうかと思われます。それも当然裁判官の目に触れて、運用に誤りがないことになるであろうといふうに申し上げるわけでござります。

○横山委員 その点については、あるいはあなた方から言わせれば誤解もあるであらう、あるいはは認識不足もあるであらう。また今回の修正によつてさらに十全の満足が与えられると確信をするといふ御説明を私どもは了といたしますが、いまお約束願いました諸般の経過並びに結果に重大な関心を払うことにいたしました。

次に、四十一年の執行吏制度についての附帯決議であります。この中で特に問題になりましたのが、「執行事務を直接固定俸給制の裁判所職員たる執行官において行う方向について検討を加え、早急にその実現方について鋭意努力する」という点であります。以来、十二年以上もたつておりますが、参議院におきます質疑を通読いたしますと、いまもつて政府側においてこの国会の院議が実現の緒についていなきことは、きわめて遺憾千万なことです。私も、その実情、なぜ困難であるかということを知らないわけではありません。しかしながら、それにしても余りにも無為無策、十二年を経過して、なおかつ国会にこの問題についての方向すら与えられないということは、大変怠慢のそしり免れがたいことだと思うのであります。

きるはすである、これが第一であります。

第二番目の問題は、執行事務に当たつておる職員の問題であります。国民から見れば、執行官がやつてきて執行事務を行う、その職員は国家公務員であろうと、すべての人がそう思つてゐる。思

わなのが不思議なくらい。あなたの国家公務員じゃないですか、こういうことである。最近では、

執行事務に対して暴力だとかあるいは脅迫とか、

そういう事例はきわめてないようであります。しかしながら、強制執行の場合にはつきまと諸問題であるとするならば、その職員が国家公務員でなくて一般の民間の人であるというようなことは、国民的にはどうにも理解のできないことであ

ります。よつて、改めて申し上げますが、四十一年の附帯決議のうち、その柱となつております執行官の給与体系、特にその執行事務に従事する職員の公務員化について、何としてもここで政府の約束をいただきたい。いかがですか。

○枇杷田政府委員 いま、四十一年の附帯決議がそのままになつておるというおしかりを受けましたけれども、私どもも十数年間、ただ放置したわけではありませんで、いろいろ研究を重ね、正直申し上げますと、苦慮してまいつたわけでございます。

ただいま御指摘の、執行官の補助事務をしておられます職員の方々の公務員化の問題につきまし

ても、関心を深く持つておるわけでござりますけれども、その問題の解決としては、たゞまもお話をございましたように、執行官の給与体系をどうするかということが先決であらうと思ひます。その点につきましては、先生御承知のとおり、いろいろな問題がありますので、これから検討してまいりたいと思ひますけれども、ただいまの御指摘のような、一部歩合制といふような問題も非常に実情に合つた、検討に値する課題であつて、そういうふうに考えております。

その執行官の俸給制の問題を固めました後によ申しますか、それと並行して、職員の公務員化の

問題を考えいかなければならないわけでござい

ますけれども、東京のような大きな執行官室における職員の実態と、地方で家族のような方がやつておられるような状況と、いろいろと、その補助事務をやつておられる方々の実態も差異があるよ

うでございます。したがいまして、制度としての公務員化と同時に、現在おられる方々についての定員化といいますか、これは任用の問題もございまます。そういう問題も非常にむずかしい問題がござりますので、あわせて前向きに検討を進めてまいりたい、かよろに考えておる次第でございます。

○横山委員 法務大臣、十二年たつて同じ答弁なのですよ。この間私が二、三回、これどうなつておるかと言つたところが、同じ答弁、少しも変わらない、少しも前進がない。これまた、この民

事執行法に関連をいたします法律案が出てくるのが十年くらい先かもしれない。また一般質問で申し上げても、同じ答弁かもしれない。やはりやる気がないからだと私は思はざるを得ないのであります。

むずかしい、むずかしいと言つておつても、やりようがある。歩合制と固定制の並行でもあるし、特に、その従業員の諸君が国家公務員でないといふことがおかしい、執行官が公務員でござりますから。したがつて、この問題の解決の方法は、意を決すればあると私は思うのですが、あなたからひとつ号令をかけてもらいたい。

○古井国務大臣 執行官、それを補助する人、そもそもお話をございましたように、執行官の給与体系をどうするかということが先決であらうと思ひます。その点につきましては、先生御承知のとおり、いろいろな問題がありますので、これから検討してまいりたいと思ひますけれども、そこを古くから見ると、公務員といふ種類の問題であります。

ただいま御指摘の、執行官の補助事務をしておられます職員の方々の公務員化の問題につきましても、関心を深く持つておるわけでござりますけれども、その問題の解決としては、たゞまもお話をございましたように、執行官の給与体系をどうするかということが先決であらうと思ひます。その点につきましては、先生御承知のとおり、いろいろな問題がありますので、これから検討してまいりたいと思ひますけれども、ただいまの御指摘のような、一部歩合制といふような問題も非常に実情に合つた、検討に値する課題であつて、そういうふうに考えております。

その執行官の俸給制の問題を固めました後によ申しますか、それと並行して、職員の公務員化の

ということでも、それで何の問題なしにこうなつたものかなと思うくらい、それくらいに頭が古はけておるので、これはやはり反省してみなければいかぬ。

参議院の御審議のときも、私は、こちがよほど頭を焼き直してみなければいかぬなと思ったのですが、とにかく処遇の改善の問題としては、十一年ごとく何年たつても同じことだとうの年一日のことでも同じことだとうのでは、どうもさまたがいような気がいたしますが、ひつくるめて、よく改善の方向に向かって研究してみたい。また私は、そこはようわからぬところが、さつき言うように目下反省中といふところでありますから、改善の方向ということで、私の見解は申し上げておきたいと思うのであります。

○横山委員 大臣は専門家で、私のような素人でも一生懸命に民事執行法の勉強をしているのですけれども、大臣、いま直に言われたけれども、その率直では、この法律案の本旨とするところが、大臣自身がわかつていなかつたのではないかと私は思ひます。

少なくとも本法律の根底を流れるものは、適当な言葉であるかどうかは知りませんけれども、いわゆる平等主義から優先主義、執行事務の円滑化を図る。したがつて、いままであれもこれもと言つておつたけれども、そんなことを言つてはだめだから、なるべく早くこれが優先する、ここでひとつ早く処理をしよう、このためには執行官の権限もあやす、そういう意味の改善なんですから。執行官の権限が拡大されるのですから。執行官はいまでも国家公務員なんですよ。それについていふべきは、執行官の権限が拡大されるのですから。執行官は

官がこう考えておるということを列挙いたしますから、幾らか進歩の徵候はあるのですから、それは了としていただきたいと思います。

○横山委員 時間の関係で、本法について、執行官がこう考えておるということを列挙いたしましたから、それが間違いないかどうかについて確認をします。

執行官の権限拡大について動産執行においては

一、動産執行の対象が拡大され、これまで執行裁判所が執行機関として差押えをしていた手形、小切手等の証券類や二十トン未満の船舶が、動産執行として執行官においてこれを差押え競売することになった。百二十二条。

二、また執行官が差し押さえられた物件に対するは、債務者に差押え物の使用を許可し、またはその許可を取り消しができる。百二十三条。

三、次に、適正な売却の実施を妨げる者を売却の場所から退場させる等、執行官に売却の場所の秩序維持に関する権限が付与された。百三十五条。

四、さらに、配当関係においては、これまで仮差押え債権者等未確定の債権者が、あるときは、執行官が配当の協議をさせることができなかつたのであるが、このような場合にも執行官が協議配当を行うことができるようになつた。

じやないか、大臣に対する部下の教育が足らぬ、そんなことを私は思はざるを得ぬのであります

が、私の言うことは間違つていますかね。大臣、ちょっとおかしいですよ、そんなことしては。

○古井国務大臣 私は、直に自分の気持ちを申し上げておるので、だから、さつきも言うように、私がそういう公務員という方ばかりというのが余り好きでないような気がするのですから、そ

ういう考え方が時代におくれておるのか、もともと間違つておるのか、よく考えてみなければいかぬ、こう言つてるので、あなたからも何ぼでも教えてもらいたい、こう思うのです。目下そこを自分でありますから、改善の方向ということで、私の見解は申し上げておきたいと思うのであります。

○横山委員 大臣は専門家で、私のような素人でも一生懸命に民事執行法の勉強をしているのですけれども、大臣、いま直に言われたけれども、その率直では、この法律案の本旨とするところが、大臣自身がわかつていなかつたのではないかと私は思ひます。

○横山委員 時間の関係で、本法について、執行官がこう考えておるということを列挙いたしましたから、それが間違いないかどうかについて確認をします。

執行官の権限拡大について動産執行においては

一、動産執行の対象が拡大され、これまで執行裁判所が執行機関として差押えをしていた手形、小切手等の証券類や二十トン未満の船舶が、動産執行として執行官においてこれを差押え競売することになった。百二十二条。

二、また執行官が差し押さえられた物件に対するは、債務者に差押え物の使用を許可し、またはその許可を取り消しができる。百二十三条。

三、次に、適正な売却の実施を妨げる者を売却の場所から退場させる等、執行官に売却の場所の秩序維持に関する権限が付与された。百三十五条。

四、さらに、配当関係においては、これまで仮差押え債権者等未確定の債権者が、あるときは、執行官が配当の協議をさせることができなかつたのであるが、このような場合にも執行官が協議配当を行うことができるようになつた。

百三十九条。

これが動産執行。

不動産執行関係では

一、これまで強制権限を与えられていないかった質貸借等取り調べが現況調査として表いを新たにして登場し、これについて執行官に質問権、強制立ち入り権等を与えておる。五十七条。

二、さらに、不動産の売却に関するても、動産の場合と同様、いわゆる競売場の秩序維持に関する権限を与えた。六十五条。

そのほか、保全処分の執行においては、これまで目的動産について著しい価格の減少のおそれがあるときは、執行官は執行裁判所の命令によりこれを換価すべきものとされておるが、このような場合には、執行官が自己の判断に基づいて換価することができるようになった。百七

十七条。

この権限拡大についての執行官の解釈は、そのとおりでござります。

○横山委員 次に、大臣、あなたを教育しているのですよ。

事務の合理化という観点からながめてみると、新法は、運用に不都合を來していた現行法の規定を改正し、執行官の事務の合理化を図つた。

一、現行法は、執行官が職務の執行に当たり抵抗を受けるとき、または債務者不在の場合には成年者二名を立ち会わせなければならぬものとしておったが、新法は、立会人の人数を定めることにしたので、相当と認められる者は一名を立ち会わせて執行することができるようになった。七条。

二、現行法は、休日または夜間に執行行為をする場合は、執行裁判所の許可を要するものとしておるが、新法では、人の住居に立ち入って職務を執行する場合に限り許可を要するものとしたから、住居外で職務を執行する場合には、たとえば執行が長引いて午後七時を超えることになつても、執行官限りの判断で執行を続行で

きることになった。八条。

三、現行法は、債務主義を有しない債権者の配当要求を無制限に認めておるが、新法は、優先権を有する債権者に限り配当要求を認めるところといため、虚偽債権による配当要求を防止するとともに、配当申し立て事件は激減することが期待されるほか、配当要求認否を債務者に問う手続も不要となり、執行官の配当事務は著しく軽減される。

四、新法は、差押え物について相当な方法により売却を実施してもなおかつ売却の見込みがないときは、職權により差押えを取り消すことができる旨の規定を新設し、売却の見込みがないのにいたずらに売却期日を重ねることのないよう配慮した。百三十条。

五、現行法は、不動産の明け渡し執行等において、執行官が執行の目的外動産、すなわち遺留品を売却するには執行裁判所の許可を要するものとしておるが、新法は、右の売却については執行官限りで行うことができるものとしている。百六十八条。

六、動産の任意競売についても、新法は明確な方法を示しておるから、現行法のように競売期日に目的物が提出されるかどうか確認できないまま競売手続を進めなければならないというような不合理さが是正をされた。

これらの改正点を通じ、特に現況調査制度や執行官の裁量権の拡大等、新法が執行官を信頼し、これに期待する姿勢を示している。

○横山委員 特に、現況調査事務といふことがどういう影響を与えるかという点について、私ども院外でござる関係者と議論をいたしたのであります。

〔委員長退席、山崎（武）委員長代理着席〕この執行官に現況調査事務という権限あるいは先ほど申し上げたようないろいろな権限を与えるといふことが、執行官の事務量にどう影響があるか、

あるいはまた、執行官の教育をどういうふうにしたら適正な執行ができるか、その点についてどうお考えでありますか。

○西山最高裁判所長官代理者 現況調査の点につきましては、従前の質貸借取り調べに要しました知識、能力に比べて、はるかに高度な法律的な素養と能力が必要になるうかというふうに思われます。その他、先ほどお示しのような権限の強化、合理化の点につきまして、これを遂行するためには、執行官がそれぞれの事務について深い法律的な知識を持たなければならぬということで、事務を遂行するためにはかなり負担も多くなるであります。それからまた勉強してもらわなければならぬということにならうかと思われます。

その関係で、一つの事務を遂行するのに、一人の執行官としては非常に負担が大きくなるということは言えるかと思われますが、それは何と申しましても、一つの手続の中で行われる事務があなたの手續の中では、それが直ちに全体として執行官の事務量の増加につながって、増員まで考えなければならないというふうなものになるかどうかということについては、現在のところでは、むしろ消極的な考え方であります。詳しくは実施の後の動きを見てから検討してまいりたいといふふうに考えておるわけでござります。

○横山委員 四十一年の附帯決議の中で、「執行吏代理をはじめ執行事務に従事する職員の待遇並びにその地位の安定と雇用条件について格別の配慮を行うこと」とされておりますし、「なお執行吏代理の執行官への登用については、その経験等を参考してできる限り有利な取扱いを行うこと」、

この附帯決議がはば履行をされておると思うのであります。執行吏代理以外の職員の問題が残つておるわけであります。

現状においては、執行官事務所に長年勤務しておつても、どうも政府の行政態度は、長年勤めておる人間を執行官に登用するということに非常に消極的、懶病のような気がしてならないのであります。これは執行官登用の三つの条件ですか、おありになるようあります。少なくともその条件に合致するような職員については、積極的に執行官にどんどん登用をする、そして執行官の教育ばかりでなく、職員の新法に基づく教育活動も十分に行い、将来に希望を持たせるべきだと思うのですが、いかがですか。

付け事務を扱っている町と、それから裁判所の方で裁判所の職員が取り込んでやつておる町と、二つに分かれております。指導といたしましては、人員の余裕ができる限りは、執行官の受け付け事務も裁判所に取り込みたいというふうに考えておるわけでございます。

それから送達の関係でございますが、これも御指摘がありましたように、民事におきましては休日、夜間の送達あるいは現在におきましては公正証書の送達といふものについて、執行官がもっぱら担当しているという状況でございます。それにつきましては、執行官が本来の執行事務に携わることができるようになるべく軽減をしていきたいというふうに考えておりますが、現在のたてまえといたしましては、執行官が送達実施の機関になっておりますので、その辺のことにもなり合わせて、実務の運用といたしまして、なるべく負担を軽減させるような方策を考えていきたいと考えておるわけでございます。

○横山委員 四十一年の附帯決議の中で、「執行吏代理をはじめ執行事務に従事する職員の待遇並びにその地位の安定と雇用条件について格別の配慮を行うこと」とされておりますし、「なお執行吏代理の執行官への登用については、その経験等を参考してできる限り有利な取扱いを行うこと」、この附帯決議がはば履行をされておると思うのであります。執行吏代理以外の職員の問題が残つておるわけであります。

現状においては、執行官事務所に長年勤務しておつても、どうも政府の行政態度は、長年勤めておる人間を執行官に登用するということに非常に消極的、懶病のような気がしてならないのであります。これは執行官登用の三つの条件ですか、おありになるようあります。少なくともその条件に合致するような職員については、積極的に執行官にどんどん登用をする、そして執行官の教育ばかりでなく、職員の新法に基づく教育活動も十分に行い、将来に希望を持たせるべきだと思うのですが、いかがですか。

○西山最高裁判所長官代理者　ただいま御指摘の点はまことにごもつともでございまして、私どもいたしましても、そのような方向でやっていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○横山委員　簡潔にお答えになつたのであります。が、それが必ず実行できるようには要望をいたしましたが、それでございました。

執行官からちよつと外れますが、管財人について、日ごろ感じておりますことを申し上げて、ひとつ御意見を伺いたいと思います。

私は、管財人の多くを知つておるわけであります。ここに「更生管財人を経験する」という「東京地裁広報」をちょっと拝見をして、その苦心のほどを知つたわけであります。苦心をされておる管財人あれば一方では、とにかく端的に言えば、先般本委員会で申し上げたのでありますけれども、管財人が悪いことをする、そして後任管財人が先任管財人を告発をする、そういうことが起つたのであります。

管財人を任命するのは裁判所であります。裁判所は管財人を選任して、後は知らぬ顔の半兵衛、管財人を任命した責任といものをどういうふうにとるか。管財人が前管財人を告発をした、その告発をして、任命した裁判所がその前管財人の裁判をやるということになる可能性があると思うのですが、そういう点では、裁判所は、管財人に対する指導監督の責任はどうおとりになるのですか。

○西山最高裁判所長官代理者　管財人は、選任の実情といたしましては、更生申し立てがありました後に、各債権者が集まつて、その会社の更生にだれが一番いいであろうかという面から協議して決める場合もござりますし、それから、裁判所が商工会議所その他の団体に照会をして、適任者を推薦して、ただくと、うふうな形で選ぶ場合もござります。

いずれにしましても、選任の責任と申しますのは、原則的には裁判所にあるということになるわけでござります。むしろ、そういう信用が置け

る人を選ぶというのが裁判所の仕事でございまして、選任した以上は、後の業務の運営、財産の管

理、すべてこれは管財人に専属するという形にな

っておりますので、基本といたしましては、何と申

しましても、選任を誤らない、ということに帰する

のでござりますが、最近一つの例があらわれたよ

うでございまして、その点はまことに遺憾と考えておるところでございます。

○横山委員　答えになつていないので、それによ

も、あなたの答えは、そうしますと、裁判所が任

命した以上は、管財人が何やろうと、自分の方に

監督責任はない、選任するときに、一生懸命にい

う人を選ぶよりしようがない、こういうお答えで

すか。

○西山最高裁判所長官代理者　裁判所には、そ

ういう意味での責任はあると考えております。

○横山委員　どういう意味の責任ですか。

○西山最高裁判所長官代理者　選任、監督につい

ての責任を持つておるということでございます。

○横山委員　よくわからぬのですが、選任責任

でやるより仕方がない、裁判所は、その後なつた

管財人が行う業務状況について、中間で指導し、

監督し、注意をすることはできない、こうおっしゃっているのですか。

○西山最高裁判所長官代理者　選任、監督はもと

よりでございますが、業務の遂行中は裁判所の監

督権に服するということは当然のことでございま

す。

○横山委員　だから、どうしているのですか。ど

うするのですか。どうしたら適当ですか。裁判所はどうしたら適当なんですか。何もやってないで

すよ。

○西山最高裁判所長官代理者　普通に行われるよ

うな監督……（横山委員「何もやっておらぬ」と

呼ぶ）実務のやり方といたしましては、毎月例報

告を求めて、それを監督するということがござい

ますので、それが一番、監督についての資料の收

集にならうかというふうに思われます。

○横山委員　だから、どうしているのですか。ど

うするのですか。どうしたら適当ですか。裁判所

はどうしたら適当なんですか。何もやってないで

すよ。

○西山最高裁判所長官代理者　普通に行われるよ

うな監督……（横山委員「何もやっておらぬ」と

呼ぶ）実務のやり方といたしましては、毎月例報

告を求めて、それを監督するということがござい

ますので、それが一番、監督についての資料の收

集にならうかというふうに思われます。

○横山委員　だから、どうしているのですか。ど

うするのですか。どうしたら適當ですか。裁判所

はどうしたら適當なんですか。何もやってないで

すよ。

○西山最高裁判所長官代理者　普通に行われるよ

うな監督……（横山委員「何もやっておらぬ」と

呼ぶ）実務のやり方といたしましては、毎月例報

告を求めて、それを監督するということがござい

ますので、それが一番、監督についての資料の收

集にならうかというふうに思われます。

○横山委員　だから、どうしているのですか。ど

うするのですか。どうしたら適當ですか。裁判所

はどうしたら適當なんですか。何もやってないで

すよ。

○西山最高裁判所長官代理者　普通に行われるよ

うな監督……（横山委員「何もやっておらぬ」と

呼ぶ）実務のやり方といたしましては、毎月例報

告を求めて、それを監督するということがござい

ますので、それが一番、監督についての資料の收

集にならうかというふうに思われます。

○横山委員　だから、どうしているのですか。ど

うするのですか。どうしたら適當ですか。裁判所

はどうしたら適當なんですか。何もやってないで

すよ。

○西山最高裁判所長官代理者　普通に行われるよ

うな監督……（横山委員「何もやっておらぬ」と

呼ぶ）実務のやり方といたしましては、毎月例報

告を求めて、それを監督するということがござい

ますので、それが一番、監督についての資料の收

集にならうかというふうに思われます。

○横山委員　だから、どうしているのですか。ど

うするのですか。どうしたら適當ですか。裁判所

はどうしたら適當なんですか。何もやってないで

すよ。

○西山最高裁判所長官代理者　普通に行われるよ

うな監督……（横山委員「何もやっておらぬ」と

呼ぶ）実務のやり方といたしましては、毎月例報

告を求めて、それを監督するということがござい

ますので、それが一番、監督についての資料の收

集にならうかというふうに思われます。

○横山委員　だから、どうしているのですか。ど

うするのですか。どうしたら適當ですか。裁判所

はどうしたら適當なんですか。何もやってないで

すよ。

○西山最高裁判所長官代理者　普通に行われるよ

うな監督……（横山委員「何もやっておらぬ」と

呼ぶ）実務のやり方といたしましては、毎月例報

告を求めて、それを監督するということがござい

ますので、それが一番、監督についての資料の收

集にならうかというふうに思われます。

○横山委員　だから、どうしているのですか。ど

うするのですか。どうしたら適當ですか。裁判所

はどうしたら適當なんですか。何もやってないで

すよ。

○西山最高裁判所長官代理者　普通に行われるよ

うな監督……（横山委員「何もやっておらぬ」と

呼ぶ）実務のやり方といたしましては、毎月例報

告を求めて、それを監督するということがござい

ますので、それが一番、監督についての資料の收

集にならうかというふうに思われます。

○横山委員　だから、どうしているのですか。ど

うするのですか。どうしたら適當ですか。裁判所

はどうしたら適當なんですか。何もやってないで

すよ。

○西山最高裁判所長官代理者　普通に行われるよ

うな監督……（横山委員「何もやっておらぬ」と

呼ぶ）実務のやり方といたしましては、毎月例報

告を求めて、それを監督するということがござい

ますので、それが一番、監督についての資料の收

集にならうかというふうに思われます。

○横山委員　だから、どうしているのですか。ど

うするのですか。どうしたら適當ですか。裁判所

はどうしたら適當なんですか。何もやってないで

すよ。

○西山最高裁判所長官代理者　普通に行われるよ

うな監督……（横山委員「何もやっておらぬ」と

呼ぶ）実務のやり方といたしましては、毎月例報

告を求めて、それを監督するということがござい

ますので、それが一番、監督についての資料の收

集にならうかというふうに思われます。

○横山委員　だから、どうしているのですか。ど

うするのですか。どうしたら適當ですか。裁判所

はどうしたら適當なんですか。何もやってないで

すよ。

○西山最高裁判所長官代理者　普通に行われるよ

うな監督……（横山委員「何もやっておらぬ」と

呼ぶ）実務のやり方といたしましては、毎月例報

告を求めて、それを監督するということがござい

ますので、それが一番、監督についての資料の收

集にならうかというふうに思われます。

○横山委員　だから、どうしているのですか。ど

うするのですか。どうしたら適當ですか。裁判所

はどうしたら適當なんですか。何もやってないで

すよ。

○西山最高裁判所長官代理者　普通に行われるよ

うな監督……（横山委員「何もやっておらぬ」と

呼ぶ）実務のやり方といたしましては、毎月例報

告を求めて、それを監督するということがござい

ますので、それが一番、監督についての資料の收

集にならうかというふうに思われます。

○横山委員　だから、どうしているのですか。ど

うするのですか。どうしたら適當ですか。裁判所

はどうしたら適當なんですか。何もやってないで

すよ。

○西山最高裁判所長官代理者　普通に行われるよ

うな監督……（横山委員「何もやっておらぬ」と

呼ぶ）実務のやり方といたしましては、毎月例報

告を求めて、それを監督するということがござい

ますので、それが一番、監督についての資料の收

集にならうかというふうに思われます。

○横山委員　だから、どうしているのですか。ど

うするのですか。どうしたら適當ですか。裁判所

はどうしたら適當なんですか。何もやってないで

すよ。

○西山最高裁判所長官代理者　普通に行われるよ

うな監督……（横山委員「何もやっておらぬ」と

呼ぶ）実務のやり方といたしましては、毎月例報

告を求めて、それを監督するということがござい

ますので、それが一番、監督についての資料の收

集にならうかというふうに思われます。

○横山委員　だから、どうしているのですか。ど

うするのですか。どうしたら適當ですか。裁判所

はどうしたら適當なんですか。何もやってないで

すよ。

○西山最高裁判所長官代理者　普通に行われるよ

うな監督……（横山委員「何もやっておらぬ」と

呼ぶ）実務のやり方といたしましては、毎月例報

告を求めて、それを監督するということがござい

ますので、それが一番、監督についての資料の收

集にならうかというふうに思われます。

○横山委員　だから、どうしているのですか。ど

うするのですか。どうしたら適當ですか。裁判所

はどうしたら適當なんですか。何もやってないで

すよ。

○西山最高裁判所長官代理者　普通に行われるよ

うな監督……（横山委員「何もやっておらぬ」と

呼ぶ）実務のやり方といたしましては、毎月例報

告を求めて、それを監督するということがござい

ますので、それが一番、監督についての資料の收

集にならうかというふうに思われます。

○横山委員　だから、どうしているのですか。ど

うするのですか。どうしたら適當ですか。裁判所

はどうしたら適當なんですか。何もやってないで

すよ。

○西山最高裁判所長官代理者　普通に行われるよ

うな監督……（横山委員「何もやっておらぬ」と

呼ぶ）実務のやり方といたしましては、毎月例報

告を求めて、それを監督するということがござい

ますので、それが一番、監督についての資料の收

集にならうかというふうに思われます。

○横山委員　だから、どうしているのですか。ど

うするのですか。どうしたら適當ですか。裁判所

はどうしたら適當なんですか。何もやってないで

すよ。

○西山最高裁判所長官代理者　普通に行われるよ

うな監督……（横山委員「何もやっておらぬ」と

呼ぶ）実務のやり方といたしましては、毎月例報

告を求めて、それを監督するということがござい

ますので、それが一番、監督についての資料の收

集にならうかというふうに思われます。

○横山委員　だから、どうしているのですか。ど

うするのですか。どうしたら適當ですか。裁判所

はどうしたら適當なんですか。何もやってないで

すよ。

○西山最高裁判所長官代理者　普通に行われるよ

うな監督……（横山委員「何もやっておらぬ」と

呼ぶ）実務のやり方といたしましては、毎月例報

告を求めて、それを監督するということがござい

ますので、それが一番、監督についての資料の收

集にならうかというふうに思われます。

○横山委員　だから、どうしているのですか。ど

うするのですか。どうしたら適當ですか。裁判所

はどうしたら適當なんですか。何もやってないで

すよ。

○西山最高裁判所長官代理者　普通に行われるよ

うな監督……（

られ、また一面、法の存在自体が競売場の秩序維持についてその自制心が生まれて、適正の競売処理に役立つものと思われ、執行官に与えられた権限として、将来はその運用に誤りのないようにしたいものの一つであります。

二として、動産その他の執行について、法案は、従来、学界、弁護士会等が一致して主張されていました手形、小切手等指図証券を動産としての執行を認め、また執行物件の制限の改善、差押え物件の保管、競売延期の制限、競売場における妨害排除、競売代金の配当手続等にあたり、広範に執行官の権限が強化され、適正、敏速処理の精神が貫かれ、その他の執行についても種々改定された点が多くあるところ、これらのため直ちに執行官の負担過重を來すかは疑問であり、訓練により、ある程度は克服できるものと思われます。

三として、新法と執行官の能力であります。

不動産の現況調査は、執行事件全般の数においてそれほど多いとは思われず、取り調べは従来の賃貸借取り調べにやや似たところがあり、二ないし三倍程度の労力を要する程度で足りるものと思われ、動産執行においても、従来の執行に比し困難性を増すことはもちろんであります。当分は法案に対処する努力により現在の人員で乗り切るべきであり、また、それは可能と思われ、法案施行後二、三年経過して処理能力の評価が決まり、その手当てをすべきではないか信じている次第であります。

四として、本法案は手続法であります。それを運用するのは人であり、その現場のすべてを担当する執行官は、その職務について前向きの希望を持つことが最も肝要であり、本法案の運用に大いに影響するものであります。

それで、能率増進の方法として希望を述べることをお許しただけるならば、1として、永年勤続した執行官の表彰制度を設けていただきたい 것입니다。執行官として表彰されることによつて、裁判所部内においても苦労を認められたという満足感が満たされ、士気に非常に影響すること

が多いと思われます。

2として、執行官の職務の重要性、ひいては地位が広く社会的評価を受ける例として、春秋二回の叙勲の例を挙げることができます。従来の例を見ますと、裁判所や検察庁の職員に比し低いのでありますかと感ぜられますので、裁判所職員と同様の取り扱いをお願いしたいものであります。これ

によって、社会的に困難な仕事と国家、国民に奉仕することが多かつたという、老年になつてから、自分は執行官として全力を尽くしてきたといふ満足感が得られ、七十歳を超えて人生最後のはなむけとして感謝するものと思われます。

3として、執行官の職務は激職であり、頑健の者でなくては勤まらない上に、手数料制と退職金皆無の制度を考えると、健康上のことが常に心配になるのであります。体に軽度の異常を覚えた場合に、病院に行くと長時間をするため、ついに治療の時期を失う結果になりやすいので、一般公務員の受ける医療施設、これは歯科を含めてあります。これがある所では、実費負担の上治療を受けて、これを治すことができるこを希望するものであります。手数料制度においては、執行官は、時間は金と換価されてもいいと思います。

4として、執行官の手数料は、従来その職務内容に応じた改定がなされたのであります。本法案が実施されれば一段とその責任は重くなりますがので、その点を、さらに物価情勢の双方の点から、俸給制に移行するまで、将来特に考慮されることを願うものであります。

#### ○佐藤委員長 次に、田中参考人にお願いいたします。

○田中参考人 ただいま御指名いただきました東京執行官室労働組合の書記長をやつております田中でございます。

本日は、参議院に引き続き、委員の皆様の御協力により、本委員会に参考人として意見陳述の機会を与えていただき、深く感謝いたしております。

私は、東京を初め全国の執行官室に働く職員の声を代表し、職員の実態と新法に伴う今後の執行機関のあり方について申し上げたいと思います。

私どもは、参議院で職員の実態について発言してまいりました。詳しく述べる限りは同委員会の議事録をごらんいただければ幸いかと思いますが、また、委員の皆様にお渡ししました昭和五十一年五月二十日付の「東京地裁広報」にも、これは東京の本庁のことでありますが、「執行官室の横顔」というタイトルで、当時の実態を詳細に紹介しております。全国の執行官室の状況について、昨年十月及び本年、参議院法務委員会以後、職員についてアンケートをとりました。三月のアンケートは集計中で、委員の皆様には資料として提出することができます。せんが、すでに三十通余り集計されております。

いたでいる事務職員の方々は、年齢、男女別、経験年数を問わず、全面的に全員裁判所職員として採用せられることが望ましいと考えます。

以上の希望事項は、実行できるものから逐次実現されることを強く期待する次第であります。

終わりに、強制執行は国民の経済活動について明るく貢献しているという認識を国会におかれても持たれているということを信して、本執行法案については、全執行官は強い关心と期待を持って、速やかに国会の審議を経て施行されることを念願していることを特に申し上げるものであります。

以上で終わります。

時間が許せば、この点も紹介していただきたいと思います。

これから申し上げることは、東京の場合が中心になりますが、全国的にも共通する内容も多分にありますので、その点を御参考していただきたいと思います。

昭和四十一年の執行官法の施行によって、執行官は特別職の公務員として、身分、地位についても持たれていたということを信して、本執行法案については、全執行官は強い关心と期待を持って、速やかに国会の審議を経て施行されることを念願していることを特に申し上げるものであります。

昭和四十一年の執行官法の施行によって、執行官は特別職の公務員として、身分、地位についても持たれていたということを信して、本執行法案については、全執行官は強い关心と期待を持って、速やかに国会の審議を経て施行されることを念願していることを特に申し上げるものであります。

昭和四十一年の執行官法の施行によって、執行官は特別職の公務員として、身分、地位についても持たれていたということを信して、本執行法案については、全執行官は強い关心と期待を持って、速やかに国会の審議を経て施行されることを念願していることを特に申し上げるものであります。

昭和四十一年の執行官法の施行によって、執行官は特別職の公務員として、身分、地位についても持たれていたということを信して、本執行法案については、全執行官は強い关心と期待を持って、速やかに国会の審議を経て施行されることを念願していることを特に申し上げるものであります。

昭和四十一年の執行官法の施行によって、執行官は特別職の公務員として、身分、地位についても持たれていたということを信して、本執行法案については、全執行官は強い关心と期待を持って、速やかに国会の審議を経て施行されることを念願していることを特に申し上げるものであります。

昭和四十一年の執行官法の施行によって、執行官は特別職の公務員として、身分、地位についても持たれていたということを信して、本執行法案については、全執行官は強い关心と期待を持って、速やかに国会の審議を経て施行されることを念願していることを特に申し上げるものであります。



しかし、それに左右されることは法の執行というのはできないものと私どもは心得ておりますし、いわゆる公正という点に常に注意しております。執行官の現場における心構えとして、ふらふらしてはいけないのだということを常に心がけています。

次に、東京の事務員の方の数と名古屋の事務員の数が違うじゃないか、なぜそんなに違うかといふことは、御指摘のとおりでございます。先ほどお話しのありました、全国的に見ますと一人ないし一人少々というのが執行官に対する事務員の方の数でございますが、名古屋は実は戦後伝統的としまして、自分に割り当てられた――この割り当ても、執行官法施行の翌日から名古屋は裁判所が取り入れて、裁判が番号順で執行官に配当されているわけでございます。会計事務も取り入れられております。そうして裁判所から配付された事件は事件簿に登載して、自分のところに回ってきたものは最初から、差押え、明け渡し、仮処分の執行を全部して、そして記載記録の点まで自分がそれをやるということで、連絡係の意味で女の事務員を高校出を一名従来ずっと採用してきたのであります。そのやり方がいいか悪いかわかりませんが、名古屋の執行官は、日曜も土曜もなしに責任を持つてやれ、やりますということになっております。

私が、名古屋地方裁判所の本庁の幹事であります。事務員の数をふやさぬでもいいか、そういうことを聞くことがあります。いまのままでよいし、自分らが一生懸命にやりますからと言つて、執行官の方も事務員をふやすことを希望しないのあります。そして事務員の方も実は年齢的に見て高校を出てすぐ採用いたしますので、自分の子弟やなくて孫ぐらいに思つて、どちらかというと労働者と見ないで係みたいと考えて使っておりますので、非常にその点はうまくいっております。これは名古屋だけの特質の問題で、名古屋以外の四十九の地方裁判所でそのとおりといふのは、ちょっと無理でないかと思われます。

以上でございます。

○横山委員 田中参考人にお伺いをいたします。

御要望の諸点については、私としては同感な

であります。ですが、俸給制移行について、先ほども政

府と質疑応答を交わしたのでありますが、皆さん

が俸給制になる前提としては、私の意見としては、

執行官の俸給を固定給と歩合給の並行制にしろと

いう意見を持つておるわけであります。現在は執

行官の手数料が皆さんの給料になっておるので

が、それを切り離す。しかし、いまの執行官の給

与体系をそのままにして、国家公務員に職員だけ

が非常にむずかしい問題だと思われます。したがって、

官から言えば、それは給料が高い方がいいに決

まりっております。しかし、それは国民側から言え

ば困る。

そういうことで、どういう点が妥当かというこ

との結論になりますが、まあ似たような仕事をし

ております税務署職員、県税とか市民税とか、い

ろいろな徴収の職員がおりますが、それは自

体の金錢的徴収だけで、刑事以外の労働争議を

含めた民事上の全部を処理する執行官とは性質が

全然違いますので、そういう点を考慮いたします

と、同じような職種でありますから、やはり違うと

いう点を特に御考慮願いたいと思います。

それじゃ、具体的にどういう程度がいいかとい

うことは、ちょっと私からは研究不足で申し上げ

られませんが、少なくとも現在の執行官の手数料

の収入をそのまま俸給制に切りかえて、そして大

蔵当局をそのままというわけには、これは国民か

ら言わせれば、たとえば裁判を受けるのに、収入

印紙の額はわずかであります。執行官の手数料は

非常に多いのであります。多いそのまままで切りか

えて執行官の俸給というのでは、これはちょっと無

理でございます。ドイツの例では、俸給制になる

と何倍かの人員が必要、そうしてそれに歩合制と

いうようなことを常に私ども聞いておりますが、

どうも勉強不足で、具体的に何とすることも申し

上げられませんが、そういう、周囲にいろいろな

困難な事情があるということだけ、御参考に申し

上げておきます。

○八木参考人 御参考になるかどうかわかりませ

んが、執行官の手数料そのものの額について、債

権者から言わせれば安いにこしたことはないので

あります。国から言えれば、適当な給料で執行官を

採用するというのは、これは当然であります。と

ころが、刑事案件の場合にはやはり民事と違う場

面が多いので、警察とか検察庁とか裁判所とか、

いろいろな経費のかかる機関が設けられておりま

すが、民事の、金銭の損害をこうむったとか、家

屋を貸しておつて返してくれないとかいうような

個人の利益を図るのに他人の税金を使う、そして

その税金を納める国民の便から見れば、余りにたくさんかかるのは困るという議論が必ず出ると思

います。それで、その調和をどこに図るかと、い

うのは非常にむずかしい問題だと思われます。執行

官から言えば、それは給料が高い方がいいに決

まりっております。しかし、それは国民側から言え

ば困る。

ただ、先ほども申し上げましたように、手数料

収入は社会情勢によって非常に左右されるという

状況にありますので、特に東京の場合、不動産収

入は五〇%以上を占めておるということで、この

取扱がなくなると全く執行官の収入はなくなる、

職員の手数料だけ終わってしまうと言つても過

言ではないというふうに思います。そうした状況

を見ますに、将来、社会情勢の変化に伴つて収

入が著しく落ち込むことも考えられるわけで、そ

ういう点で非常に不安を感じているということが

見えます。

それでは、社会情勢の変化に伴つて収入が

増えなくなると全く執行官の収入はなくなる、

職員の手数料だけ終わってしまうと言つても過

言ではないというふうに思います。そうした状況

を見ますに、将来、社会情勢の変化に伴つて収

入が著しく落ち込むことも考えられるわけで、そ

ういう点で非常に不安を感じているということが

見えます。

以上、終わります。

○横山委員 終わります。

○佐藤委員長 飯田忠雄君。

○飯田委員 八木参考人及び田中参考人、御両人

のお方に御質問を申し上げます。

きょうは大変御苦労さまございますが、主と

してお尋ねいたいのは、身分関係の問題、給

与関係の問題、それから秩序維持の問題について、

お尋ねをいたしたいと思ひます。

まず最初に、執行官及び執行官室の職員の方々

の身分関係を実際に取り扱つておられるのは、ど

ういうところでござりになっているでしょうか。

たとえば執行官の場合は、直接最高裁でおやりになつてゐているのか、どこかの裁判所でおやりになつてゐるのか。あるいは執行官室の職員は、執行官

みずからがおやりになつてゐるのか、あるいはど

うかよその裁判所で扱つてゐるのか。こういう問

題でござりますが、いかがございましょうか。

お尋ねをいたしたいと思ひます。

まず最初に、執行官及び執行官室の職員の方々

の身分関係を実際に取り扱つておられるのは、ど

ういうところでござりになっているでしょうか。

たとえば執行官の場合は、直接最高裁でおやりになつてゐているのか、どこかの裁判所でおやりになつてゐるのか。あるいは執行官室の職員は、執行官

みずからがおやりになつてゐるのか、あるいはど

うかよその裁判所で扱つてゐるのか。こういう問

題でござりますが、いかがございましょうか。

お尋ねをいたしたいと思ひます。

まず最初に、執行官及び執行官室の職員の方々

の身分関係を実際に取り扱つておられるのは、ど

ういうところでござりになっているでしょうか。

たとえば執行官の場合は、直接最高裁でおやりになつてゐているのか、どこかの裁判所でおやりになつてゐるのか。あるいは執行官室の職員は、執行官

みずからがおやりになつてゐるのか、あるいはど

うかよその裁判所で扱つてゐるのか。こういう問

題でござりますが、いかがございましょうか。

お尋ねをいたしたいと思ひます。

○八木参考人 御参考に申し上げます。

事務員の採用は、執行官が自分で採用して、自

分で給与を決めておりますが、私、名古屋地方裁

判所に勤めておりまして、先ほど横山先生にお答

古屋は使っておりませんので、給与、退職金から全部裁判所の職員と同じように、人事課で聞きまして、その額のとおりに、たとえば十二月になりますと四月からさかのぼって支給するとか、そういうことは、たった一人でありますから、完全に裁判所職員と同じような方法でやっておりまして、名古屋はそういう点では、小言も聞いたことがございませんし、実にありがたく思つております。

○田中参考人 先ほど八木参考人の方から話がありましたように、職員はそれぞれの執行官によって採用されるということになります。これは、各地方裁判所の方へ履歴書等を提出して、許可を求めるという形になつておるようです。

ただ職員については、東京の場合、労働組合がありますので、いわば執行官と団体交渉等で紛争状態になるということになりますと、監督である地方裁判所の方から、いろいろな指示といいますか、監督的な内容で組合の方にもいろいろ話が出てくるわけであります。組合がないところでは、そのような状態が生まれないということで、恐らく執行官と一対一の関係で話を進めているか、もしくはそういう状況にないということで、いわば黙つてそのまま現在の労働条件で甘んじざるを得ないというふうな状況に置かれているかと思います。

○飯田委員 それでは次に、給与関係の問題についてお尋ねをいたしますが、執行官の御收入は執行の手数料ということを聞いております。そうしますと、その額の多少によつて、職員の給与を出すのも大変苦しくなることも考えられるわけですが、ござりますが、そのような場合に、実際問題としまして、裁判所の方から援助があるとかあるのは全然ないとか、そういうような問題については、どのようになつておるのでしょか。

それから、職員の方は執行官との間で労働協約をお結びになると思いますが、その場合の労働条件というものにつきまして、こういう手数料收入件

○八木参考人 先ほどから申し上げておりますが、実は執行官七人に對して事務員一人でございまして、もちろん名古屋のような都會では国庫補助を受けるようなことは全然ございませんので、事務員に給与が支給できないとか、あるいは給与が高いから値切るとか、もっと労働時間を持長するとかいうことの悶着もございませんし、実は一人でございますので、あるいは労働条件についてということも考えられますが、今までそんなことを考えたこともございませんし、苦情もないのです。

それで、私、幹事になりましてから、七人、高校を出たのを順次採用して、そして二、三年たちますと全部結婚しますので、すぐ自然退職、退職のときには裁判所に定められた退職金をそのまま支給する。執行官の方にもそれについて苦情がございませんし、そしてやめるときには次の事務員を皆推薦してまいりますので、人物も安心でござりますし、比較的金錢を扱う場合がありますので心配でございますが、そういう点でも、給与の面でも待遇の面でも苦情が起つたことは、名古屋では一つもございません。これは全国的の問題とちょっと違いまして、私からちょっとお答えいたしかねるのでござります。

○田中参考人 先ほどの執行官について一言申し上げたいと思いますが、四等級に準じる者が執行官になるという一定の条件があるわけです。しかしながら職員の方からの採用では、これが六等級に位置づけられて執行官になるということになつておるわけです。したがつて、恩給等あるいは国庫補助の点で、そういった格づけされている補助は多少差があるのでないかというふうに思いました。

次に、労働条件の点ですが、私たちの方も、ある程度手数料収入といふものが把握できますの

○飯田委員 それでは次に、俸給制についてお尋ねいたしますが、先般、執行官法の改正の問題のときに御質問を申しましたところ、執行官の俸給制を考えないのは、俸給制にいたしますと、どうしても執行がなおざりになる、職務熱心でなくなる、だから、俸給制よりも手数料制の方が仕事を進める上において非常に便利なのだ、こういう御意見がございました。

これについて、執行官の御意見はいかがでございましょう。

○八木参考人 ただいま御質問のありました事項はごもつともありますて、能率主義といいますか、一種の請負制度というものが現在の手数料制度でございますが、明治の初めにできた当時は、やはり俸給ということは考えられたかもわかりませんが、どちらかといふと、現場で非常に困難な仕事をするので、月給制度では午前一件、午後一件しか片づけられない。それで、働けば働いただけ収入があるということは、委任ということと絡み合わせて、そして現在まで至ったのではないかと思いますが、委任ということがなくなつて、国家に対する執行の申し立てということに、現在の執行官法施行のときになりましたので、そうすると、自然、國の方針として國が執行の面を、請け負うのではなくてめんどうを見るという点が強くなつて、それがまた、一、二の外國の例はあるようですが、やはり俸給によって処理するというふうに、近代的の國家では全部なつております。

ただし、先ほど申し上げました手数料制も能率の点ではいい点があるということで、ドイツなどには固定給プラスそういう能率給ということを考え、処理能力の落ちないように執行官の生活の安定を図る。現在ですと、不動産の収入がない場合には全く稼めで、執行官室の共益費用が出るか出ないかということが一応考えますが、世の中はようしたもので、そんなに極端にはいってお

○板田委員 次に、研修関係の問題についてお尋ねいたしますが、執行官とか執行官室の職員の方々に対する業務研修というものは、從来行われたことがございましょうか。あるとすると、これほどの機関が、どのように行っておるのでしょうか、お尋ねいたします。

○八木参考人 ただいまのお話ですが、実は研修というのは採用当時にございませんで、先輩の者から指導を受けてやつております。最高裁で十日間、研修所に全国の執行官を集め、交代で研修を専門的にしていただいております。

それから、研修とちょっと離れるかもわかりませんが、「執行官」という雑誌をずっと年に一回ずついただいております。また、年に一回は必ず地方裁判所の執行事務協議会、それから高等裁判所の所在地ごとに協議会がございまして、研修とそれと相まって、判例の動向とか時勢におくれないような訓練を私ども受けております。

○田中参考人 先ほど申し上げましたように、職員については、東京の場合、執行官の収入が増収になったときに、組合という形で研修もしなさい、けで、全国的には何もやられていないようです。これはまだアンケートが全部集約されておりませんが、その中の幾つかの中にも報告されております。私どもの場合、東京で二回ばかり研修がやられましたが、これも執行官といわばタイアップしたような形でやられたというのが二回ほどということです。当局の関係からは制度化されておりません。

○飯田委員 それでは、また別の問題に移りますが、不動産競売場の秩序維持の問題でございます。これは、実際の場合に、競売場へお行きになりまして差押えをした物を売ろうとする場合、妨害があるといふことがございましょうか。もしあるとすると、そういう妨害に対して秩序を維持するためには、妨害排除という問題について、実際にはどういう組織で、どういう程度の妨害があつた場

合に、どういうことをするのか、そういう点につきましてお伺いをいたします。

○八木参考人 ただいま御質問のありましたのは、執行官が差し押された動産の競売場でございましょうか、どちらですか。（飯田委員「両者」と呼ぶ）

それでは、まず動産の場合について申し上げます。差押えの場合には、状況によつては相当抵抗がありますので、バトカーを呼んだり、あるいは事前に警察に手配して、スマーズにくつよろにすることがありますが、差し押された後の競売については、そういうことは名古屋ではほとんど心配はございませんで、円満にうまくいっております。

それから不動産については、私、十九年間名古屋でずっと不動産も担当いたしておりますが、不動産競売場に暴力団が入るとかその他で、裁判所に援助を求めることがあるいは警察の援助を求めるということは全然ございません。ただ私ども、今までの新法の規定を拝見しまして、そういうことが規定されれば、将来、執行官としては対処するのに非常にやりやすくなる、ありがたい規定だ、こう理解しております。

名古屋の場合には、不動産、動産とも困ったといふ例は全然ございません。

○田中参考人 ただいま八木参考人の方から話がありましたように、動産の場合については、私ども、研修の一つの形態ということで執行官と同行し、差押え現場等に赴いたことが何度かあります。その場所では、債権者と債務者、それに執行官を含めて三者でやりとりがされ、トラブルが起こるというケースは余りありません。ときどき債務者が不在の場合、このときになされた執行などが、後から電話で、私のいないうちになぜ執行されたのかという形での苦情といいますか、文句といいますか、そういう形では来たことが何回かあります。それから不動産競売ですが、これは庁舎内に不動産競売場が設けられておりますので、混乱する

ようなことは余りありません。私の記憶では、一

回ほど労働事件関係であったかと思います。すな

わち、そこに勤めておる労働者が、不動産競売にならされた方は、仕事を済まして帰つてこられて、おふろへ入つて休まれるのが一時、二時という話

なかつて、いる建物を自主管理したいので競売されないようなどうかと思います。ただこの点も、暴力的な形

があつたかと思います。ただこの点も、暴力的な形

で混乱するということではなく、それほどまでい

かない状態で秩序維持がされてきているというこ

とが言えるかと思います。

なお、混乱等については、それぞれの地方裁判所の警備員等を要請し、この秩序維持に当たらせるということが過去一回あつたかと思います。

○飯田委員 どうもありがとうございました。終わります。

○佐藤委員長 正森成二君。

○正森委員 私から、まず最初に八木さんに簡単に聞かしていただきたい。

先ほど同僚委員も質問されました、皆さん方

は収入を手数料制によって得ておられるわけです

が、地方と大都市では格差があると思うのです。

それで、私の承知しておりますところでは、月額

収入が四等級七号俸ですか、その額に達しないも

のは国からの補助を受けるというよう、執行官

法二十一條でなつてあると思うのですが、国庫補

助を受けておられる方あるいは執行官の数は、全體で何割ぐらいござりますか、御承知でございましょうか。

○八木参考人 私は連盟の副会長でありまして、在京の役員ではありませんので、その数について

は心得ていないのでございますが、中部地区の管

内では東海、北陸で二十九名の執行官がおります

が、そういう補助を受けておる者は一名もございません。

○正森委員 現在、執行官の数は全国で三百数十名と聞いております。一方、私どもの調べによりますと、オーストリアでは七百五十万人の人口で

四百人、西ドイツでは約六千万人の人口で二千五百人で、人口比にいたしますと、わが国はドイツ

に比べると十五分の一程度といふことになるわけ

です。

皆さんは非常に激務で、たとえば新しく執行官

になられた方は、仕事を済まして帰つてこられて、おふろへ入つて休まれるのが一時、二時といふ話

さえあるわけです。そうすると、後継者をながな

か得られにくいのではないか。また、今度のよう

な新しい権限を付与されますと、執行の中でも、こ

れは事件記録に記載するかどうかで、えらく差が

ありますから、重大な問題を引き起こすと思う

のですが、それらについて何か改善策とかお考え

がありましたら、お聞きいたしたいと思います。

○八木参考人 ただいまの御質問はごもっともだ

らうと思います。

新法につきまして、手続法はできても組織法が

完備しなければといふように理解いたしました

が、昨年、田中会長が欧州に参りました、いろいろな執行制度を見て帰つきましたが、先生の

おっしゃるとおりで、非常に数が多いのであります。

ところが、欧州の国民と日本の国民とは、法に対する認識といいますか、法を利用することについて格段の差があるよう聞いております。たとえば弁護士さんの数にしても、アメリカの国民に

対する弁護士さんの数と、「億の日本国民に対する

弁護士の数とは格段の相違があると思われます。

だから数だけで、つまり、ドイツが十五倍執行官がいますから、日本も十五倍要るのだといふことにはもちろんなりませんが、冒頭で申し上げま

したとおりに御配だらうと思いますので、もし本法が公布され、そして現在の人員は、法律は

非常に守らなければならぬというのがわれわれの

法を取り扱つておる者の考え方でございますから、そういう法律ができれば全力を挙げてやるといふ

心構えはみんな持つておりますので、まあ二、三年はひとつ模様を見ていたい、どうしてもい

けなかつたら、今度はひとつ増員をお願いしたい、これは執行官の方から、とてもたえられませんか

ら増員をお願いしますということを、最高裁なり

官としては責任が何倍か重くなりますといふこと

で申し上げておきます。

現在、実は賃貸借の取り調べにつきましても、

債務者の方は、執行官の賃貸借の取り調べと鑑定

がそろえれば、競売期日が入ることになるわけですが、それで執行官の賃貸借取り調べを避けよう、逃げよう、執行官に会わないというのが

実情でございまして、それにもつていつて、こう

いうことを申し上げていいかどうかわかりませんが、世の中の知恵者というのが債務者側の方につきまして、うまくいろいろな工作をして、そういうようなことを教えるわけでございます。

それで、まず当事者に会うことが賃貸借の取り調べでは困難であります、今度強制力を与えられまして、そしてなおその上に、うそを言つたり、しゃべらなかつたら過料という制裁もございますが、執行官の仕事は、御承知のとおり占有という形のあるものを処理する、所有権は裁判官が判断で、現場に行きましたし賃貸借があるかということを聞きましても、いまで一割から二割までは、証書を示してこのとおりでございますというのを聞いてござります。

それで、執行官にそういう权限が与えられました、参りましてどうかして聞きましても、恐らく從前と似たようなことになりますと、それを執行官が断定することは非常に困難と思います。もし執行官が、賃貸借がないものにある、あるのになといと言つて報告して、それが審尋でもそのまま見過され、そうして競売されて、買った人間から国家賃借が出たときには、まさに困ると思ひますし、そういうことが間々あるのではないかといふことが、現地の執行官としては非常に心配でござります。同時に、国家賃借で國の方が負えどいとになりますと、その後には、取り調べた執行官に求償権の行使が必ずついて回ると思ひます。

そういう意味で非常に責任を感じると同時に、國の事務の一部を扱つておる執行官の責任は重いということを重々感じております。それが、その後に明細書になつてみんなに見せなければならぬという規定までできているようでございますから、非常に大変なことだということは事実考えております。

○正森委員

いまお話を伺つて大変だということがわからましたが、われわれとしても、執行官の皆さんが余り過当な責任を負わされることのない

よう、いろいろ考えていかなければならぬ、こういう感じがいたしました。

それでは、ありがとうございます。

次に、田中参考人に伺いたいと思います。

四十一年に執行官法が改正されました、今日

まで、執行官室の職員の中から執行官に登用されましたが、先ほども話

た人が何人ぐらいおられるでしょうか。それからまた、執行官以外の部門の裁判所職員になられた方はおられますか。それは大体どういう部門が多いですか。

○田中参考人 まず、職員から執行官になった者

ですが、先ほどもお話ししましたように、東京の

場合もやはり六等級という格づけで登用されたよ

うです。人数的には七名ほどいるかと思います。

たしこれらの人は、東京以外の川越とか浦和と

か、そういう地方へ赴くということになつており

ます。

○田中参考人 まず、職員から執行官になつた者

ですが、先ほどもお話ししましたように、東京の

場合もやはり六等級という格づけで登用されたよ

うです。人数的には七名ほどいるかと思います。

たしこれらの人は、東京以外の川越とか浦和と

か、そういう地方へ赴くということになつており

ます。

○田中参考人 まず、職員から執行官になつた者

ですが、先ほどもお話ししましたように、東京の

場合もやはり六等級という格づけで登用されたよ

うです。人数的には七名ほどいるかと思います。

たしこれらの人は、東京以外の川越とか浦和と

か、そういう地方へ赴くということになつており

ます。

○田中参考人 まず、職員から執行官になつた者

ですが、先ほどもお話ししましたように、東京の

場合もやはり六等級という格づけで登用されたよ

うです。人数的には七名ほどいるかと思います。

たしこれらの人は、東京以外の川越とか浦和と

か、そういう地方へ赴くということになつており

ます。

○田中参考人 執行官の登用ですが、先ほども話

しましたように、四十一年当時、執行代行者ある

いは執行代理者といふことで、それらの資格を

持つてゐる者が執行の業務そのものを多少経験し、それが執行官登用の一つの条件になるという

ことあります。

したがいまして、現在は四十一年当時の資格者

は臨時職務代行者といふ形で残つてゐるわけです

が、その代行者のうち、執行実務に専念している

者しか執行官登用されないとということになつてお

ります。したがつて、それらの資格がない事務員

は、能力的には職務代行者と同じ程度の能力を持

ちながらも、その資格がないために、執行官登用

には道が閉ざされているといふことが言えるかと

思います。

それから、執行官登用への年齢的な問題、それ

から書記官待遇の問題ですが、執行官のものが、

四等級に準ずる者が執行官登用への条件になると

いうこともあります。したがつて、執行官に雇用

されている職員といふことになると、変な言い方

ですが、その四等級よりは低い位置づけにしかな

りません。しかも、執

行官室の勤続年数等が十分参考されて格づけされ

れたといふふうに思われるわけですが、職種につ

いては延吏といふことで、年齢的には四十歳前後

といふことで制限されておりました。しかも、執

行官室の勤続年数等が十分参考されて格づけされ

れたといふふうに思われるわけですが、職種につ

いては延吏といふことで、年齢的には四十歳前後

といふことで制限されておりました。しかも、執

行官室の勤続年数等が十分参考されて格づけされ

れたといふふうに思われるわけですが、職種につ

れますか。あるいは、この問題で執行官または連盟と話し合われたことがありますか、その場合に執行官側はどういうような意見を述べておられますか、簡単にご回答ください。

○田中参考人 お答えが前後しますが、まず、連盟あるいは執行官との交渉であります、執行官連盟には、今まで公務員化とかいろいろな全国的職員の待遇改善について申し入れたことはありますか、簡単にご回答ください。

○田中参考人 お答えが前後しますが、まず、連

盟あるいは執行官との交渉であります、執行官連盟には、今まで公務員化とかいろいろな全国的職員の待遇改善について申し入れたことはありますか、簡単にご回答ください。

○田中参考人 お答えが前後しますが、まず、連

盟あるいは執行官との交渉であります、執行官連盟には、今まで公務員化とかいろいろな全国的職員の待遇改善について申し入れたことはありますか、簡単にご回答ください。

○田中参考人 お答えが前後しますが、まず、連

盟あるいは執行官との交渉であります、執行官連盟には、今まで公務員化とかいろいろな全国

的職員の待遇改善について申し入れたことはありますか、簡単にご回答ください。

については何ら説明されおりません。先ほども申し上げましたように、研修制度を制度化してほしいということもありましたように、何らこれまでにもないし、また、そういう話もされておりません。

それから、今回の民事執行法案の資料についてですが、私どもが参考人として呼ばれるという前後に、資料的な内容が話されたということで、具体的な規則等についても、賃貸借等で関与している者については、それらの要綱が配付されたようですが、全体にそれらを検討させるという形で与えられておりません。

○正森委員 それでは質問を終わらせていただきますが、執行官の皆さんや執行官職員は、いわば国家的な業務の一環を担っておられると思います。ところが、いま伺っておりますと、その御待遇も十全とは申せないようですし、裁判所側の連絡あるいは協力体制も必ずしも十分でないというニュアンスの御答弁がありました。私は、これら点について改善されることを希望して、質問を終わさせていただきます。

○佐藤委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

両参考人には、貴重なる御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。(拍手)

次回は、来る二十三日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十二分散会

### 犯罪被害補償法案

目次

第一章 総則(第一条～第五条)  
第二章 補償機関

第三節 犯罪被害補償中央審査会(第六条)

同様の事情にある者を含む。(以下同じ。)

二 加害者の直系血族及び兄弟姉妹

三 前二号に掲げる者以外の加害者の同居の親族

#### (補償の制限)

第五条 次に掲げる場合には、補償の全部又は一部を行わないことができる。

一 被害者が犯罪行為を誘発したときその他犯

罪行為に起因する負傷、疾病又は死亡につき

被害者にも責めがあるとき。

二 被害者が報復として加害者の身体又は生命に害を加えたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、補償を行うことが正義に反すると認められるとき。

#### (権限及び所掌事務)

第一節 犯罪被害補償中央審査会

#### (権限及び所掌事務)

第六条 犯罪被害補償中央審査会(以下「中央審査会」という。)は、犯罪被害補償地方委員会がした処分につき、この法律及び行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の定めるところにより審査を行い、裁決をする権限を有し、その権限に関する事務をつかさどる。

#### (組織)

第七条 中央審査会は、委員五人で組織する。

#### (委員の任命)

第八条 委員は、弁護士となる資格を有する者のうちから、両議院の同意を得て、法務大臣が任命する。

#### (会長)

第九条 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、法務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができます。

#### (会長)

第十条 委員の会長は、会長のうちから互選する。

#### (会長)

第十二条 中央審査会に会長を置き、会長は、委員のうちから互選する。

#### (会長)

第十三条 中央審査会は、会長が招集する。

#### (会議)

第十四条 中央審査会は、会長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

#### (会議)

第十五条 中央審査会は、会長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

#### (会議)

第十六条 中央審査会は、会長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

#### (会議)

第十七条 中央審査会は、会長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

#### (会議)

第十八条 中央審査会は、会長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

ればならない。

(委員の任期)

第九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第十条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員は、在任中、法務大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

4 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員の罷免)

第十二条 委員が弁護士となる資格を喪失したときは、法務大臣は、その委員を罷免しなければならない。

3 中央審査会により、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は委員に職務上の義務違反その他の委員たるにふさわしくない非行があると認められたときは、法務大臣は、その委員を罷免しなければならない。

2 中央審査会により、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は委員に職務上の義務違反その他の委員たるにふさわしくない非行があると認められたときは、法務大臣は、その委員を罷免しなければならない。

2 委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、中央審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第一節 损害賠償給付(第二十二条～第三十二条)	第二節 裁定手続(第三十三条～第三十六条)	第三節 審査請求(第三十七条～第四十一条)
第四章 雜則(第四十二条～第五十一条)	第五章 罰則(第五十二条～第五十四条)	附則
第一節 损害賠償給付(第二十二条～第三十二条)	第二節 裁定手續(第三十三条～第三十六条)	第三節 審査請求(第三十七条～第四十一条)
第一節 损害賠償給付(第二十二条～第三十二条)	第二節 裁定手續(第三十三条～第三十六条)	第三節 審査請求(第三十七条～第四十一条)
第一節 损害賠償給付(第二十二条～第三十二条)	第二節 裁定手續(第三十三条～第三十六条)	第三節 審査請求(第三十七条～第四十一条)

可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 中央審査会が第十一条第二項の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一一致がなければならない。

5 会長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項の規定により会長の職務を代理する委員は、会長とみなす。

(庶務)

第十四条 中央審査会の庶務は、法務省刑事局において処理する。

#### 第二節 犯罪被害補償地方委員会

(権限及び所掌事務)

第十五条 犯罪被害補償地方委員会（以下「地方委員会」という。）は、次に掲げる権限を有し、その権限に関する事をつかさどる。

一 補償の申請に対し裁定を行うこと。

二 補償給付を支給すること。

三 加害者の賠償能力及び生活状況の調査を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律により地方委員会に属させられた権限

(組織)  
第十六条 地方委員会は、三人以上九人以下の委員で組織する。

(委員の任期)  
第十七条 委員の任期は、三年とする。  
(委員長)  
第十八条 地方委員会に委員長を置き、委員長は、委員のうちから法務大臣が命ずる。

2 委員長は、会務を総理し、地方委員会を代表する。  
(会議)  
第十九条 地方委員会は、委員長が招集する。

2 地方委員会は、委員長及び半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 第十三第三項の規定は、地方委員会の議事

に、同条第五項の規定は、委員長に事故がある場合に、それぞれ準用する。ただし、三人の委員で組織される地方委員会にあっては、その議決は、委員の過半数の意見による。

第二十条 地方委員会は、補償申請事件についての議決するところにより、委員三人で構成する合議体に、その権限を行わせることができる。

2 前項の合議体の議決は、その合議体を構成する委員の過半数の意見による。

#### (事務局)

第二十一条 地方委員会に、事務局を置く。

2 事務局の内部組織は、法務省令で定める。

#### 第三章 補償措置

##### 第一節 補償給付

(補償給付の種類)

第二十二条 補償のため支給される給付の種類は、次のとおりとする。

一 療養補償金

二 休業補償金

三 残業補償金

四 遺族補償金

(療養補償金の支給)

第二十三条 療養補償金は、他人の犯罪行為に起因して負傷し、又は疾病にかかる者（以下「傷病者」という。）に対し、当該負傷又は疾病的療養（当該犯罪行為の当時日本国籍を有しない者にあっては、当該犯罪行為の時から引き続き日本国内に住所を有する間の期間に限る。）につき、支給する。

（休業補償金の支給）

第二十四条 療養補償金の額は、政令で定めるところにより算定する療養に要する費用の額から、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）その他政令で定める法令の規定により支給される療養補償金に相当する給付の額（一時金たる給付以外の給付にあたつては、政令で定めることにより換算して得た額）を控除した額とする。

第二十五条 休業補償金は、傷病者が、当該負傷又は疾病的療養のため従前得ていた業務上の収入を得ることができず、かつ、健康保険法、労働者災害補償保険法その他政令で定める法令の規定による休業補償金に相当する給付の支給を受けることができない場合に、その業務上の収入を得ることができない期間（当該犯罪行為の当時日本国籍を有しない者にあっては、当該犯罪行為の当時から引き続き日本国内に住所を有する間の期間に限る。）につき、支給する。

（休業補償金の額）

第二十六条 休業補償金の額は、一日につき、二万円を超えない範囲内において地方委員会（第三十九条第三項の場合にあっては、中央審査会）が傷病者の従前通常得ていた業務上の収入の額を考慮して定める額の百分の六十に相当する額とする。

(障害補償金の支給)

第二十七条 障害補償金は、傷病者の当該負傷又は疾病による後遺障害（当該犯罪行為の当時日本国籍を有しない者にあっては、当該犯罪行為の時から引き続き日本国内に住所を有する間にあっては、当該犯罪行為の時から引き続き日本国内に住所を有する間の療養に限る。）につき、支給する。ただし、療養に要した期間が二週間を超える場合に限る。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものである。  
(診察)

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への収容

#### 六 移送

(療養補償金の額)

第二十八条 療養補償金の額は、政令で定めるところにより算定する療養に要する費用の額から、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）その他政令で定める法令の規定により支給される療養補償金に相当する給付の額（一時金たる給付以外の給付にあたつては、政令で定めることにより換算して得た額）を控除した額とする。

(遺族補償金の支給)

第二十九条 遺族補償金は、他人の犯罪行為に起因して死亡した者（当該犯罪行為の当時日本国籍を有しない者にあっては、当該犯罪行為の時から引き続き日本国内に住所を有していた者に限る。）の遺族に対し、支給する。

2 前項の遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時次の各号のいずれかに該当する者（日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）とする。ただし、その者が第四条各号に掲げる者であるときは、その者は、遺族としない。

3 第一号に掲げる者以外の者で主として死亡した者によつて生計を維持していたもの

一 偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

二 前号に該当しない配偶者

三 第二号に掲げる者以外の者で主として死亡した者によつて生計を維持していたもの

一 死亡した者によつて生計を維持していたもの

二 偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

三 第二号に該当しない配偶者

四 及び兄弟姉妹

3 遺族補償金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第一号又は第四号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序による。ただし、同順位の父母については、養父母を先に実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母の実父母を後にする。

(遺族補償金の額)

第三十条 遺族補償金の額は、二千万円（前条第二項第四号に掲げる者に対するものにあつては、一千五百万元）から、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法その他政令で定める法令の規

令で定める額から、厚生年金保険法（昭和二十一年法律第一百五十五号）、労働者災害補償保険法その他政令で定める法令の規定により支給される

障害補償金に相当する給付の額（一時金たる給付以外の給付にあたつては、政令で定めることにより換算して得た額）を控除した額とする。

(障害補償金の額)

第二十八条 障害補償金の額は、二千万円を超えて後遺障害の程度に応じ、支給する。

2 前項の障害の程度に応じ、支給する。

3 第二項の障害の程度に応じ、支給する。

4 第二項第四号に掲げる者に対するものにあつては、一千五百万元）から、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法その他政令で定める法令の規

定により支給される遺族補償金に相当する給付の額（一時金たる給付以外の給付にあつては、政令で定めるところにより換算して得た額）を控除した額とする。この場合においては、遺族補償金を受けるべき遺族以外の者に支給される遺族補償金に相当する給付の額も、同様に控除するものとする。

2 前項の遺族補償金に相当する給付には、葬祭料その他の死亡した者の死亡に関し支給されるすべての給付を含むものとする。

3 遺族補償金を受けるべき同順位の遺族が二人以上ある場合における各人の遺族補償金の額は、第一項の規定による額をその人数で除して得た額とする。

（未支給の補償金）

第三十一条 療養補償金、休業補償金又は障害補償金を受けるべき被害者がその支給を受ける前に死亡したときは、その者の遺族に対し、これに支給する。

2 前項の規定による未支給の補償金を受けるべき者が当該未支給の補償金を受ける前に死亡したときは、その者は、当該未支給の補償金の支給に關しては、初めから遺族でなかつたものとみなす。

3 第二十九条第二項及び第三項並びに前条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、第二十九条第二項中「死亡した者」とあるのは、「被害者」と読み替えるものとする。

第三十二条 遺族補償金を受けるべき者がその支給を受ける前に死亡したときは、その者は、当該遺族補償金の支給に關しては、初めから遺族でなかつたものとみなす。

### 第二節 裁定手続

#### （補償の申請）

第三十三条 補償を受けようとする者は、犯罪行為の地、犯罪行為の当時における被害者の住所地その他政令で定める地を管轄する地方委員会に、次に掲げる事項を記載した犯罪被害補償申請書を提出しなければならない。

一 申請人の氏名、年令、住所、職業及び国籍  
二 代理人によつて申請する場合にあつては、その氏名、住所及び職業  
三 申請に係る補償金の種類  
四 遺族補償金又は第三十一条第一項の規定による未支給の補償金の支給の申請にあつては、申請人と被害者との関係  
五 犯罪行為の当時における被害者の氏名、年令、住所、職業及び国籍  
六 加害者が判明しているときは、その者の氏名、年令、住所及び職業  
七 犯罪行為の日時、場所及び内容  
八 その他法務省令で定める事項

2 前項の犯罪被害補償申請書には、犯罪行為に起因する負傷、疾病又は死亡を証明する書面その他の法務省令で定める書面を添付しなければならない。

（審理のための処分）

第三十四条 地方委員会は、補償申請事件についての審理のため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をることができる。

一 申請人若しくは参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 鑑定人に鑑定させること。

三 犯罪行為のあつた場所その他犯罪行為に關係のある場所又は病院若しくは診療所に立ち入つて、建物、備品、帳簿書類その他必要な物件を検査すること。

四 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

#### （報告の請求）

3 前項の規定による処分は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

（報告の請求）

第三十五条 地方委員会は、補償申請事件についての審理のため必要があると認めるときは、犯

罪につき捜査の権限を有する機関又は公務所若しくは公私の団体に対し、必要な事項の報告をすることができる。

第三十六条 補償の申請に対する裁定は、書面をもつて行い、かつ、理由を付さなければならぬ。（裁定）

第三十七条 地方委員会の処分に不服のある者は、中央審査会に対して審査請求をすることができる。（審査請求）

第三十八条 審査請求の審理は、口頭により、公開して行う。ただし、当事者（原処分をした地方委員会、審査請求人又は参加人をいう。以下同じ。）の申立てがあつたとき又は中央審査会が公開することが適切でないと認めたときは、公開しないことができる。（審理の公開）

第三十九条 審査請求が行政不服審査法の規定による期間経過後にされたものであるときその他の不適法であつて補正することができないものであるときは、中央審査会は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 審査請求が理由がないときは、中央審査会は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 審査請求が理由があるときは、中央審査会は、裁決で、当該審査請求に係る処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更することはできない。

#### （適用規定）

第四十条 第三十四条第一項及び第三項並びに第三十五条の規定は、中央審査会が行う審査について準用する。この場合において、第三十四条第一項第一号中「申請人」とあるのは、「当事者」と読み替えるものとする。

（審査請求と訴訟の関係）

第四十一条 地方委員会がした処分の取消しを求める訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁判を経た後でなければ、提起することができない。（第四章 雜則）

第四十二条 補償の申請は、その申請をすることができる時から二年を経過したときは、することができる。（申請の期限）

第四十三条 補償を受けるべき者が、損害賠償義務者その他の者から補償事由と同一の事由につき損害賠償を受けたときは、国は、その額の限度で補償の義務を免れる。（損害賠償の免責）

第四十四条 国は、この法律による補償を行つた場合には、同一の事由については、その額の限度において、国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律による損害賠償の責めを免れる。（損害賠償の免責）

第四十五条 国は、第三者が損害賠償の義務を有する事由につき補償を行つたときは、その額の限度において、補償を受けた者が当該第三者に對して有する損害賠償請求権を取得する。（求償権の取得）

2 前項の権利の行使については、犯罪者の更生を妨げることがないよう配慮するものとする。

#### （不正利得等の徴収）

第四十六条 偽りその他不正の手段により補償を受けた者があるときは、地方委員会は、国税徴収の例により、その者から、補償として支給を受けた金額の額に相当する額の全部又は一部を徴収することができる。補償を行つた後に加害者が判明した場合その他新たに事実が判明した場合において、当該事実によれば当該補償を行つべきでなかつたと認められるときも、同様と

前項の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。  
(受給権の保護)

第四十七条 捕償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第四十八条 租税その他の公課は、捕償として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(無料証明)

第四十九条 市町村長(特別区の区長を含むものとし)、地方自治会(昭和二十二年法律第六十七号)、第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする)は、中央審査会若しくは地方委員会又は捕償を受けようとする者に対して、条例で定めるところにより、被害者又はその遺族の戸籍に關し、無料で證明を行うことができる。

(犯罪行為の通報)

第五十条 犯罪行為による人の死傷があつたときは、被害者及びその近親者は、犯罪行為の日時及び場所、被害の状況その他犯罪行為に關する事項を、遅滞なく、犯罪につき捜査の権限を有する機関に通報するように努めなければならない。(政令への委任)

(罰則)

第五十二条 第十一条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条第一項第一号(第四十条において準用する場合を含む)又は第三十四条第二項の規定による処分に違反して出頭せず、陳述をせず、報告をせず、又は虚偽の陳述若し

くは報告をした者

二 第三十四条第一項第一号(第四十条において準用する場合を含む)の規定による処分に違反して鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第三十四条第一項第三号(第四十条において準用する場合を含む)又は第三十四条第二項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第三十四条第一項第四号(第四十条において準用する場合を含む)の規定による処分に違反して物件を提出しない者

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

#### 附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日(以下「公布日」という。)から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、公布日以後に行われた犯罪行為に起因する負傷、疾病又は死亡について適用する。

(公布日前の犯罪行為に係る補償)

第二条 この法律の規定は、公布日前二十年間に行われた犯罪行為に起因する負傷、疾病又は死亡についても、適用する。

第三条 前条の犯罪行為に起因して公布日前に既に負傷し、又は疾病にかかっている場合においては、第二十三条第一項の規定の適用について

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、同項中「疾病の療養」とあるのは「疾病的期間」とあるのは「できない」公布日以後の期間」とする。

第六条 法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第七条 中「左の」を「次の」に、「掌る」を「つかさどる」に改め、同条第三号の次に次の二号を加える。

おいては、第二十七条の規定の適用については、同条中「傷病者」とあるのは「傷病者(公布日において日本国籍を有し、又は日本国内に住所を有する者に限る。)」と、第二十八条の規定の適用については、同条中「を控除した額」とあるのは「に後障害の状態になつた日の属する年の区分に応じて政令で定める倍率を乗じて得た額を控除した額」とする。

前項に既に死亡している場合においては、第二十九条第二項の規定の適用については、同項本文中「とする」とあるのは「で公布日において日本国籍を有し、又は日本国内に住所を有するもの(配偶者であつた者で公布日前に婚姻(届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある場合を含む。)をしたものその他政令で定める者を除く。)とする」と、第三十条第一項の規定の適用については、同項中「を控除した額」とあるのは「に死亡した日の属する年の区分に応じて政令で定める倍率を乗じて得た額を控除した額」とする。

(最初に任命される中央審査会の委員に関する特例)

第五条 この法律の施行後最初に任命される中央審査会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、第八条第二項及び第三項の規定を準用する。

第六条 この法律の施行後最初に任命される中央審査会について、は、犯罪被害補償地方委員会の名称、位置及び

管轄区域は、別表三の二のとおりとする。

第七条 中「左の」を「次の」に、「掌る」を「つかさどる」に改め、同条第三号の次に次の二号を加える。

第八条 法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第九条 中「左の」を「次の」に、「掌る」を「つかさどる」に改め、同条第三号の次に次の二号を加える。

第十条 法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条 法務大臣の管理の下に、犯罪被害補償法第十五条の事務をつかさどらせるため、犯罪被害補償中央審査会を置く。

第十二条 法務大臣の管理の下に、犯罪被害補償地方委員会の名称、位置及び

管轄区域は、別表三の二のとおりとする。

第十三条 法務大臣の管理の下に、犯罪被害補償法第十五条の事務をつかさどらせるため、犯罪被害補償地方委員会を置く。

第十四条 法務大臣の管理の下に、犯罪被害補償地方委員会について、は、犯罪被害補償法の定め

るところによる。

第十五条 法務大臣の管理の下に、犯罪被害補償地方委員会について、は、犯罪被害補償法の定め

るところによる。

第十六条 法務大臣の管理の下に、犯罪被害補償地方委員会について、は、犯罪被害補償法の定め

るところによる。

第十七条 法務大臣の管理の下に、犯罪被害補償地方委員会について、は、犯罪被害補償法の定め

るところによる。

第十八条 法務大臣の管理の下に、犯罪被害補償地方委員会について、は、犯罪被害補償法の定め

るところによる。

第十九条 法務大臣の管理の下に、犯罪被害補償地方委員会について、は、犯罪被害補償法の定め

るところによる。

第二十条 法務大臣の管理の下に、犯罪被害補償地方委員会について、は、犯罪被害補償法の定め

るところによる。

第二十一条 法務大臣の管理の下に、犯罪被害補償地方委員会について、は、犯罪被害補償法の定め

るところによる。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京地方犯罪被害補償委員会	東 京 都	東京地方裁判所の管轄区域
横浜地方犯罪被害補償委員会	横 浜 市	横浜地方裁判所の管轄区域
浦和地方犯罪被害補償委員会	浦 和 市	浦和地方裁判所の管轄区域
千葉地方犯罪被害補償委員会	千 葉 県	千葉地方裁判所の管轄区域
水戸地方犯罪被害補償委員会	水 戸 市	水戸地方裁判所の管轄区域
宇都宮地方犯罪被害補償委員会	宇 都 宮 市	宇都宮地方裁判所の管轄区域

前橋地方犯罪被害補償委員会	前橋市	前橋地方裁判所の管轄区域
静岡地方犯罪被害補償委員会	静岡市	静岡地方裁判所の管轄区域
甲府地方犯罪被害補償委員会	甲府市	甲府地方裁判所の管轄区域
長野地方犯罪被害補償委員会	長野市	長野地方裁判所の管轄区域
新潟地方犯罪被害補償委員会	新潟市	新潟地方裁判所の管轄区域
大阪地方犯罪被害補償委員会	大阪市	大阪地方裁判所の管轄区域
京都地方犯罪被害補償委員会	京都市	京都地方裁判所の管轄区域
神戸地方犯罪被害補償委員会	神戸市	神戸地方裁判所の管轄区域
奈良地方犯罪被害補償委員会	奈良市	奈良地方裁判所の管轄区域
大津地方犯罪被害補償委員会	大津市	大津地方裁判所の管轄区域
和歌山地方犯罪被害補償委員会	和歌山市	和歌山地方裁判所の管轄区域
名古屋地方犯罪被害補償委員会	岐阜市	名古屋地方裁判所の管轄区域
福井地方犯罪被害補償委員会	福井市	福井地方裁判所の管轄区域
金沢地方犯罪被害補償委員会	金沢市	金沢地方裁判所の管轄区域
富山地方犯罪被害補償委員会	富山市	富山地方裁判所の管轄区域
広島地方犯罪被害補償委員会	広島市	広島地方裁判所の管轄区域
山口地方犯罪被害補償委員会	山口市	山口地方裁判所の管轄区域
岡山地方犯罪被害補償委員会	岡山市	岡山地方裁判所の管轄区域
鳥取地方犯罪被害補償委員会	鳥取市	鳥取地方裁判所の管轄区域
松江地方犯罪被害補償委員会	松江市	松江地方裁判所の管轄区域
福岡地方犯罪被害補償委員会	福岡市	福岡地方裁判所の管轄区域
佐賀地方犯罪被害補償委員会	佐賀市	佐賀地方裁判所の管轄区域
熊本地方犯罪被害補償委員会	熊本市	熊本地方裁判所の管轄区域
鹿児島地方犯罪被害補償委員会	鹿児島市	鹿児島地方裁判所の管轄区域
宮崎地方犯罪被害補償委員会	宮崎市	宮崎地方裁判所の管轄区域
那覇地方犯罪被害補償委員会	那覇市	那覇地方裁判所の管轄区域

仙台地方犯罪被害補償委員会	仙台市	仙台地方裁判所の管轄区域
福島地方犯罪被害補償委員会	福島市	福島地方裁判所の管轄区域
山形地方犯罪被害補償委員会	山形市	山形地方裁判所の管轄区域
秋田地方犯罪被害補償委員会	秋田市	秋田地方裁判所の管轄区域
青森地方犯罪被害補償委員会	青森市	青森地方裁判所の管轄区域
札幌地方犯罪被害補償委員会	札幌市	札幌地方裁判所の管轄区域
函館地方犯罪被害補償委員会	函館市	函館地方裁判所の管轄区域
旭川地方犯罪被害補償委員会	旭川市	旭川地方裁判所の管轄区域
釧路地方犯罪被害補償委員会	釧路市	釧路地方裁判所の管轄区域
高松地方犯罪被害補償委員会	高松市	高松地方裁判所の管轄区域
徳島地方犯罪被害補償委員会	徳島市	徳島地方裁判所の管轄区域
高知地方犯罪被害補償委員会	高知市	高知地方裁判所の管轄区域
松山地方犯罪被害補償委員会	松山市	松山地方裁判所の管轄区域

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第七条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「左に」を「次に」に改め、同条第十三号の三の二を同条第十三号の三の三とし、

同条第十三号の三の次に次の二号を加える。

十三条の三の二 犯罪被害補償中央審査会委員別表第一官職名の欄中「公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員」を「公共企

業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員」に改める。

求することが事実上困難である状況にかんがみ、被害者等を救済する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費としては、初年度及び次年度それぞれ約千七百十四億円、平年度約二百二十二億円の見込みである。

第一条 刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

第三条 刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

(刑事補償法の一部改正)

第一条 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「誤まら

せる」を「誤らせる」に改め、同号を同条第一号とし、同条に第一号として次の二号を加える。

一 刑法第三十九条第一項、第四十条又は第四十一条に規定する事由により無罪の裁判を受けた場合

(刑事訴訟法の一部改正)

第二条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第一百八十八条の二第二項を次のように改める。

次の場合には、前項の補償の全部又は一部をしないことができる。

一 刑法第三十九条第一項、第四十条又は第四十一条に規定する事由により無罪の裁判を受けた場合

二 被告人であつた者が、捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自白をし、又は他の有罪の証拠を作ることにより、公訴の提起を受けるに至つたものと認められる場合

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。  
3 この法律の施行前に無罪の判決が確定した事件に係る費用の補償については、なお従前の例による。

理由  
無罪の裁判を受けた責任無能力者に係る刑事補償及び裁判に要した費用の補償については、裁判所の健全な裁量によりその一部又は全部をしないことができる。これが、この法律案を提出する理由である。

国籍法の一部を改正する法律案

5 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)

国籍法(昭和二十五年法律第百四十七号)の一

部を次のように改正する。

第二条第一号中「父」の下に「又は母」を加え、同条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第四条の次に次の二条を加える。

第四条の二 現に日本に住所を有する十八歳以上

の日本国民の夫又は十六歳以上の日本国民の妻である外国人で、引き続き一年以上日本に住所

又は居所を有するものについては、法務大臣は、

その者が前条第一号及び第一号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができ

る。

第五条中「前条」を「第四条」に改め、同条中

第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、

第二号を第二号とし、第四号を第二号とする。

附則  
1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前に帰化の許可の申請をした日本国民の妻である外国人に係る許可の条件については、この法律による改正後の国籍法(以下「新法」という。)第四条の二の規定にかわらず、なお従前の例による。

3 (届出による国籍の取得)  
3 当分の間、昭和二十五年七月一日からこの法律の施行日の前日までの間に日本国民を母として出生した者で現に日本に住所を有し、かつ、国籍を有しないものは、法務大臣に届出をして日本に国籍を取得することができる。  
4 新法第十一条から第十三条までの規定は、前項の規定により国籍を取得する場合の手続について準用する。

理由  
無罪の裁判を受けた責任無能力者に係る刑事補償及び裁判に要した費用の補償については、裁判所の健全な裁量によりその一部又は全部をしないことができる。これが、この法律案を提出する理由である。

の一部を次のように改正する。

附則第百四十二条の次に次の二条を加える。

第一百四十二条 当分の間、第二百二条の規定は、

第四章 担保権の実行としての競売等(第二百八

法律第 号)附則第三項の規定より日本

の国籍を取得した者について準用する。

第五章 罰則(第二百九十六条—第二百九十八条)

第一条 理由  
日本国憲法に定める法の下の平等の精神に則り、出生による国籍の付与に関し、現行の父系主義を改めるとともに、日本国民の配偶者である外国人の帰化の要件を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第二条 総則(第一條—第二十一条)

第一章 強制執行

第一節 総則(第二十二条—第四十二条)

第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行

第一款 不動産に対する強制執行

第二目 通則(第四十三条—第四十四条)

第二目 強制競売(第四十五条—第九十

二条)  
第三目 強制管理(第九十三条—第二百十

一条)  
第二款 船舶に対する強制執行(第二百十二

条—第二百二十二条)

第四款 債権及びその他の財産権に対する

強制執行(第二百四十三条—第二百六十七条)

第五款 債権及びその他の財産権に対する

強制執行(第二百四十二条)

第六款 動産に対する強制執行(第二百二十

二条—第二百四十二条)

第七款 金銭の支払を目的とした請求権に

ついての強制執行(第二百六十八条—第二百七

十三条)

第三章 仮差押及び仮処分の執行(第二百七十

四条—第二百八十一条)

第四章 担保権の実行としての競売等(第二百八

十一条—第二百九十五条)

附則  
第一章 総則

第一条 理由  
日本国憲法に定める法の下の平等の精神に則り、出生による国籍の付与に関し、現行の父系主

義を改めるとともに、日本国民の配偶者である外

国人の帰化の要件を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第二条 総則(第一條—第二十一条)

第一章 強制執行

第一節 総則(第二十二条—第四十二条)

第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行

第一款 不動産に対する強制執行

第二目 通則(第四十三条—第四十四条)

第二目 強制競売(第四十五条—第九十

二条)  
第三目 強制管理(第九十三条—第二百十

一条)  
第二款 船舶に対する強制執行(第二百十二

条—第二百二十二条)

第四款 債権及びその他の財産権に対する

強制執行(第二百四十三条—第二百六十七条)

第五款 債権及びその他の財産権に対する

強制執行(第二百四十二条)

第六款 動産に対する強制執行(第二百二十

二条—第二百四十二条)

第七款 金銭の支払を目的とした請求権に

ついての強制執行(第二百六十八条—第二百七

十一条)

第八款 動産に対する強制執行(第二百二十

二条—第二百四十二条)

第九款 金銭の支払を目的とした請求権に

ついての強制執行(第二百六十八条—第二百七

十一条)

助を求めることができる。

(立会人)

第七条 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行ふ者（以下「執行官等」という。）は、人の住居に立ち入つて職務を執行するに際し、住居主、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに出会わないときは、市町村の職員、警察官その他証人として相当と認められる者を立ち会わせなければならない。執行官が前条第一項の規定により威力を用い、又は警察上の援助を受けるときも、同様とする。

（休日又は夜間の執行）

第八条 執行官等は、日曜日その他の一般の休日又は午後七時から翌日の午前七時までの間に人の住居に立ち入つて職務を執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならない。

2 執行官等は、職務の執行に当たり、前項の規定により許可を受けたことを証する文書を提示しなければならない。

（身分証明書等の携帯）

第九条 執行官等は、職務を執行する場合には、その身分又は資格を証する文書を携帯し、利害関係を有する者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（執行抗告）

第十条 民事執行の手続に関する裁判に対しても、特別の定めがある場合に限り、執行抗告をすることができる。

2 執行抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不变期間内に、抗告状を原裁判所に提出してしなければならない。

3 抗告状に執行抗告の理由の記載がないときは、抗告人は、抗告状を提出した日から一週間に以内に、執行抗告の理由書を原裁判所に提出しなければならない。

4 執行抗告の理由は、最高裁判所規則で定めるところにより記載しなければならない。

5 抗告人が第三項の規定による執行抗告の理由

書の提出をしなかつたとき、執行抗告の理由の記載が明らかに前項の規定に違反していると補正することができないことが明らかであるときは、原裁判所は、執行抗告を却下しなければならない。

6 抗告裁判所は、執行抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、若しくは立てさせないで原裁判の執行の停止若しくは民事執行の手続の全部若しくは一部の停止を命じ、又は担保を立てさせてこれらを続行を命じることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、これらの処分を命ずることができる。

7 抗告裁判所は、抗告状又は執行抗告の理由書に記載された理由に限り、調査する。ただし、原裁判に影響を及ぼすべき法令の違反又は事実の認認の有無については、職権で調査することができる。

8 第五項の規定による決定に対しても、執行抗告をすることができる。第六項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。

9 第六項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。

10 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第四百二十九条の規定は、執行抗告をすることができる裁判が確定した場合について準用する。

第十一條 執行裁判所の執行処分で執行抗告をすることができないものに対しては、執行裁判所に執行異議を申し立てることができる。執行官の執行処分及びその選択に対しても、同様とする。

2 前項の規定による申立てがあった場合について準用する。

（执行異議）

第十二條 民事執行の手続を取り消す旨の決定に対する申立ては、執行抗告をすることができる。民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による申立てがあった場合について準用する。

（取消決定等に対する執行抗告）

第十三條 民事訴訟法第七十九条第一項の規定により民事執行の手続を取り消す執行官の処分に対する執行裁判所の申立てを却下する裁判又は執行官に民事執行の手続の取消しを命ずる決定に対して同一の規定により執行抗告をすることができる。

執行の手続を取り消す執行官の処分に対する執行異議の申立てを却下する裁判又は執行官に民事執行の手続の取消しを命ずる決定に対して同一の規定により執行抗告をすることができる。

（代理人）

2 前項の規定により執行抗告をすることができる者は、訴え又は執行裁判所でする手続について、訴え又は執行抗告に係る手続を除き、執行裁判所の許可を受けて代理人となることができる。

2 執行裁判所は、いつでも前項の許可を取り消すことができる。

（費用の予納等）

第十四条 執行裁判所に対し民事執行の申立てをするときは、申立人は、民事執行の手続に必要な費用として執行裁判所の定める金額を予納しなければならない。予納した費用が不足する場合において、執行裁判所が不足する費用の予納を命じたときも、同様とする。

2 申立人が費用を予納しないときは、執行裁判所は、民事執行の申立てを却下し、又は民事執行の手続を取り消すことができる。

3 前項の規定により申立てを却下する決定に対しては、執行抗告をすることができる。

（担保の提供）

第十五条 この法律の規定により担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所（以下この項において「発令裁判所」という。）又は執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は発令裁判所が相当と認める有価証券を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならぬ。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。

2 前項の規定による申立てがあつた場合については、執行裁判所の管轄は、

（民事訴訟法の準用）

第十六条 民事執行の手続について、執行裁判所に對し申立て、申出若しくは届出をし、又は執行裁判所から文書の送達を受けた者は、その住所、居所、営業所又は事務所にあって書留郵便に付して発送すれば足りる。

その旨を執行裁判所に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしない者に対する文書の送達は、事件の記録に表れたその者の住所、居所、営業所又は事務所にあって書留郵便に付して発送すれば足りる。

3 民事訴訟法第一百七十三条の規定は前項の規定について、同法第一百七十三条の規定は前項の規定による送達及びこの項において準用する同法第一百七十条第二項の規定による送達について準用する。

（民事執行の事件の記録の閲覧等）

第十七条 執行裁判所の行う民事執行について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、閲覧又は謄写については、執行裁判所の執務に支障があるときは、この限りでない。

（官庁等に対する援助請求等）

第十八条 民事執行のため必要がある場合には、執行裁判所は、官庁又は公署に対し、援助を求めることがある。

（専属管轄）

第十九条 この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

2 民事訴訟法第百三十三条、第百五十五条及び第百六十六条の規定は、前項の担保について準用する。

（送達の特例）

第二十条 特別の定めがある場合を除き、民事執

行の手続に関しては、民事訴訟法の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、民事執行の手続に必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二章 強制執行

第一節 総則

(債務名義)

第二十二条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

一 確定判決

二 仮執行の宣言を付した判決

三 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判（確定しなければその効力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。）

四 仮執行の宣言を付した支払命令

五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの（以下「執行証書」という。）

六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決又は仲裁判断

七 確定判決と同一の效力を有するもの（第三号に掲げる裁判を除く。）

（強制執行をできることができる者の範囲）

第二十三条 執行証書以外の債務名義による強制執行は、次に掲げる者に対し、又はその者のためめにことができる。

一 債務名義に表示された当事者  
二 債務名義に表示された当事者が他人のために当事者となつた場合のその他人  
三 前二号に掲げる者の債務名義成立後の承継人（前条第一号、第二号又は第六号に掲げる債務名義があつては、口頭弁論終結後の承継人）

2 執行証書による強制執行は、執行証書に表示された当事者又は執行証書作成後のその承継人に対し、若しくはこれらの者のためにすることができる。

3 第一項に規定する債務名義による強制執行は、同項各号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者に対しても、することができる。

（外国裁判所の判決の執行判決）

第二十四条 外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄し、この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

2 執行判決は、裁判の当否を調査しないでしなければならない。

3 第一項の訴えは、外国裁判所の判決が、確定したことが証明されないとき、又は民事訴訟法第二百条各号に掲げる条件を具備しないときは、却下しなければならない。

4 執行判決においては、外国裁判所の判決による強制執行を許す旨を宣言しなければならない。

2 前項の規定は、仮執行の宣言を付した支払命令の正本を更に交付する場合について準用する。

（執行文の再度付与等）

第二十八条 執行文は、債権の完全な弁済を得るために強制執行文の付された債務名義の正本が数通必要であるとき、又はこれが滅失したときに限り、更に付与することができる。

2 前項の規定は、仮執行の宣言を付した支払命令の正本を更に交付する場合について準用する。

（債務名義等の送達）

第二十九条 強制執行は、債務名義又は確定により債務名義となるべき裁判の正本又は謄本が、あらかじめ、又は同時に、債務者に送達されたときに限り、開始することができる。第二十七条の規定により執行文が付与された場合には、執行文及び同条の規定により債権者が提出した文書の謄本も、あらかじめ、又は同時に、送達されなければならない。

（期限の到来又は担保の提供に係る場合の強制執行）

第三十条 請求が確定期限の到来に係る場合においては、強制執行は、その期限の到来後に限り、開始することができる。

2 押保を立てるなどを強制執行の実施の条件とする債務名義による強制執行は、債権者が担保を立てたことを公文書により証明したときに限り、開始することができる。

2 執行文の付与は、債権者が債務者に対しその債務名義により強制執行をることができる場合に、その旨を債務名義の正本の末尾に付記する場合により行う。

（執行文の付与）

第二十六条 執行文は、申立てにより、執行証書以外の債務名義については事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、執行証書についてはその原本を保存する公証人が付与する。

2 執行文の付与は、債権者が債務者に対しその債務名義により強制執行をることができる場合に、その旨を債務名義の正本の末尾に付記する場合により行う。

（強制執行をすることができる場合の承継）

第二十七条 請求が債務名義の正本の末尾に付記する方法により行う。

（請求が債権者の証明すべき事実の到着）

来に係る場合においては、執行文は、債権者がその事実の到来したことを証する文書を提出し、その目的を達することができる。

2 債権者の給付が、他の給付について強制執行に代えてすべきものであるときは、強制執行は、債権者が他の給付について強制執行の目的を達することはできなかつたことを証明したとき限り、開始することができる。

（執行文の付与等に関する異議の申立て）

第三十二条 執行文の付与の申立てに関する処分に対しては、裁判所書記官の処分にあつてはその裁判所書記官の所属する裁判所に、公証人の処分にあつてはその公証人の役場の所在地を管轄する地方裁判所に異議を申し立てることができます。

2 債権者は反対給付又はその提供のあつたことを証明したときに限り、開始することができる。

3 債権者の給付が、他の給付について強制執行

の目的を達することができない場合に、他の給付に代えてすべきものであるときは、強制執行は、債権者が他の給付について強制執行の目的を達することはできなかつたことを証明したとき限り、開始することができる。

（執行文の付与等に関する異議の申立て）

第三十二条 執行文の付与の申立てに関する処分に対しては、裁判所書記官の処分にあつてはその裁判所書記官の所属する裁判所に、公証人の

処分にあつてはその公証人の役場の所在地を管轄する地方裁判所に異議を申し立てることができます。

2 執行文の付与に対し、異議の申立てがあつたときは、裁判所は、異議についての裁判をするまでの間、担保を立てさせ、若しくは立てさせないで強制執行の停止を命じ、又は担保を立てさせてその続行を命ずることができ。急迫の事情があるときは、裁判長も、これらの処分を命ずることができる。

3 第一項の規定による申立てについての裁判及び前項の規定による裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

4 前項に規定する裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

5 前各項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

第三十三条 第二十七条に規定する文書の提出をすることができないときは、債権者は、執行文の付与を求めるために、執行文付与の訴えを提起することができます。

2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所

が管轄する。

（強制執行）

第三十一条 債権者の給付が反対給付と引換えにすべきものである場合においては、強制執行は、

一 第二十二条第一号 第一審裁判所



の規定は、前項の特別代理人について準用する。

(執行費用の負担)

第四十二条 強制執行の費用が必要なもの(以下「執行費用」という。)は、債務者の負担とする。

2 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行にあつては、執行費用は、その執行手続において、債務名義を要しないで、同時に、取り立てることができる。

3 強制執行の基本となる債務名義(執行証書を除く。)を取り消す旨の裁判又は債務名義に係る和解、認諾若しくは調停の効力がないことを宣言する判決が確定したときは、債権者は、支払を受けた執行費用に相当する金銭を債務者に返還しなければならない。

4 第一項の規定により債務者が負担すべき執行費用で第二項の規定により取り立てられたもの以外のもの及び前項の規定により債権者が返還すべき金銭の額は、申立てにより、執行裁判所が定める。

5 前項の申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

6 第四項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

7 民事訴訟法第一百条第二項、第一百一条第一項及び第一百五条の規定は、第四項の申立てについて準用する。

第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行

### 第一款 不動産に対する強制執行

(不動産執行の方法)

第四十三条 不動産(登記することができない土地の定着物を除く。以下この節において同じ。)に対する強制執行(以下「不動産執行」という。)は、強制競売又は強制管理の方法により行う。

これらの方は併用することができる。  
2 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行については、不動産の共有持分、登記された地上権及び永作権並びにこれらの権利の共

有持分は、不動産とみなす。

(執行裁判所)

第四十四条 不動産執行については、その所在地(前条第二項の規定により不動産とみなされるものにあつては、その登記をすべき地)を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

2 建物が数個の地方裁判所の管轄区域にまたがつて存在する場合には、その建物に対する強制執行については、建物の存する土地の所在地を管轄する各地方裁判所が、その土地に対する強制執行については土地の所在地を管轄する地方裁判所又は建物に対する強制執行の申立てを受けた地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

3 前項の場合において、執行裁判所は、必要があると認めるときは、事件を他の管轄裁判所に移送することができる。

4 前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

### 第二日 強制競売

(開始決定等)

第四十五条 執行裁判所は、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、その開始決定において、債権者のために不動産を差し押さえる旨を宣言しなければならない。

2 前項の開始決定は、債務者に送達しなければならない。

3 強制競売の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

(差押えの効力)

3 強制競売の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

(差押えの効力)

3 強制競売の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

(差押えの効力)

3 強制競売の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

(差押えの効力)

3 強制競売の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

(二重開始決定)

3 強制競売の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

(競売の開始決定)

2 立てがあつたときは、執行裁判所は、更に強制競売の開始決定をするものとする。  
2 先の開始決定に係る強制競売若しくは競売の申立てが取り下げられたとき、又は先の開始決定に係る強制競売若しくは手続が取り消されたときは、執行裁判所は、後の強制競売の開始決定に基づいて手続を続行しなければならない。

2 前項の場合において後の強制競売の開始決定が配当要求の終期後の申立てに係るものであるときは、執行裁判所は、新たに配当要求の終期を定めなければならない。この場合において、既に第五十条第一項(第八十八条规定において準用する場合を含む。)の届出をした者に対しては、第四十九条第二項による催告は、要しない。

3 前項の規定により配当要求の終期が延期されたと認めるとときは、事件を他の管轄裁判所に移送することができる。

4 前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

三 租税その他の公課を所官する官庁又は公署

3 執行裁判所は、特に必要があると認めるとき

は、配当要求の終期を延期することができる。

(抵当証券の所持人についての通知)

4 前項の規定により配当要求の終期が延期されたときは、裁判所書記官は、延期後の終期を公告しなければならない。

(催告を受けた者の債権の届出義務)

5 第五十条 前条第二項の規定による催告を受けた同項第一号又は第二号に掲げる者は、配当要求

の終期までに、その催告に係る事項について届出をしなければならない。

2 前項の届出をした者は、その届出に係る債権の元本の額に変更があったときは、その旨の届出をしなければならない。

3 前項の規定により届出をすべき者は、故意

又は過失により、その届出をしなかつたとき、又は不実の届出をしたときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(配当要求)

2 第五十二条 第二十五条の規定により強制執行を実施することができる債務名義の正本(以下「執

債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記後に登記された仮差押債権者及び第八十一

条第一項各号に掲げる文書により一般の先取特

權を有することを証明した債権者は、配当要求

2 をすることができる。

2 配当要求を却下する裁判に対しては、執行抗

告をすることができる。

(配当要求の終期の変更)

第五十二条 配当要求の終期から、三月以内に売却許可決定がされないと、又は三月以内に売れた売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失つたときは、配当要求の終期は、その終期から三月を経過した日に変更されたものとみなす。ただし、配当要求の終期から三月以内にされた売却許可決定が効力を失つた場合において、第六十七条の規定による次順位受けの申出について売却許可決定がされたとき(その決定が取り消され、又は効力を失つたときを除く。)は、この限りでない。

(不動産の滅失等による強制競売の手続の取消し)

第五十三条 不動産の滅失その他売却による不動産の移転を妨げる事情が明らかとなつたときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

(差押えの登記の抹消の嘱託)

第五十四条 強制競売の申立てが取り下げられたとき、又は強制競売の手続を取り下げる決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その開始決定に係る差押えの登記の抹消を嘱託しなければならない。

2 前項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、その取下げ又は取消決定に係る差押債権者の負担とする。

(売却のための保全処分)

第五十五条 債務者又は不動産の占有者が、不動産の価格を著しく減少する行為をするとき、又はそれがある行為をするときは、執行裁判所は、差押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。次条において同じ。)の申立てにより、買受人が代金を納付するまでの間、担保を立てさせ、又は立させないで、その行為をする者に対し、これらの方を禁止し、又は一定の行為を命ぜる

ことができる。

は借質について準用する。

(現況調査)

第五十七条 執行裁判所は、執行官に対し、不動産の占有の権原を差押債権者、仮差押債権者若しくは第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に対する抗辯ができる

でその占有の権原を差押債権者、仮差押債権者若しくは第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に対する抗辯ができる

ないものが前項の規定による命令に違反した場合は、同項の命令を申し立てた者の申立てにより、買受人が代金を納付するまでの間、担保を

立てさせて、その命令に違反した者に対し、不

動産に対する占有を解いて執行官に保管させるべきことを命ずることができる。

3 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前二項の規定による決定を取り消し、又は変更することができます。

4 前二項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

5 第二項の規定による決定は、確定しなければならぬ。

6 第二項の規定による決定は、申立て人に告知された日から二週間を経過したときは、執行してはならない。

7 第二項の規定による決定は、相手方に送達される前であつても、執行することができます。

8 第二項若しくは第二項の申立て又は同項の規定による決定の執行に要した費用は、その不動産に対する強制競売の手続においては、共益費用とする。

(地代等の代払の許可)

第五十六条 建物に対し強制競売の開始決定がされた場合において、その建物の所有を目的とする地上権又は賃借権について債務者が地代又は借賃を支払わないときは、執行裁判所は、申立てにより、差押債権者がその不払の地代又は借賃により、差押債権者に対する抗辯ができない不動産に係る権利の取得は、売却によりその効力を失う。

3 不動産に係る差押え、仮差押えの執行及び第一項の規定により消滅する権利を有する者、差押債権者又は仮差押債権者に対する抗辯ができない仮処分の執行は、売却によりその効力を失う。

4 不動産の上に存する留置権並びに使用及び収益をしない旨の定めのない質権で第二項の規定の適用がないものについては、買受人は、これによつて担保される債権を弁済する責めに任する。

5 利害関係を有する者が最低売却価額が定めら

れる時までに第一項、第二項又は前項の規定と異なる合意をした旨の届出をしたときは、売却による不動産の上の権利の変動は、その合意に従う。

(最低売却価額の決定等)

第六十条 執行裁判所は、評価人の評価に基づいて最低売却価額を定めなければならない。

2 執行裁判所は、必要があると認めるときは、最低売却価額を変更することができます。

(一括売却)

第六十一条 執行裁判所は、相互の利用上不動産を他の不動産(差押債権者又は債務者を異にするものを含む。)と一括して同一の買受人に買い受けなければならない。

これららの不動産を一括して売却することを定めることができる。ただし、一個の申立てにより強制競売の開始決定がされた数個の不動産のうち、あるものの最低売却価額を各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる見込みがある場合には、債務者の同意があるときには限る。

2 執行裁判所は、次に掲げる事項を記載した物件明細書を作成し、一般の閲覧に供するため、その写しを執行裁判所に備え置かなければならぬ。

第一項若しくは第二項の申立て又は同項の規定による決定の執行に要した費用は、その不動産に対する強制競売の手続においては、共益費用とする。

(物件明細書)

第六十二条 執行裁判所は、次に掲げる事項を記載した物件明細書を作成し、一般の閲覧に供するため、その写しを執行裁判所に備え置かなければならぬ。

3 前項若しくは第二項の申立て又は同項の規定による決定の執行に要した費用は、その不動産に対する強制競売の手続においては、共益費用とする。

2 前項の規定により消滅する権利を有する者、差押債権者又は仮差押債権者に対する抗辯ができない不動産に係る権利の取得は、売却によりその効力を失う。

3 不動産に係る差押え、仮差押えの執行及び第一項の規定により消滅する権利を有する者、差押債権者又は仮差押債権者に対する抗辯ができない仮処分の執行は、売却によりその効力を失う。

4 不動産の上に存する留置権並びに使用及び収益をしない旨の定めのない質権で第二項の規定の適用がないものについては、買受人は、これによつて担保される債権を弁済する責めに任する。

5 利害関係を有する者が最低売却価額が定めら

れる時までに第一項、第二項又は前項の規定と異なる合意をした旨の届出をしたときは、売却による不動産の上の権利の変動は、その合意に従う。

(手続費用)

第六十三条 執行裁判所は、不動産の最低売却価額で執行費用のうち共益費用であるもの(以下「手続費用」という。)及び差押債権者(最初の強制競売の開始決定に係る差押債権者をいう。)にかかる手続費用を負担する。

2 前条第八項の規定は、前項の申立てに要した費用及び同項の許可を得て得て支払った地代又

は債務者

同じ。)の債権に優先する債権(以下この条において「優先債権」という。)を弁済して剩余を生ずる見込みがないと認めるときは、その旨を差押債権者に通知しなければならない。

差押債権者が、前項の規定による通知を受けた日から一週間以内に、手続費用及び優先債権の見込額を超える額(以下この条において「申出額」という。)を定めて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申出及び保証の提供をしないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならない。ただし、差押債権者がその期間内に同項の剩余を生ずる見込みがあることを証明したときは、この限りでない。

一 差押債権者が不動産の買受人になることができる場合

二 差押債権者が不動産の買受人になることができない場合

三 前項第二号の申出及び保証の提供があつた場合において、最低売却価額を超える価額の買受けの申出がないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならない。

4 第二項の保証の提供は、執行裁判所に対し、最高裁判所規則で定める方法により行わなければならぬ。

(売却の方法及び公告)

第六十四条 不動産の売却は、執行裁判所の定める売却の方法により行う。

2 不動産の売却の方法は、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める。

3 執行裁判所は、入札又は競り売りの方法により売却をするときは、売却の日時及び場所を定め、執行官に売却を実施させなければならない。

4 前項の場合においては、裁判所書記官は、売却すべき不動産の表示、最低売却価額並びに売却の日時及び場所を公告しなければならない。

(売却の場所の秩序維持)

第六十五条 執行官は、次に掲げる者に対し、売却の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は買受けの申出をさせないことができる。

一 他の者の買受けの申出を妨げ、若しくは不當に価額を引き下げる目的をもつて連合する等売却の適正な実施を妨げる行為をし、又はその行為をさせた者

二 他の民事執行の手続の売却不許可決定において前号に該当する者と認定され、その売却不許可決定の確定の日から二年を経過しない者

者

三 民事執行の手続における売却に関し刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条から第九十六条ノ三まで、第百九十七条から第一百九十七条ノ四まで又は第百九十八条の規定により刑に処せられ、その裁判の確定の日から二年を経過しない者

(買受けの申出の保証)

第六十六条 不動産の買受けの申出をしようとする者は、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所が定める額及び方法による保証を提供しなければならない。

(次順買受けの申出)

第六十七条 最高価買受申出人に次いで高額の買受けの申出をした者は、その買受けの申出の額が、最低売却価額を超えて、かつ、最高価買受申出人の申出の額から買受けの申出の保証の額を控除した額を超える場合に限り、売却の実施の終了までに、執行官に対し、最高価買受申出人

2 不動産の売却の方法は、入札又は競り売りの申出があつた場合の措置)

第六十八条 債務者は、買受けの申出をすることができない。

(売却決定期日)

第六十九条 執行裁判所は、売却決定期日を開き、売却の許可又は不許可を言い渡さなければならぬ。

(売却の許可又は不許可に關する意見の陳述)

第七十条 不動産の売却の許可又は不許可に關し利害關係を有する者は、次条各号に掲げる事由で自己の権利に影響のあるものについて、売却決定期日において意見を陳述することができ

る。

(売却不許可事由)

第七十一条 執行裁判所は、次に掲げる事由があると認めるときは、売却不許可決定をしなければならない。

一 強制競売の手続の開始又は続行をすべきでないこと。

二 最高価買受申出人が不動産を買い受ける資格若しくは能力を有しないこと又はその代理人がその権限を有しないこと。

三 最高価買受申出人が不動産を買い受ける資格を有しない者の計算において買受けの申出をした者であること。

四 最高価買受申出人、その代理人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が次のいずれかに該当すること。

イ その強制競売の手続において第六十五条第一号に規定する行為をした者

ロ その強制競売の手続において、代金の納付をしなかつた者又は自己の計算において第六十五条第一号に規定する行為をした者

ハ 第六十五条第一号又は第三号に掲げる者に係る売却許可決定が第八十条第一項の規定により効力を失うときは、自己の買受けの申出について売却を許可すべき旨の申出(以下「次順位買受けの申出」という。)をすることができる。

五 第七十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

六 最低売却価額若しくは一括売却の決定、物件明細書の作成又はこれらの手続に重大な誤りがあること。

七 売却の手続に重大な誤りがあること。

八 第六十五条第一号又は第三号に掲げる者に係る売却許可決定が第八十条第一項の規定により効力を失うときは、自己の買受けの申出について売却を許可すべき旨の申出(以下「次順位買受けの申出」という。)をすることができる。

九 売却の実施の終了後に執行停止が裁判所等の提出があつた場合の措置)

第七十二条 売却の実施の終了から売却決定期日の終了までの間に第三十九条第一項第七号に掲げる文書の提出があつた場合には、執行裁判所は、他の事由により売却不許可決定をするときを除き、売却決定期日を開くことができない。

この場合においては、最高価買受申出人又は次順位買受申出人は、執行裁判所に対し、買受けの申出を取り消すことができる。

二 売却決定期日の終了後に前項に規定する文書の提出があつた場合には、その期日にされた売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失ったとき、又はその期日にされた売却不許可決定が確定したときに限り、第三十九条の規定を適用する。

三 売却の実施の終了後に第三十九条第一項第八号に掲げる文書の提出があつた場合には、その売却に係る売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失ったとき、又はその期日にされた売却不許可決定が確定したときに限り、同条の規定を適用する。

(超過売却となる場合の措置)

第七十三条 数個の不動産を売却した場合においてあるものの買受けの申出の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができない場合は、執行裁判所は、他の不動産についての売却許可決定を留保しなければならない。

二 前項の場合において、その買受けの申出の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる見込みがあるときは、執行裁判所は、他の不動産についての売却許可決定を留保しなければならない。

三 その強制競売の手続において第六十五条第一号に規定する行為をした者

ハ 第六十五条第一号又は第三号に掲げる者に係る売却許可決定が第八十条第一項の規定により効力を失うときは、自己の買受けの申出について売却を許可すべき旨の申出(以下「次順位買受けの申出」という。)をすることができる。

五 第七十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

六 最低売却価額若しくは一括売却の決定、物件明細書の作成又はこれらの手続に重大な誤りがあること。

七 売却の手続に重大な誤りがあること。

八 第六十五条第一号又は第三号に掲げる者に係る売却許可決定が第八十条第一項の規定により効力を失うときは、自己の買受けの申出について売却を許可すべき旨の申出(以下「次順位買受けの申出」という。)をすることができる。

ときは、執行裁判所は、売却の許可をすべき不動産について、あらかじめ、債務者の意見を聽かなければならない。

3 第一項の規定により売却許可決定が留保された不動産の最高価買受申出人又は次順位買受申出人は、執行裁判所に対し、買受けの申出を取り消すことができる。

4 売却許可決定のあつた不動産について代金が納付されたときは、執行裁判所は、前項の不動産に係る強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

(売却の許可又は不許可の決定に対する執行抗告)

第七十四条 売却の許可又は不許可の決定に対しては、その決定により自己の権利が害されることを主張するときに限り、執行抗告をすることができる。

2 売却許可決定に対する執行抗告は、第七十一各号に掲げる事由があること又は売却許可決定の手続に重大な誤りがあることを理由としなければならない。

3 民事訴訟法第四百二十一条第一項各号に掲げる事由は、前二項の規定にかかるわらず、売却の許可又は不許可の決定に対する執行抗告の理由とすることができる。

4 抗告裁判所は、必要があると認めるときは、抗告人の相手方を定めることができる。

5 売却の許可又は不許可の決定は、確定しなければその効力を生じない。

(不動産が損傷した場合の売却の不許可の申出等)

第七十五条 最高価買受申出人又は買受人は、買受けの申出をした後天災その他自己の責めに帰することができない事由により不動産が損傷した場合には、執行裁判所に対し、売却許可決定前にあつては売却の不許可の申出をし、売却許可決定後にあつては代金を納付する時までにそぞらし、不動産の損傷が軽微であるときは、こ

の限りでない。

2 前項の規定による売却許可決定の取消しの申立てについての決定に對しては、執行抗告をすることができる。

3 前項に規定する申立てにより売却許可決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

(買受けの申出後の強制競売の申立ての取下げ等)

第七十六条 買受けの申出があつた後に強制競売の申立てを取り下げるには、最高価買受申出人又は買受人及び次順位買受申出人の同意を得なければならない。ただし、他に差押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く)がある場合において、取下げにより第六十二条第二号に掲げる事項について変更が生じないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、買受けの申出があつた後に第三十九条第一項第四号又は第五号に掲げる文書を提出する場合について準用する。

(最高価買受申出人又は買受人のための保全処分)

第七十七条 不動産を占有する債務者又は不動産の占有者でその占有の権原を差押債権者、仮差押債権者若しくは第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に對抗することができないものが、不動産の価格を減少させ、若しくは引渡しを困難にする行為をし、又はこれららの行為をするおそれがあるときは、執行裁判所は、最高価買受申出人又は買受人の申立てによつて代金又はその額(買受けの申出の際に提供した保証が金銭でされているときは、その額を控除した残額)に相当する金銭を納付させ、かつ、担保を立てさせ、債務者が立てるべき行為をし、又はその行為を禁止し、一定の行為を命じ、又は不動産に対する占有を解いて執行官に保管させるべきこと

とを命ずることができる。

2 第五十五条第三項及び第五項から第七項までの規定は前項の規定による決定について、同条第四項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する第五十五条第三項の申立てについての裁判について準用する。

(代金の納付)

第七十八条 売却許可決定が確保したときは、買受人は、執行裁判所の定める期限までに代金を執行裁判所に納付しなければならない。

(代金の納付)

第七十九条 売却許可決定が確保したときは、買受人が第六十三条第二項第一号の保証を金銭及び前条第一項の規定により納付した金銭を代金に充てる。

2 買受人が買受けの申出の保証として提供した金銭及び前条第一項の規定により納付した金銭は、代金に充てる。

3 買受人が第六十三条第二項第一号の保証を金銭の納付以外の方法で提供しているときは、執行裁判所は、最高裁判所規則で定めるところによりこれを換価し、その換価代金から換価に要した費用を控除したものを作金に充てる。この場合において、換価に要した費用は、買受人の負担とする。

4 買受人は、売却代金から配当又は弁済を受けるべき債権者であるときは、売却決定期日の終了までに執行裁判所に申し出で、配当又は弁済を受けるべき額を差し引いて代金を配当期日又は弁済金の交付の日に納付することができる。

5 この場合において、買受人の受けるべき配当額について異議の陳述又は申出があつたときは、買受人は、直ちに、異議に係る部分に相当する金銭を納付しなければならない。

(不動産の取得の時期)

第七十九条 買受人は、代金を納付した時に不動産を取得する。

(代金不納付の効果)

第八十条 買受人が代金を納付しないときは、売却許可決定は、その効力を失う。この場合においては、買受人は、第六十六条の規定により提供した保証の返還を請求することができない。

2 前項前段の場合において、次順位買受けの申出があるときは、執行裁判所は、その申出につ

いて売却の許可又は不許可の決定をしなければならない。

(法定地上権)

第八十一条 土地及びその上にある建物が債務者の所有に属する場合において、その土地又は建物の差押えがあり、その売却により所有者を異にするに至ったときは、その建物について、地上権が設定されたものとみなす。この場合においては、地代は、当事者の請求により、裁判所が定める。

(代金納付による登記の嘱託)

第八十二条 買受人が代金を納付したときは、裁判所書記官は、次に掲げる登記及び登記の抹消を嘱託しなければならない。

一 買受人の取得した権利の移転の登記  
二 売却により消滅した権利又は売却により効力を失つた権利の取得若しくは仮処分に係る登記の抹消

三 差押え又は仮差押えの登記の抹消

2 前項の規定による嘱託をするには、嘱託書に売却許可決定の正本を添付しなければならぬ。

(引渡命令)

第八十三条 執行裁判所は、代金を納付した買受人の申立てにより、○債務者又は事件の記録上差押えの効力発生前から権原により占有している者でないと認められる者に對しては、この限りでない。

1 その他の費用は、買受人の負担とする。

2 買受人は、代金を納付した日から六月を経過したときは、前項の申立てをすることができない。

3 執行裁判所は、債務者以外の占有者に對し第

を審尋しなければならない。ただし、事件の記録上その者が買受人に対抗することができる権原により占有しているものでないことが明らかであるとき、又は既にその者を審尋しているときは、この限りでない。

4 第一項の申立てについての裁判に対する執行抗告をすることができる。

5 第一項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

(売却代金の配当等の実施)

第八十四条 執行裁判所は、代金の納付があつた場合には、次項に規定する場合を除き、配当表に基づいて配当を実施しなければならない。

2 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて売却代金で各債権者の債権及び執行費用の全部を完済する場合には、執行裁判所は、売却代金の交付計算書を作成して、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

3 代金の納付後に第三十九条第一項第一号から第六号までに掲げる文書の提出があつた場合には、他に売却代金の配当又は弁済金の交付(以下「配当等」という。)を受けるべき債権者があるときは、執行裁判所は、その債権者のため配当等を実施しなければならない。

4 代金の納付後に第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合においても、執行裁判所は、配当等を実施しなければならない。

2 配当期日には、第八十七条第一項各号に掲げる債権者及び債務者を呼び出さなければならぬ。配当表を作成する。

3 執行裁判所は、配当期日において、配当表の作成に関し、出頭した債権者及び債務者を審尋し、並びに即時に取り調べができる書証の取調べをすることができる。

4 配当表には、売却代金の額のほか、各債権者

について、債権の元本、利息その他の附帯の債権、執行費用の額並びに配当の順位及び額を記載しなければならない。

5 前項に規定する配当の順位及び額は、配当期日においてすべての債権者間に合意が成立した場合にはその合意により、その他の場合には民法、商法その他の法律の定めるところにより記載しなければならない。

(売却代金)

第八十六条 売却代金は、次に掲げるものとする。

一 不動産の代金

二 第六十三条第二項第二号の規定により提供した保証のうち申出額から代金の額を控除した残額に相当するもの

三 第八十条第一項後段の規定により買受人が却された場合において、各不動産ごとに売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、返還を請求することができない保証

2 第六十一条の規定により不動産が一括して売却された場合において、各不動産ごとに売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の総額を各不動産の最低売却価額に応じて案分して得た額とする。各不動産ごとの執行費用の負担についても、同様とする。

3 第七十八条第三項の規定は、第一項第二号又は第三号に規定する保証が金銭の納付以外の方法で提供されている場合の換算について準用する。

(配当等を受けるべき債権者の範囲)

第八十七条 売却代金の配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる者とする。

一 差押債権者(配当要求の終期までに強制競売又は一般的の先取特権の実行としての競売の申立てをした差押債権者に限る。)

2 執行裁判所は、配当異議の申出がない部分に限り、配当を実施しなければならない。

(配当異議の訴え等)

第九十条 配当表に記載された各債権者の債権又は配当の額について不服のある債権者及び債務者は、配当期日において、異議の申出(以下「配当異議の申出」という。)をすることができる。

一号又は第二号に掲げる債権者が有する一般の先取特権を除く。), 質権又は抵当権で売却により消滅するものを有する債権者(その抵当権に係る抵当証券の所持人を含む。)

前項第四号に掲げる債権者の権利が仮差押さえに係る強制競売の手続が停止され、第

四十七条第四項の規定による手続を続行する旨の裁判がある場合において、執行を停止された差押債権者がその停止に係る訴訟等において敗訴したときは、差押えの登記後続行の裁判に係る差押えの登記前に登記された第一項第四号に規定する権利を有する債権者は、配当等を受けようとする。

3 差押債権者がその停止に係る訴訟等において敗訴したときは、差押えの登記後続行の裁判に係る差押えの登記前に登記された第一項第四号に規定する権利を有する債権者は、配当等を受けようとする。

4 第一項の訴えの判決においては、配当表を変更し、又は新たな配当表の調製のために、配当表を取り消さなければならない。

5 執行力のある債務名義の正本を有する債権者に対し配当異議の申出をした債務者は、請求異議の訴えを提起しなければならない。

6 配当異議の申出をした債権者又は債務者が、配当期日(知りていないうちに登記された債権の所持人に対する訴えを提起したことは、その所持人を知った日)から一週間以内に、執行裁判所に対して停止条件付又は不確定期付であるとき、第一項の訴えを提起したことの証明をしないとき、又は前項の訴えを提起したことの証明及びその訴えに係る執行停止の裁判の正本の提出をしないときは、配当異議の申出は、取り下げたものとみなす。

7 前項の債権が無利息であるときは、配当等の日から期限までの法定利率による利息との合算額がその債権の額となるべき元本額をその債権の額とみなして、配当等の額を計算しなければならない。

8 第八十八条 確定期限の到来していない債権は、配当等については、弁済期が到来したものとみなす。

9 第八十九条 配当表に記載された各債権者の債権又は配当の額について不服のある債権者及び債務者は、配当期日において、異議の申出(以下「配当異議の申出」という。)をすることができる。

10 第九十条 配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、裁判所書記官は、その配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。

11 停止条件付又は不確定期付であるとき。

12 仮差押債権者の債権であるとき。

13 第三十九条第一項第七号に掲げる文書が提出されているとき。

14 その債権に係る先取特権、質権又は抵当権の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されているとき。

15 その債権に係る先取特権等が仮登記されたものであるとき。

16 仮差押え又は執行停止に係る差押えの登記後に登記された先取特権等があるため配当額が定まらないとき。

17 配当異議の訴えが提起されたとき。

3 2 前項の訴えは、執行裁判所が管轄する。

3 1 第一項の訴えは、原告が最初の口頭弁論期日に出頭しない場合には、その責めに帰することができる事由により出頭しないときを除き、

4 第一項の訴えの判決においては、配当表を変更し、又は新たな配当表の調製のために、配当表を取り消さなければならない。

5 執行力のある債務名義の正本を有する債権者に対し配当異議の申出をした債務者は、請求異議の訴えを提起しなければならない。

6 配当異議の申出をした債権者又は債務者が、配当期日(知りていないうちに登記された債権の所持人に対する訴えを提起したことは、その所持人を知った日)から一週間以内に、執行裁判所に対して停止条件付又は不確定期付であるとき、第一項の訴えを提起したことの証明をしないとき、又は前項の訴えを提起したことの証明及びその訴えに係る執行停止の裁判の正本の提出をしないときは、配当異議の申出は、取り下げたものとみなす。

7 前項の債権が無利息であるときは、配当等の日から期限までの法定利率による利息との合算額がその債権の額となるべき元本額をその債権の額とみなして、配当等の額を計算しなければならない。

8 第八十八条 確定期限の到来していない債権は、配当等については、弁済期が到来したものとみなす。

9 第八十九条 配当表に記載された各債権者の債権又は配当の額について不服のある債権者及び債務者は、配当期日において、異議の申出(以下「配当異議の申出」という。)をすることができる。

10 第九十条 配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、裁判所書記官は、その配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。

11 停止条件付又は不確定期付であるとき。

12 仮差押債権者の債権であるとき。

13 第三十九条第一項第七号に掲げる文書が提出されているとき。

14 その債権に係る先取特権、質権又は抵当権の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されているとき。

15 その債権に係る先取特権等が仮登記されたものであるとき。

16 仮差押え又は執行停止に係る差押えの登記後に登記された先取特権等があるため配当額が定まらないとき。

17 配当異議の訴えが提起されたとき。



施する。

- 4 配当等を受けるべき債権者は、第一項の期間の満了までに、強制管理の申立てをした差押債権者及び仮差押債権者並びに配当要求をした債権者とする。

- 5 第三項の協議が調わないときは、管理人は、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。 (管理人による配当等の額の供託)

第六百八十条 配当等を受けるべき債権者の債権が、

仮差押債権者の債権であるとき、又は第三十九条第一項第七号に掲げる文書の提出されている

債権であるときは、管理人は、その配当等の額に相当する金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。債権者が配当等の受領のために出頭しなかつたときも、同様とする。

(執行裁判所による配当等の実施)

第六百九十三条 執行裁判所は、第六百七条第五項の規定による届出があった場合には直ちに、第六百四条第一項又は前条の規定による届出があつた場合には供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。

(弁済による強制管理手続の取消し)

第六百十一条 各債権者が配当等によりその債権及び執行費用の全部の弁済を受けたときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならぬ。

(強制競売の規定の準用)

第六百一十二条 第四十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第二項、第四項本文及び第五項、第四十八条、第五十三条、第五十四条、第八十四条第三項及び第四項並びに第八十八条の規定は強制管理について、第八十四条第一項及び第二項、第八十五条並びに第八十九条から第九十二条までの規定は第六百九条の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、第八十四条第三項及び第四項中「代金の納付後」と

あるのは、「第六百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

(船舶執行の方法)

第六百十二条 総トン数二十トン以上の船舶(端舟その他いかい又は主としていかいをもつて運転する舟を除く。以下この節において「船舶」という。)に対する強制執行(以下「船舶執行」という。)は、強制競売の方法により行う。

(執行裁判所)

第六百十三条 船舶執行については、強制競売の開始決定時の船舶の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

(開始決定等)

第六百四十四条 執行裁判所は、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、かつ、執行官に対し、船舶の国籍を証する文書その他

の船舶の航行のために必要な文書(以下「船舶国籍証書等」という。)を取り上げて執行裁判所に提出すべきことを命じなければならない。ただし、その開始決定前にされた開始決定により船舶国籍証書等が取り上げられているときは、執行官に対する命令を要しない。

2 強制競売の開始決定においては、債権者のために船舶を差し押さえる旨を宣言し、かつ、債務者に対し船舶の出航を禁止しなければならない。

3 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる。

4 第九十四条第二項、第九十六条及び第九十九条から第六百三十三条までの規定は、第一項の保管人について準用する。

(保証の提供による強制競売の手続の取消し)

第六百五十七条 差押債権者の債権について、第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書が提出されている場合において、債務者が差押債権者及び保証の提供による強制競売の手続の取消しについては、その終期までに配当要求をした債権者の債権及び執行費用の総額に相当する保証を

急迫の事情があるときは、船舶の所在地を管轄する地方裁判所も、この命令を発することができる。

2 前項の規定による裁判は、口頭弁論を経ない

でできる。

3 第一項の申立てをするには、執行力のある債務名義の正本を提示し、かつ、同項に規定する事由を説明しなければならない。

4 執行官は、船舶国籍証書等の引渡しを受けた日から五日以内に債権者が船舶執行の申立てをしたこととを証する文書を提出しないときは、その船籍証書等を債務者に返還しなければならない。

5 第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

(保管人の選任等)

第六百六十四条 執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、必要があると認めるときは、強制競売の開始決定がされた船舶について保管人を選任することができる。

2 前項の保管人が船舶の保管のために要した費用(第四項において準用する第六百一条第一項の報酬を含む。)は、手続費用とする。

3 第一項の申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

4 第九十四条第二項、第九十六条及び第九十九条から第六百三十三条までの規定は、第一項の保管人について準用する。

(事件の移送)

第六百六十五条 執行裁判所は、強制競売の開始決定がされた船舶が管轄区域外の地に所在することとなつた場合には、船舶の所在地を管轄する地

方裁判所に事件を移送することができる。

2 前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができる。

3 第一項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

2 前項の申立てについての裁判に対しては、執

行抗告をすることができる。

4 第九十四条第二項、第九十六条及び第九十九条から第六百三十三条までの規定は、第一項の保管人について準用する。

(保証の提供による強制競売の手続の取消し)

第六百六十七条 差押債権者の債権について、第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書が提出されている場合において、債務者が差押債権者及び保証の提供による強制競売の手続の取消しについては、その終期までに配当要求をした債権者の債権及び執行費用の総額に相当する保証を

買受けの申出前に提供したときは、執行裁判所は、申立てにより、配当等の手続を除き、強制競売の手続を取り消さなければならない。

2 前項に規定する文書の提出による執行停止が

その効力を失つたときは、執行裁判所は、同項の規定により提供された保証について、同項の

債務名義のために配当等を実施しなければならない。この場合において、執行裁判所は、保証の

提供として供託された有価証券を取り戻すこと

ができる。

3 第一項の申立てを却下する裁判に対しても、

4 第十二条の規定は、第一項の規定による決定については適用しない。

5 第十五条の規定は第一項の保証の提供について、第七十八条第三項の規定は第一項の保証が金銭の供託以外の方法で提供されている場合の換価について準用する。

(航行許可)

第六百六十八条 執行裁判所は、営業上の必要その他の

相当の事由があると認める場合において、各債権者並びに最高賃料受申人又は買受人及び次

順位買受申出人の同意があるときは、債務者の

申立てにより、船舶の航行を許可することができます。

2 前項の申立てについての裁判に対しては、執

行抗告をすることができる。

3 第一項の規定による決定は、確定しなければ

その効力を生じない。

られた日から二週間以内に船舶国籍証書等を取り上げることができないときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならない。

(不動産に対する強制競売の規定の準用)

第一百一十二条 前款第二項(第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十八条、第五十四条、第五十五条第一項、第六項及び第七項、第五十六条、第八十一条並びに第八十二条を除く。)の規定は船舶執行について、第四十八条、第五十条及び第八十二条の規定は船舶法(明治三十一年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶に対する強制執行について準用する。

### 第三款 動産に対する強制執行

(動産執行の開始等)

第一百二十二条 動産(登記することができない土地の定着物、土地から分離する前の天然果実で一月以内に収穫することができるもの及び裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。以下この節において同じ。)に対する強制執行(以下「動産執行」という。)は、執行官の目的物に対する差押えにより開始する。

動産執行においては、執行官は、差押債権者のためにその債権及び執行費用の弁済を受領することができる。

#### (債務者の占有する動産の差押え)

第一百二十三条 債務者の占有する動産の差押えは、執行官がその動産を占有して行う。

2 執行官は、前項の差押えをするに際し、債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において、又は債務者の占有する金庫その他の容器について目的物を探索することができる。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸及び金庫その他の容器を開くため必要な処分をることができる。執行官は、相当地であると認めるときは、債務者に差し押さえられた動産(以下「差押物」という。)を保管させることができる。この場合においては、差押えは、差押物について封印その他の方法で差押えの表示をしたときに限り、その効力

を有する。

4 執行官は、前項の規定により債務者に差押えを保管させる場合において、相当であると認めるとときは、その使用を許可することができる。

5 執行官は、必要があると認めるときは、第三項の規定により債務者に保管された差押物を自ら保管し、又は前項の規定による許可を取り消すことができる。

#### (債務者以外の者の占有する動産の差押え)

第一百二十四条 前条第一項及び第三項から第五項までの規定は、債務者又は提出を拒まない第三者の占有する動産の差押えについて準用する。

#### (二重差押えの禁止及び事件の併合)

第一百二十五条 執行官は、差押物又は仮差押えの執行をした動産を更に差し押さえることができない。

2 差押えを受けた債務者に対しその差押えの場所について更に動産執行の申立てがあつた場合においては、執行官は、まだ差し押さえている。

3 執行官は、まだ差し押さえている動産があるときはこれを差し押さえ、差し押さえるべき動産がないときはその旨を明らかにして、その動産執行事件と先の動産執行事件とを併合しなければならない。仮差押えの執行を受けた債務者に対しその執行の場所について更に動産執行の申立てがあつたときも、同様とする。

4 第五百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

(超過差押えの禁止等)

第一百二十八条 動産の差押えは、差押債権者の債権及び執行費用の弁済に必要な限度を超えてはならない。

2 差押えの後にその差押えが前項の限度を超えることが明らかとなつたときは、執行官は、その超える限度において差押えを取り消さなければならない。

3 前項段階の規定により二個の動産執行事件が併合されたときは、後の事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、先の事件において差し押さえられたものとみなし、後の事件の申立ては、配当要求の効力を生ずる。先の差押債権者が動産執行の申立てを取り下げたときは、差し押さえられたものとみなす。

4 第二項後段の規定により仮差押執行事件と動産執行事件とが併合されたときは、仮差押えのために差し押さえられたものとみなす。

において差し押さえられたものとみなし、仮差押執行事件の申立ては、配当要求の効力を生ずる。差押債権者が動産執行の申立てを取り下げたときは、又はその申立てに係る手続が取り消されたときは、動産執行事件において差し押さえられたときは、執行官は、その差押物の差押えを取り消すことができる。

5 執行官は、必要があると認めるときは、第三項の規定により債務者に保管された差押物を自ら保管し、又は前項の規定による許可を取り消すことができる。

#### (差押えの効力が及ぶ範囲)

第一百二十九条 差押えの効力は、差押物から生ずる天然の產出物に及ぶ。

#### (差押物の引渡命令)

第一百三十七条 差押物を第三者が占有することとなつたときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その第三者に対し、差押物を執行官に引き渡すべき旨を命ずることができる。

2 前項の申立ては、差押物を第三者が占有していることを知つた日から一週間以内にしなければならない。

3 第一項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

4 第五百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

(超過差押えの禁止等)

第一百二十九条 動産の差押えは、差押債権者の債権及び執行費用の弁済に必要な限度を超えてはならない。

2 差押えの後にその差押えが前項の限度を超えることが明らかとなつたときは、執行官は、その超える限度において差押えを取り消さなければならない。

3 前項段階の規定により二個の動産執行事件が併合されたときは、後の事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、先の事件において差し押さえられたものとみなし、後の事件の申立ては、配当要求の効力を生ずる。先の差押債権者が動産執行の申立てを取り下げたときは、差押えられた動産は、併合の時に、後の事件の申立てに係る手続が停止され、若しくは取り消されたときは、先の事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、後の事件の申立ては、配当要求の効力を生ずる。

4 第二項後段の規定により仮差押執行事件と動産執行事件とが併合されたときは、仮差押えのために差し押さえられたものとみなす。

5 執行官は、必要があると認めるときは、債務者に差押えられた動産(以下「差押物」という。)を保管させることができる。この場合においては、差押えは、差押物について封印その他の方法で差押えの表示をしたときに限り、その効力

(売却の見込みのない差押物の差押えの取消し)

第一百三十条 差押物について相当な方法による売却の実施をしてもなお売却の見込みがないときは、執行官は、その差押物の差押えを取り消すことができる。

6 執行官は、その差押物の差押えを取り消すことができる。

#### (差押禁止動産)

第一百三十二条 次に掲げる動産は、差し押さえてはならない。

一 債務者等の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具

二 債務者等の生活に必要な二月間の食料及び燃料

三 標準的な世帯の一月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭

四 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物

五 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物

六 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は商業に從事する者(前二号に規定する者を除く。)のその業務に欠くことができない器具その他の物(商品を除く。)

七 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの

八 仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物

九 債務者に必要な系譜、日記、商業帳簿及びこれらに類する書類

十 債務者又はその親族が受けた勲章その他の名譽を表章する物

十一 債務者等の学校その他の教育施設における学習に必要な書類及び器具

十二 発明又は著作に係る物で、まだ公表して

いないもの

十三 債務者等に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物

十四 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

(差押禁止動産の範囲の変更)

第一百三十二条 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押えの全部若しくは一部の取消しを命じ、又は前条各号に掲げる動産の差押えを許すことができる。

2 事情の変更があったときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押えが取り消された動産の差押えを許し、又は同項の規定による差押えの全部若しくは一部の取消しを命じることができる。

3 前二項の規定により差押えの取消しの命令を求める申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせて強制執行の停止を命ずることができる。

4 第一項又は第二項の申立てを却下する決定及びこれらの規定により差押えを許す決定に対しこれらの規定による決定に對しては、不服を申し立てることができない。

(先取特権者等の配当要求)

第一百三十三条 先取特権又は質権を有する者は、その権利を証する文書を提出して、配当要求をすることができる。

(売却の方法)

第一百三十四条 執行官は、差押物を売却するには、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める方法によらなければならぬ。

(売却の場所の秩序維持等に関する規定の準用)

第一百三十五条 第六十五条及び第六十八条の規定は、差押物を売却する場合について準用する。

(手形等の提示義務)

第一百三十六条 執行官は、手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券での権利の行使のため定められた期間内に引受け若しくは支払のための提示又は支払の請求(以下「提示等」という。)を要するもの(以下「手形等」という。)を差し押された場合において、その期間の始期が到来したときは、債務者に代わって手形等の提示等をしなければならない。

(執行停止中の売却)

第一百三十七条 第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合において、差押物について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、その差押物を売却することができます。

2 執行官は、前項の規定により差押物を売却したときは、その売得金を供託しなければならない。

(有価証券の裏書等)

第一百三十八条 執行官は、有価証券を売却したときは、買受人のために、債務者に代わって裏書又は名義書換えに必要な行為をすることができる。

3 第三十九条第一項第七号に掲げる文書が提出されているときは、

4 その債権に係る先取特権又は質権の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されないとき。

5 第三項の規定による決定に對しては、不服を申し立てることができない。

(執行官による配当等の実施)

第一百三十九条 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて売得金、差押金額若しくは手形等の支払金(以下「売得金等」という。)で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行官は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

2 前項に規定する場合を除き、売得金等の配当について債権者間に協議が調つたときは、執行官は、その協議に従い配当を実施する。

3 前項の協議が調わないとときは、執行官は、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

当等を実施する場合について適用する。

(配当等を受けるべき債権者の範囲)

第一百四十条 配当等を受けるべき債権者は、差押債権者のほか、売得金については執行官がその交付を受けるまで(第一百三十七条又は第百七十七条第三項の規定により供託された売得金については、動産執行が続行されることとなるまで)に、差押金額についてはその差押えをするまで、手形等の支払金についてはその支払を受けるために配当要求をした債権者とする。

(執行官の供託)

第一百四一条 第百三十九条第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合において、配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、執行官は、その配当等の額に相当する金額を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

2 一停止条件付又は不確定期限付であるとき。

2 仮差押債権者の債権であるとき。

3 第三十九条第一項第七号に掲げる文書が提出されているとき。

4 その債権に係る先取特権又は質権の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されないとき。

5 第三項の規定による決定に對しては、不服を申し立てることができない。

(執行官による配当等の実施)

第一百四十一条 債権者に対する配当等の額に相当する金額を供託しなければならない。

2 執行官は、配当等の受領のために出頭しなかつた債権者に対する配当等の額に相当する金額を供託しなければならない。

(執行裁判所による配当等の実施)

第一百四十二条 執行裁判所は、第百三十九条第三項の規定による届出があつた場合には直ちに、前項の規定による届出があつた場合には供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。

(債権執行の開始)

第一百四十三条 金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権(動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。以下の節において「債権」という。)に對する強制執行(以下「債権執行」という。)は、執行裁判所の差押命令により開始する。

(執行裁判所)

第一百四十四条 債権執行については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは差し押さえべき債権の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

2 差し押さえるべき債権は、その債権の債務者(以下「第三債務者」という。)の普通裁判籍の所在地にあるものとする。ただし、船舶又は動産の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあるものとする。

3 差押えに係る債権について更に差押命令が發せられた場合において、差押命令を發した執行裁判所が異なるときは、執行裁判所は、事件を他の執行裁判所に移送することができる。

4 前項の規定による決定に對しては、不服を申し立てることができない。

(差押命令)

第一百四十五条 執行裁判所は、差押命令において、債務者に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、及び第三債務者に対する弁済を禁止しなければならない。

2 差押命令は、債務者及び第三債務者への弁済を達された時に生ずる。

3 差押命令は、債務者及び第三債務者に送達しなければならない。

4 差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生ずる。

5 差押命令の申立てについての裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

4 第八十四条第三項及び第四項並びに第八十八條の規定は、第一項又は第二項の規定により配当等を受けるべき債権者の範囲





令の送達前にされた場合には、差押えの効力は、差押えの登記等が差押命

令の送達後にされた時に生ずる。ただし、その他の財産権で権利の処分の制限について登記等をされた時に生ずる。

（不動産の引渡しの強制執行）

第百六十九条 前条第一項に規定する動産以外の動産（有価証券を含む。）の引渡しの強制執行は、

執行官が債務者からこれを取り上げて債権者に引き渡す方法により行う。

第百六十二条第二項、第百二十三条第二項及び前条第四項から第七項までの規定は、前項の強制執行について準用する。

債務者の意思表示が反対給付との引換に係る場合においては、執行文は、債権者が反対給付又はその提供のあつたことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

債務者の意思表示が債務者の説明すべき事実のないこととに係る場合は、執行文が付与された時に意表示をしたものが付与することができる。

とみなす。

いことに係るときは次項又は第三項の規定によ

り執行文が付与された時に意表示をしたものが付与することができる。

とみなす。

り執行文が付与された時に意表示をしたものが付与することができる。

とみなす。

の登記をする方法又は強制管理の方法により行う。これらの方は併用することができる。

2 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所が、執行裁判所として管轄する。

3 仮差押えの登記は、裁判所書記官が嘱託する。

4 強制管理の方法による仮差押えの執行においては、管理人は、次項において準用する第百七条第一項の規定により計算した配当等に充てるべき金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

5 第四十五条第三項、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第一項、第五十三条及び第五十四条の規定は仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行について、第四十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第二項、第四项本文及び第五项、第四十八条、第五十三条、第五十四条、第九十三条から第百四条まで、第百六条並びに第百七条第一項の規定は強制管理の方法による仮差押えの執行について準用する。

(船舶に対する仮差押えの執行)

第六百七十六条 第百十二条に規定する船舶(以下この章において「船舶」という。)に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法又は執行官に対し船舶国籍証書等を取り上げて執行裁判所に提出すべきことを命ずる方法により行う。これらの方は併用することができる。

2 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行は仮差押命令を発した裁判所が、船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行は船の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

3 第四十五条第三項、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第一項、第五十三条、第五十四条及び前条第三項の規定は仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行について、第四十五条第三項、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第五十三条、第五十四条及び前条第三項の規定は仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行について、第四十五条第三項、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第五十三条、第五十四条及び前条第三項の規定は船舶国籍証書等の取

上げを命ずる方法による仮差押えの執行について準用する。

(動産に対する仮差押えの執行)

第六百七十七条 第百二十二条第一項に規定する動産(以下この章において「動産」という。)に対する仮差押えの執行は、執行官が目的物を占有する方法により行う。

2 執行官は、仮差押えの執行に係る金銭を供託しなければならない。仮差押えの執行に係る手形等について執行官が支払を受けた金銭についても、同様とする。

3 仮差押えの執行に係る動産について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならない。

4 第百二十三条第二項から第五項まで、第百二十三条から第百二十九条まで、第百三十二条、第百三十二条及び第百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

(債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行)

第六百七十七条 第百四十三条に規定する債権(以下この章において「債権」という。)に対する仮差押えの執行は、執行裁判所が第三債務者に対する差押えの執行は、執行裁判所が第三債務者のし債務者への弁済を禁止する命令を発する方法により行う。

2 前項の仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所が、執行裁判所として管轄する。

3 第三債務者が仮差押えの執行がされた金銭債権等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行は船の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

4 第四十五条第三項、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第五十三条、第五十四条及び前条第三項の規定は、仮差押えの執行について準用する。

(不動産競売の要件等)

第六百八十二条 不動産競売の手続は、次に掲げる文書の提出があったときは、停止しなければならない。

1 担保権のないことを証する確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む。次号において同じ。)の謄本

2 第百八十二条第一項第一号に掲げる裁判若しくはこれと同一の効力を有するものを取り消し、若しくはその効力がないことを宣言し、又は同項第一号に掲げる登記を抹消すべき旨を命する確定判決の謄本

3 担保権の実行をしない旨、その実行の申立てを取り下げる旨又は債権者が担保権によつ

て准用する。

(動産に対する仮差押えの執行)

第六百八十三条 不動産競売の手続は、次に掲げる文書の提出があったときは、停止しなければならない。

1 担保権の存在を証する確定判決若しくは家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)第十五条の審判又はこれらと同一の効力を有する

するものの謄本

2 担保権の存在を証する公証人が作成した公正証書の謄本

3 担保権の登記(仮登記を除く。)のされてい

る登記簿の謄本

4 一般の先取特権にあつては、その存在を証する文書

5 第百四十五条第二項から第五項まで、第百四十六条から第百五十三条まで、第百五十六条、第百六十四条第四項及び第五項並びに第百六十七条规定は、債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行について准用する。

(仮差押えの執行の取消し)

第六百七十九条 債務者が民事訴訟法第七百四十三条规定により仮差押命令に記載された金額に相当する金銭を供託したことを証明したときは、執行裁判所は、仮差押えの執行を取り消さなければならぬ。

2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による決定については適用しない。

(仮処分の執行)

第六百八十条 仮処分の執行については、この条に定めるものほか、仮差押えの執行又は強制執行の例による。

2 物の給付その他の作為又は不作為を命ずる仮処分の執行については、仮処分命令を債務名義とみなす。

(開始決定に対する執行異議)

第六百八十二条 不動産競売の開始決定に対する執行異議の申立てにおいては、債務者又は不動産の所有者(不動産とみなされるものにあつては、その権利者)は、担保権の不存在又は消滅を理由とすることができる。

4 不動産競売の開始決定がされたときは、裁判所書記官は、開始決定の送達に際し、不動産競売の申立てにおいて提出された前三項に規定する文書の目録及び第一項第四号に掲げる文書の写しを相手方に送付しなければならない。

(開始決定に対する執行異議)

第六百八十三条 不動産競売の手続は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

(不動産競売の手続の停止)

第六百八十四条 第百四十三条第一項に規定する不動産(同条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。以下「不動産」という。)を目的とする担保権の実行としての競売(以下この章において「不動産競売」という。)は、次に掲げる文書が提出されたときに限り、開始する。

1 担保権のないことを証する確定判決(確定

判決と同一の効力を有するものを含む。次号において同じ。)の謄本

2 第百八十二条第一項第一号に掲げる登記を抹消し、若しくはその効力がないことを宣言し、又は同項第一号に掲げる登記を抹消すべき旨

を命する確定判決の謄本

3 担保権の実行をしない旨、その実行の申立てを取り下げる旨又は債権者が担保権によつ

て担保される債権の弁済を受け、若しくはその債権の弁済の猶予をした旨を記載した裁判上の和解の調書その他の公文書の謄本

#### 四 担保権の登記の抹消されている登記簿の謄本

##### 2 前項第一号から第四号までに掲げる文書が提出されたときは、執行裁判所は、既にした執行処分をも取り消さなければならない。

3 第十二条の規定は、前項の規定による決定について適用しない。

##### (代金の納付による不動産取得の効果)

第百八十四条 代金の納付による買受人の不動産の取得は、担保権の不存在又は消滅により妨げられない。

##### (増価競売の請求の失効)

第百八十七条 増価競売の請求をした債権者が第百八十五条第一項に定める期間内に不動産競売の申立てをしていないときは、増価競売の請求は、その効力を失う。その申立てを取り下げたとき、又は申立ての却下決定若しくは不動産競売の手続の取消決定が確定したときも、同様とする。

##### (不動産の強制競売の規定の準用)

第百八十八条 第四十四条及び第二章第二節第一款第二目(第八十一条を除く。)の規定は、不動産競売について準用する。

##### (船舶の競売)

第百八十九条 第二章第二節第二款及び第百八十一條から第百八十七条までの規定は、第百十二條に規定する船舶を目的とする担保権の実行としての競売について準用する。この場合において、第百五十三条第三項中「執行力のある債務名義の正本」とあるのは「第百八十九条において準用する第百八十一條第一項から第三項までに規定する文書」と、第百八十二条第一項第四号中「一般の先取特權」とあるのは「一般の先取特權又は商法第八百四十二条に定める先取特權」と、第百八十五条第一項中「増価競売の請求を出した日」とあるのは「増価競売の請求を出した後船舶を目的とする担保権の実行としての競売の申立てをすることができる」となつた日」と読み替えるものとする。

##### (動産競売の要件)

第百九十条 第二百二十二条第一項に規定する動産(以下「動産」という。)を目的とする担保権の規定による登記簿の謄本

3 次条後段の場合において、他に増価競売の請求に基づく不動産競売の申立てがあるときは、執行裁判所は、申立ての順序により、申立人に對し、期間を定めて、第一項の保証の提供を命じなければならない。

4 第六十三条第四項の規定は第一項の保証の提供について、第七十八条第三項の規定は第一項の保証が金銭の納付以外の方法で提供されてい場合について準用する。

実行としての競売(以下「動産競売」という。)は、債権者が執行官に対し、動産を提出したとき、又は動産の占有者が差押えを承諾することを証する文書を提出したときに限り、開始する。

##### (動産の差押えに対する執行異議)

第百九十二条 第二章第二節第三款(第百二十三條第二項、第百二十八條、第百三十一條及び第百三十二条を除く。)及び第百八十三条の規定は動産競売について、第百二十八条、第百三十一條及び第百三十二条の規定は一般的の先取特權の実行としての動産競売について準用する。

##### (動産執行の規定の準用)

第百九十五条 留置権による競売及び民法、商法その他の法律の規定による換価のための競売については、担保権の実行としての競売の例によることとすることができる。

##### (留置権による競売及び民法、商法その他の法律の規定による換価のための競売)

第百九十四条 第三十八条、第四十一条及び第四十二条の規定は、担保権の実行としての競売並びに前条第一項に規定する担保権の実行及び行使について準用する。

##### (留置権による競売及び民法、商法その他の法律の規定による換価のための競売)

第百九十五条 留置権による競売及び民法、商法その他の法律の規定による換価のための競売については、担保権の実行としての競売の例によることとする。

##### (過料)

第百九十六条 次の各号に掲げる場合においては、その行為をした民事執行の当事者(担保権の実行としての競売の債務者を含む。)は、十万円以下の過料に処する。

##### (過料)

第百九十七条 次の各号に掲げる場合においては、その行為をした民事執行の当事者(担保権の実行としての競売の債務者を含む。)は、十萬円以下の過料に処する。

一 物件明細書の作成に關し、執行裁判所の呼出しを受けた審尋の期日において、正当な理由がないで、出頭せず、若しくは陳述を拒み、又は虚偽の陳述をしたとき。

二 現況の調査に關し、執行官の質問又は文書の提出の要求に対し、正当な理由がなくて、陳述をせず、若しくは文書の提示を拒み、又は虚偽の陳述をしたとき。

三 明細書の作成に關し、執行裁判所の呼出しを受けた審尋の期日において、正当な理由がなくて、出頭せず、若しくは陳述を拒み、又は虚偽の陳述をしたときは、五万円以下の過料に処する。

##### (管轄等)

第百九十八条 前二条に規定する過料の事件は、執行裁判所の管轄とする。

##### (過料の裁判に對しては、即時抗告をすること)

2 前項の保証の提供がないときは、執行裁判所は、不動産競売の申立てを却下しなければならない。

ができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

(競売法の廃止)

第二条 競売法(明治三十一年法律第十五号)は、廃止する。(民事訴訟法の一部改正)

第三条 民事訴訟法の一部を次のように改正する。

行為は、この法律の適用については、この法律の相当規定によつてした執行処分その他の行為とみなす。  
前二項に規定するものほか、この法律の施行の際、現に裁判所に係属し、又は執行官が取り扱つてゐる事件の処理に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

三百六十八条 削除  
第三百八十四条第三項を削る。  
第五百六十八条中「競落人」を「買受人」に改める。  
第五百八十五条中「競落人」を「競売ノ買受人」に改める。  
(非訟事件手続法の一部改正)

第三条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「民事訴訟法第六編」を「民事執行法(昭和五十四年法律第二号)」を

其他強制執行ノ手続ニ関スル法令」に改める。

第二百八十二条第二項中「民事訴訟法第六編」を「民事執行法其他強制執行ノ手続ニ関スル法令」に改める。

第五百八十五条中「競落人」を「競売ノ買受人」に改める。

第五百八十五条中「競落人」を「買受人」に改める。

第六百八十九条中「仮差押」を「仮差押ノ執行」(仮差押ノ登記ヲ為ス方法ニ依ルモノヲ除く)に改める。

第六百八十九条中「仮差押」を「仮差押ノ執行」(仮差押ノ登記ヲ為ス方法ニ依ルモノヲ除く)に改める。

第六百八十九条中「競落人」を「買受人」に改める。

「担保権ノ実行トシテ競売」に改める。

(工場抵当法の一部改正)

第八条 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「競売申立」を「差押」に、「競落ヲ許ス決定」を「売却許可決定」に改める。

第四十六条中「競売又は入札」を「売却」に改める。

第四十七条第一項中「民事訴訟法第七百条又ハ競売法第三十三条」を「民事執行法(昭和五十四年法律第五号)第八十二条(之ヲ準用シ又ハ其ノ例ニ依ル場合ヲ含ム)」に、「裁判所」を「裁判所書記官」に、「競落人」を「買受人」に改め、同条第二項中「競売又ハ入札」を「売却」に改める。

(鉱業抵当法の一部改正)

第九条 鉱業抵当法(明治三十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「競落ヲ許ス決定ガ確定シタルトキ」を「買受人ガ代金ヲ納付シタルトキ」に改める。

第七条中「競落人」を「買受人」に、「競落ヲ許ス決定」を「売却許可決定」に改める。

第八条本文中「競落人」を「買受人」に、「競落代金」を「代金」に改め、同条ただし書きを削る。

第九条中「競落代金ノ支払」を「代金ノ納付」に改める。

第十一条 第七条ノ期間内ニ法人設立ノ届出ナキ

トキハ売却許可決定ハ其ノ効力ヲ失フ

第八十条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス(公証人法の一部改正)

第十一条 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第三項中「手数料」の中に「郵便料」を加える。

第四章中第五十七条の次に次の二条を加え

る。

第五十七条ノ二 民事執行法(昭和五十四年法律第五号)第二十二条第五号ニ掲タル債務名義ニ付テハ其ノ正本若ハ謄本又ハ同法第

二十九条後段ノ執行文及文書ノ謄本ノ送達ハ郵便又ハ最高裁判所規則ノ定ムル方法ニ依ル郵便ニ依ル送達ハ申立ニ因リ公証人之ヲ為ス

民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第百六十二条第二項、第百六十四条第一項、第百六十五条、第百六十六条、第百六十八条、第百六十九条、第百七十一条乃至第百七十三条及第百七十七条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

(立木に関する法律の一部改正)

第十一条 立木に関する法律(明治四十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「競落代金」を「代金」に改め、同条第三項中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第五条に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ土地及其实上ニ存スル立木ガ債務者ニ属スル場合ニ於テ其ノ土地又ハ立木ニ對シ強制競売ニ係ル差押ガアリ売却ニ因リ所有者ヲ異ニスルニ至リタルトキニ之ヲ準用ス(信託法の一部改正)

第六条第一項中「前条但書」を「前条第一項但書」に改め、同条第三項中「第一項」の下に同条第二項の次に次の二項を加える。

「(前項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加え、

第六条第一項中「強制執行」の下に、「假落代金」を「代金」に、「支払フベシ」を「納付スベシ」に改め、同条ただし書きを削る。

第七条中「競落人」を「買受人」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十二条 第七条ノ期間内ニ法人設立ノ届出ナキ

トキハ賣却許可決定ハ其ノ効力ヲ失フ

第八十条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス(公証人法の一部改正)

第十一条 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第三項中「手数料」の中に「郵便料」を加える。

第四章中第五十七条の次に次の二条を加え

第九条第一項中「競落人」を「競売ノ買受人」に改め、同条第二項中「前二項」に

前項ノ規定ハ立木ニ対シ強制競売ニ係ル差押ガアリタル場合に於テ債務者ガ樹木ノ運搬ノ為土地ヲ使用スル権利ヲ有スルトキニ之ヲ準用ス

第十条中「及第三条乃至第九条」を「第三条、第四条、第五条第一項、第六条第一項、第三項及第四項、第七条、第八条並ニ第九条第一項及第三項」に改める。

(公有水面埋立法の一部改正)

第十二条 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「競売法ニ依ル競売」を「担保権ノ実行トシテ競売」(其ノ例ニ依ル競売)に改める。

第十八条 信託法(大正十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条 第二項中「強制執行」の下に、「假落代金」を「代金」に、「支払フベシ」を「納付スベシ」に改め、同条ただし書きを削る。

第六条第一項中「強制執行」の下に、「假落代金」を「代金」に、「支払フベシ」を「納付スベシ」に改め、同条ただし書きを削る。

第十二条 第二項中「強制執行」の下に、「假落代金」を「代金」に、「支払フベシ」を「納付スベシ」に改め、同条ただし書きを削る。

第十三条 信託法(大正十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第二項中「強制執行」の下に、「假落代金」を「代金」に、「支払フベシ」を「納付スベシ」に改め、同条ただし書きを削る。

第十五条 第二項中「強制執行」の下に、「假落代金」を「代金」に、「支払フベシ」を「納付スベシ」に改め、同条ただし書きを削る。

第十六条 第二項中「強制執行」の下に、「假落代金」を「代金」に、「支払フベシ」を「納付スベシ」に改め、同条ただし書きを削る。

第十七条 会社経理応急措置法(昭和二十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十八条 会社経理応急措置法(昭和二十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十九条 会社経理応急措置法(昭和二十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十条 会社経理応急措置法(昭和二十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 会社経理応急措置法(昭和二十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 会社経理応急措置法(昭和二十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 会社経理応急措置法(昭和二十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条 会社経理応急措置法(昭和二十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条 会社経理応急措置法(昭和二十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条 会社経理応急措置法(昭和二十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 会社経理応急措置法(昭和二十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条 会社経理応急措置法(昭和二十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

に改める。

第二百二十二条及び第二百三条第一項中「民事訴訟法」を「民事執行法其ノ他強制執行ノ手続ニ関スル法令ノ規定」に改める。

第二百八十七条第二項中「基キテ」を「因リガアリタル場合に於テ債務者ガ樹木ノ運搬ノ為土地ヲ使用スル権利ヲ有スルトキニ之ヲ準用ス」に改め、同項後段を削る。

第三百二十八条第一項中「基キテ」を「因リテ」に改め、同条第二項を削る。

(漁業財团抵当法の一部改正)

第十五条 漁業財團抵当法(大正十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「競落ヲ許ス決定ガ確定シタルトキ」を「買受人ガ代金ヲ納付シタルトキ」に改める。

(金融機関経理応急措置法の一部改正)

第十六条 金融機関経理応急措置法(昭和二十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十七条 金融機関経理応急措置法(昭和二十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十八条 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十九条 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十四条 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十五条 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十六条 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

に改める。



等」に改め、同条中「強制執行」の下に「又は仮差押え若しくは仮処分の執行」を加え、「申立て」を「申立て」に改める。

第三十条 会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「申立て」を「申立て」に、

「基づき」を「基づき」に、「仮差押」を「仮差押え」に、「競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売手続」を「担保権の実行としての競売（以下単に「競売」という。）の手続」に、「但し」を「ただし」に、「又は競売手続」を「又は競売の手続」に、「虞」を「おそれ」に改める。

第六十七条第一項中「申立て」を「申立て」に、「基づく」を「基づく」に、「仮差押」を「仮差押え」に、「競売法による競売及び」を「競売及び」に、「基づき」を「基づき」に、「競売法による競売手続」を「競売の手続」に改める。

第二百四十五条第二項中「に基いて」を「の記載により」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項を削る。

第二百八十三条第二項中「に基いて」を「の記載により」に改め、同条第三項を削る。

第二百八十四条中「及び第三項」を削る。

（道路交通事業抵当法の一部改正）

第三十一条 道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四十六号）の一部を次のように改める。

第十四条第五項中「事業財團の競落代金の全部の支払があつたとき」を「買受人が代金を納付したとき」に、「取消」を「取消し」に改める。

第十五条第一項中「競売手続又は」を「競売又は」に、「強制競売手続」を「強制競売」に、「取消」を「取消し」に、「事業財團の競落代金の全部の支払があるまで」を「買受人が代金を納付するまで」に、「競売の」を「競売又は強制競売の」に改め、同条第二項中「事業財團の競

落代金の全部の支払があつたとき」を「買受人が代金を納付したとき」に、「競売手続」を「競売又は強制競売」に、「取消」を「取消し」に改める。

第十七条の見出しを「（代金納付の通知）」に改め、同条中「裁判所」を「裁判所書記官」に、

「事業財團の競落代金の全部の支払があつたとき」を「買受人が代金を納付したとき」に改め、同条第三項中「申入」を「申入れ」に、「基づき」を「基づく」に、「競売法による競売」を「買受人が代金を納付したとき」に改める。

第十八条の見出し中「基づく」を「基づく」に改め、同条第一項中「競落代金の支払」を「代金の納付」に、「競落人」を「買受人」に、「基づく」を「基づく」に、「但し」を「ただし」に改める。

（農地法の一部改正）

第三十二条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「競元」を「強制競売、競元」に改めること。

第三条第一項第一号中「行なつて」を「行つて」に、「競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売又は」を「担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。以下単に「競売」という。）若しくは」に、「その強制執行」を「その差押えに係る強制執行」に、「又は国税滞納処分等」を「若しくは国税滞納処分等又はその仮差押えの執行に係る強制執行」に改める。

（道路交通事業抵当法の一部改正）

第三十一条 道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四十六号）の一部を次のように改める。

記載により」に改め、同条第三項を削る。

（道路交通事業抵当法の一部改正）

第二百八十三条第二項中「に基いて」を「の記載により」に改め、同条第三項を削る。

（道路交通事業抵当法の一部改正）

第二百八十四条中「及び第三項」を削る。

（道路交通事業抵当法の一部改正）

第三十一条 道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四十六号）の一部を次のように改める。

第十四条第五項中「事業財團の競落代金の全部の支払があつたとき」を「買受人が代金を納付したとき」に、「取消」を「取消し」に改める。

第十五条第一項中「競売手続又は」を「競売又は」に、「強制競売手続」を「強制競売」に、「取消」を「取消し」に、「事業財團の競落代金の全部の支払があるまで」を「買受人が代金を納付するまで」に、「競売の」を「競売又は強制競売の」に改め、同条第二項中「事業財團の競

第一号中「最低競売価額又は最低入札価額」を改め、同条中「裁判所」を「裁判所書記官」に、「最低入札価額」に、「とえる」を「超える」に改め、同項第二号中「競落人」を「強制競売又は競売による最高価買受申出人」に、「競買価額又は入札価額」を「買受人の申出の額」に改める。

第十九号の一部を次のように改め、同条第三項中「申入」を「申入れ」に、「基づく」を「基づく」に、「競売法による競売」を「買受人が代金を納付したとき」に改め、同条第三項中「申入」を「申入れ」に、「基づく」を「基づく」に、「競落人」を「買受人」に、「基づく」を「基づく」に、「但し」を「ただし」に改める。

（航空法の一部改正）

第三十三条 航空法（昭和二十七年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の四第一項中「強制執行」の下に「及び仮差押えの執行」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、仮差押えの執行で最高裁判所規則で定めるものについては、地方裁判所以外の裁判所が執行裁判所としてこれを管轄する。

第八条の四第二項中「強制執行」の下に「及び仮差押えの執行」を加え、「最高裁判所が」を「最高裁判所規則で」に改め、同条第三項中「回転航空機の」の下に「処分を禁止する仮処分の執行又は」を加える。

（法廷等の秩序維持に関する法律の一項改正）

第三十四条 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項本文を次のように改める。

過科の裁判の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第二号）その他強制執行の手続に関する法令の規定に従つてする。

第七条第五項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

（公衆電気通信法の一部改正）

第三十三条の見出しを「（強制競売及び競売の特例）」に改め、同条第一項中「民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）又は競売法による強制競売手続」を「強制競売又は競売」に、「競売期日、再競売期日又は入札期日」を「入札又は競り売りを実施すべき日」に、「競売価額」を「買受け」に、「その競売」を「強制競売又は競売」に改め、同条第二項中「左に」を「次に」に、「競売を含む。」を加え、「差押又は仮差押若しくは」を「差押え、仮差押え又は」に改める。

（公衆電気通信法の一部改正）

第三十五条 公衆電気通信法（昭和二十八年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九十七条の三第一項第三号中「強制執行」の下に「若しくは担保権の実行（その例による競売を含む。）」を加え、「差押又は仮差押若しくは」を「差押え、仮差押え又は」に改める。

（公衆電気通信法の一部改正）

第三十六条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

（昭和五十四年法律第二号）の規定に依る差押命令が発せられたとき。その差押を買受けの申出の額に改め、同項第三項第一号を次のように改める。

（昭和五十四年法律第二号）の一部を次のように改め、同項第三項第一号を次のように改める。

（関税法の一部改正）

第三十六条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

（昭和五十四年法律第二号）の規定に依る差押命令が発せられたとき。その差押を買受けの申出の額に改め、同項第三項第一号を次のように改める。

（昭和五十四年法律第二号）の一部を次のように改め、同項第三項第一号を次のように改める。

（昭和五十四年法律第二号）の一部を次のように改め、同項第三項第一号を次のように改める。

（昭和五十四年法律第二号）の一部を次のように改め、同項第三項第一号を次のように改める。

（建設機械抵当法の一部改正）

第三十七条 建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「強制執行」の下に「及び仮差押えの執行」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、仮差押えの執行で最高裁判所規則で定めるものについては、地方裁判所以外の裁判所が執行裁判所としてこれを管轄する。

（最高裁判所規則で）に改め、同条第三項中「建蔽面積の」の下に「処分を禁止する仮処分の執行又は」を加える。

（法廷等の秩序維持に関する法律の一項改正）

第三十四条 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項本文を次のように改める。

過科の裁判の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第二号）その他強制執行の手続に関する法令の規定に従つてする。

第七条第五項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

（公衆電気通信法の一部改正）

第三十五条 公衆電気通信法（昭和二十八年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九十七条の三第一項第三号中「強制執行」の下に「若しくは担保権の実行（その例による競売を含む。）」を加え、「差押又は仮差押若しくは」を「差押え、仮差押え又は」に改める。

（公衆電気通信法の一部改正）

第三十六条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の規定に依る差押命令が発せられたとき。その差押を買受けの申出の額に改め、同項第三項第一号を次のように改める。

（昭和五十四年法律第二号）の一部を次のように改め、同項第三項第一号を次のように改める。

（昭和五十四年法律第二号）の一部を次のように改め、同項第三項第一号を次のように改める。

（昭和五十四年法律第二号）の一部を次のように改め、同項第三項第一号を次のように改める。

（昭和五十四年法律第二号）の一部を次のように改め、同項第三項第一号を次のように改める。







別表第一の一の項の上欄中「ホをハ」とし、二をホとし、ハの次に次のように加える。

二 強制管理の方法による仮差押えの執行の申立て

別表第一の一七の項の上欄中「「執行文の付与に対する異議の申立て、執行裁判所がする強制執行の方法に関する異議の申立て、執行裁判所に対する配当要求、同法第六百八十七条第二項の規定による管理命令若しくは同条第三項の規定による引渡命令の申立て、同法第七百十九条の規定による船舶の航行の許可を求める申立て」を削り、同欄ホ中「イ」の下に「又はロ」を加え、同欄中「ホをハ」とし、同欄ニ中「处分に対する異議」を「執行処分又はその遅延に対する執行異議」に改め、同欄ニをホとし、ハを二とし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

四 執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て、民事執行法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、執行文の付与の申立てに関する異議の申立て、民事執行法第十九条第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十一条第二項の規定による特別代理人の選任の申立て、執行裁判所に対する配当要求、同法第五十五条第一項若しくは第六十条第一項の規定による売却のための保全処分若しくは同条第三項の規定による第七十七条第一項の規定による最高価買受申出人若しくは買受人のための保全処分の申立て、同法第八十三条第一項の規定による不動産の引渡命令の申立て、同法第一百五十五条第一項の規定に

よる船舶国籍証書等の引渡命令の申立て、同法第一百七条第一項の規定による船の航行の許可を求める申立て、同法第一百二十七条第一項の規定による差押物の引渡命令の申立て又は同法第一百七十二条第二項の規定による申立て

別表第一の一八の項の上欄(1)中「ニ若しくはホ」を「ホ若しくは」に改める。

別表第二の四の項の上欄中「執行力のある正本」を「執行文」に改める。

(船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正)

第四十九条 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売手続」を「担保権の実行としての競売の手続」に改める。

第三十五条第二項中「請求に関する異議を主張する」を「請求異議」、「民事訴訟法」を「民事執行法(昭和五十四年法律第十一号)」に改める。

第三十六条第三項中「民事訴訟法第五百四十七条及び第五百四十八条」を「民事執行法第三十六条及び第三十七条」に改める。

(油濁損害賠償保障法の一部改正)

第五十条 油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する確定判決についての執行判決に関しては、民事執行法(昭和五十年法律第十九条)第二十四条第三項中「民事訴訟法第二百条各号に掲げる条件を具備しない

3 所有権の移転に関する仮登記がされている土地等につき企業担保権の実行の開始の決定があつたときは、管財人は、仮登記の権利者に対し、第一項に規定する事項を企業担保法(昭和三十三年法律第六六号)第二十二条第一項第五号の期間内に届け出るべき旨を催告しなければならない。

4 民事執行法第五十条の規定は第一項又は前項の規定による催告を受けた仮登記の権利者について、同法第八十七条第二項の規定は第

五十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条に次の二項を加える。

2 民事執行法(昭和五十四年法律第 号)

第五十九条第二項及び第三項の規定は前項の規定により消滅する担保仮登記に係る権利を有する者に対する抗辯ができない土地等に係る権利の取得及び仮処分の執行について、同条第五項の規定は利害関係を有する者のした前項の規定又はこの項において準用する同条第二項の規定と異なる合意の届出について準用する。

第十七条 所有権の移転に関する仮登記がされている土地等に対する強制競売又は担保権の実行としての競売において配当要求の終期が定められたときは、裁判所書記官は、仮登記の権利者に対し、その仮登記が、担保仮登記であるときはその旨並びに債権(利息その他の附帯の債権を含む)の存否、原因及び額を、担保登記でないときはその旨を配当要求の終期までに執行裁判所に届け出るべき旨を警告しなければならない。

第十八条 所有権の移転に関する仮登記がされたときを「買受人が代金を納付したとき」に改め、同条第五項中「売得金」を「売却代金」に改める。

第二十九条第四項中「競落を許す決定が確定したとき」を「買受人が代金を納付したとき」に改め、同条第五項中「売得金」を「売却代金」に改める。

(民事審判法等の一部改正)

第五十三条 次に掲げる法律の規定中「民事訴訟に関する法令」を「民事執行法(昭和五十四年法律第十九条)」に改め、同条第五項中「売得金」を「売却代金」に改める。

2 次に掲げる法律の規定中「競落を許す決定が確定したとき」を「買受人が代金を納付したとき」に改める。

二 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第三十六条第一項

二 自動車抵当法(昭和二十六年法律第二百八十七号)第十七條第四項

二 航空機抵当法(昭和二十八年法律第六十六号)第二十条第四項

2 次に掲げる法律の規定中「競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売」を「担保権の

二項の債権者のための担保仮登記が仮差押えの登記後にされたものである場合について、同条第三項の規定は第二項の債権者のための担保仮登記が執行停止に係る差押えの登記後にされたものである場合について準用する。

(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正)

第五十二条 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十

に改める。

一 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二十五条第一項第二号

二 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第一百三十四号）第三十二条第一項第三号

三 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第一百四十五号）第三十四条第一項第二号

四 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）第三十八条第一項第三号

五 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第五十一条第一項第三号

六 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）第三十八条第一項第三号

七 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第五十一条第一項第三号

八 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第五十一条第一項第三号

九 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第五十一条第一項第三号

十 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第五十一条第一項第三号

十一 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第五十一条第一項第三号

十二 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第五十一条第一項第三号

十三 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第五十一条第一項第三号

十四 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第五十一条第一項第三号

十五 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第五十一条第一項第三号

十六 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第五十一条第一項第三号

十七 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第五十一条第一項第三号

十八 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第五十一条第一項第三号

十九 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第五十一条第一項第三号

二十 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第五十一条第一項第三号

二十一 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第五十一条第一項第三号

二十二 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第五十一条第一項第三号

### 理由

民事執行法の施行に伴い、民事訴訟法その他の関係法律の規定を整理する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第一条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「三百キロメートル」を「五百キロメートル」に、「百キロメートル」を「五十キロメートル」に改め、「含む。」の下に「並

びに座席指定料金（座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上とのもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。）」を加える。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）  
第二条 刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「三百キロメートル」を「五百キロメートル」に改め、「含む。」の下に「並

びに座席指定料金（座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上とのもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。）」を加える。

附則

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

理由

国家公務員等の旅費に関する規定の整備等にかかるが、民事訴訟及び刑事訴訟における証人等の旅費について、急行料金を支給する旅行の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

